

令和5年度

法令研修資料

【地域教材】

東北運輸局岩手運輸支局 監修
(一社)岩手県自動車整備振興会 刊

目 次

1. 審査事務規程の一部改正等について	P 1 ~ P 5
・ 第 4 6 次改正、第 4 7 次改正、第 4 9 次改正	
2. 自動車技術総合機構からのお知らせ	P 6 ~ P 1 0
・ 不正改造車を排除する取り組みの実施結果	
・ 令和 4 年度の不当要求行為について	
3. OBD 検査の概要について	P 1 1 ~ P 2 1
4. 自動車特定整備制度について	P 2 2 ~ P 3 5
5. 告示、通達改正関係(プレスリリース)	P 3 6 ~ P 8 1
6. 近年の整備事業者の処分一覧(東北運輸局管内)	P 8 2 ~ P 8 5
・ 指定整備事業者の処分状況一覧表	
7. その他資料	P 8 6 ~ P 9 0
・ 重要なお知らせ!! タカタ製エアバッグリコールが未実施のお客様へ	
・ 重量税照会サービス	
・ 第30回岩手県自動車整備技能コンクール《IJS グランプリ》	

1. 審査事務規定の一部改正等について

令和 4 年 10 月 28 日
独立行政法人自動車技術総合機構

審査事務規程の一部改正について（第 46 次改正）

1. 改正概要

（1）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - 圧縮天然ガス及び液化天然ガスを燃料とする、乗車定員 10 人以上の乗用自動車及び車両総重量 3.5t を超える貨物自動車には、協定規則で定めるラベルを車体の指定された箇所に貼付しなければならないものとして、対象となる自動車及び審査方法を規定します。[6-25、7-25、8-25]
 - 乗車定員 10 人未満の乗用車の前面ガラス等に投影される、運転者の認知を支援するための視界アシスタント（FVA：Field of Vision Assistant）情報について、審査方法を規定します。[6-41、7-41、8-41]
 - ガソリンを燃料とする直接噴射式の原因機を有する車両総重量 3.5t 以下の自動車及び軽油を燃料とする車両総重量 3.5t 以下の自動車は、粒子数（PN：Particle Number）の規制値に適合する必要があることを規定します。[7-58]
 - 乗車定員 10 人未満の乗用車及び車両総重量 3.5 トン以下の貨物自動車に搭載される事故情報計測・記録装置（EDR：Event Data Recorder）について、作動状態を記録する装置の審査方法を規定します。[6-110 の 2]
- ② 貨物自動車の用途の判定について、「自動車の用途等の区分について（昭和 35 年 9 月 6 日付け自車第 452 号）」に係る審査方法を明確化します。[4-17]
- ③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（2）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和 4 年 6 月 22 日国土交通省令第 52 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 4 年

6月22日国土交通省告示第713号、令和4年10月7日国土交通省告示第1040号)

- ・道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和4年8月31日国土交通省告示第938号）

3. 施行日

令和4年10月28日

審査事務規程の一部改正について（第47次改正）

1. 改正概要

（1）自動車の検査等関係

① 自動車検査証の電子化に伴う取扱いの明確化

継続検査等で紙の車検証の受取のために必要となっている運輸支局等への来訪を不要とし、OSSで申請手続を完結することを可能とするため、自動車検査証が電子化されることとなりました。

令和5年1月に予定されている自動車検査証電子化の開始に向けて、当機構における審査時の取扱いを明確化します。

② 自動車検査手続きのキャッシュレス化に伴う取扱いの明確化

検査登録手数料及び自動車重量税のクレジットカード決済の実現に伴い、当機構における審査手数料の取扱いを明確化します。

③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（2）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

自動車検査業務等実施要領について（依命通達）（昭和36年11月25日付け自車第880号）

3. 施行日

令和5年1月4日

審査事務規程の一部改正について（第 49 次改正）

1. 改正概要

（1）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
- 乗車定員 10 人以上の乗用自動車及び貨物自動車に備えられた電動駐車制動装置に自動作動要件を追加します。[7-15、8-15]
 - 乗車定員 10 人以上の乗用自動車及び車両総重量 3.5t を超える貨物自動車に備える衝突被害軽減制動制御装置について、強化された対車両の制動要件に加え新たに対歩行者の制動要件等を規定します。[7-20、8-20]
【適用時期】 新型車：令和 7 年 9 月 1 日 継続生産車：令和 10 年 9 月 1 日
 - 乗車定員 10 人未満の乗用自動車及び車両総重量 3.5t 以下の貨物自動車の歩行者の頭部保護性能に関する試験エリアに前面ガラスも含むことを規定します。[7-33]
【適用時期】 新型車：令和 6 年 7 月 7 日 継続生産車：令和 8 年 7 月 7 日
 - ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する普通自動車及び小型自動車又は軽油を燃料とする車両総重量 3.5t 超の自動車は、粒子数の規制値に適合する必要があることを規定します。[7-58]
【適用時期】
(ガソリン) 新型車：令和 6 年 10 月 1 日 継続生産車：令和 8 年 10 月 1 日
(軽油) 新型車：令和 5 年 10 月 1 日 継続生産車：令和 8 年 10 月 1 日
 - 二輪自動車への配光可変型前照灯の備付けを可能とします。[6-67、7-67、8-67]
 - 自動運行装置の要件について、高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能の作動可能な上限速度を引き上げる等とともに、運転者が不在となる場合を想定した規定の追加を行います。[7-113]
- ② その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（2）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和 5 年 1 月 4 日国土交通省令第 1 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 3 年 6 月 9 日国土交通省告示第 521 号、令和 3 年 9 月 30 日国土交通省告示第 1294 号、令和 4 年

1月7日国土交通省告示第10号、令和4年6月22日国土交通省告示第713号、令和4年10月7日国土交通省告示第1040号、令和5年1月4日国土交通省告示第1号)

3. 施行日

令和5年3月31日

2. 自動車技術総合機構からのお知らせ

プレスリリース
令和5年7月21日

独立行政法人
NALTEC 自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

不正改造車を排除する取り組みの実施結果（令和4年度）

[カスタムカーショーで5台の出展車両に文書による注意喚起]

[自動車用品店で18件の自動車部品・カー用品に注意喚起]

独立行政法人自動車技術総合機構（略称：自動車機構）は、不正改造車の排除を目的として、平成18年からカスタムカーショーにおける不正改造防止の啓発活動並びに自動車用品店での自動車部品・カー用品の実態調査に取り組んでおります。

今般、令和4年度の取り組み結果をまとめましたので、お知らせします。

◇カスタムカーショーにおける不正改造防止の啓発活動◇

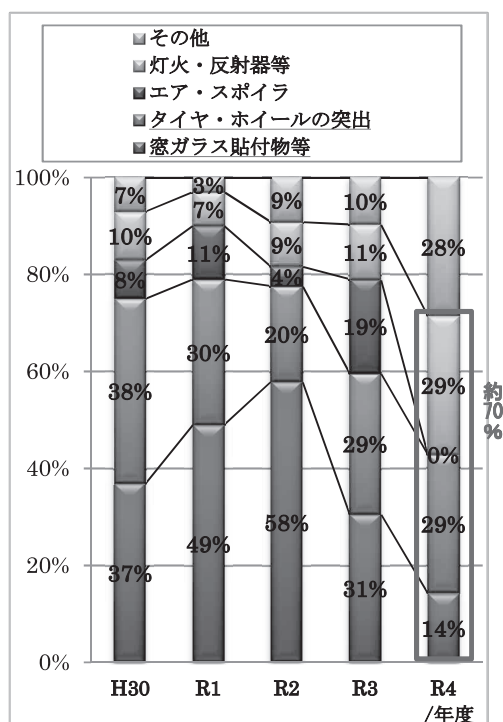
令和5年1月から2月に開催された2カ所のカスタムカーショー（東京オートサロン・大阪オートメッセ）において、展示された車両を自動車機構の自動車検査官が確認を行いました。

その結果、公道走行ができない改造が施された展示専用車両であるにもかかわらず、公道走行ができるかと誤解を与える展示を行っていた出展者等に対しては、文書により注意喚起を行うとともに、「公道走行不可」等の明確な表示をお願いしました。

出展車両は1349台（主催者発表）、表示が必要とされた車両は5台、保安基準不適合箇所は延べ10件あり、内訳としては、窓ガラスへの貼付物等とタイヤ・ホイールの突出及び灯火・反射器等で全体の約70%を占めました。（グラフ参照）

この啓発活動も18年目を迎え、主催者及び出展者の方々の不正改造に対する理解が深まっていますが、今年度も引き続き主催者等との連携を深め、不正改造車の撲滅に向けて取り組んで参ります。

グラフ:装置別の不適合箇所数内訳



※タイヤ・ホイールの突出



※会場の様子

◇自動車用品店での自動車部品・カー用品の実態調査◇

令和4年7月から令和4年10月にかけて、(一社)自動車用品小売業協会(APARA)の協力を得て、全国各地のカー用品ショップの19店舗に自動車機構の自動車検査官を派遣し、陳列されている自動車部品及びカー用品の基準適合性について、調査を実施しました。

調査の結果、取付位置や取付方法によっては保安基準に適合しなくなるおそれのある自動車部品・カー用品が全体で18件(前年度17件)見受けられたため、購入者への適切なアドバイスを行うよう、販売店舗へ注意喚起を行いました。(右表及びグラフ参照)

注意喚起を行った自動車部品・カー用品の種類は主に3種類あり、その中で最も多かったものは、「灯火・反射器関係」の8件でした。

最近ではLEDを使用した灯火の増加が見られ、取付位置や取付方法によっては基準に適合しなくなるおそれがあり、販売店舗に適切な表示等を要請し自動車ユーザーの理解を促しました。

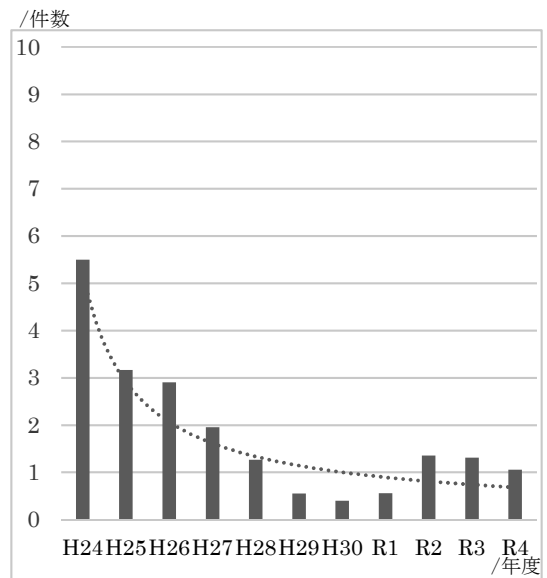
自動車機構では今年度も引き続き関係団体と協力し不正改造防止の啓発活動に取り組み、全国各地のカー用品ショップの18店舗(予定)で調査を行い、自動車ユーザーに対し不正改造への理解を促し、不正な改造が行われることを未然に防止するための啓発活動を行うて参ります。

表：保安基準に適合しなくなるおそれの部品・用品の具体例

部品・用品種別及び件数	具体的な内容
・灯火・反射器関係 (8件)	LEDを使用し点滅する灯火、赤色反射器について装着方法によって基準に適合しないおそれがある
・窓ガラス貼付物等 (5件)	前面ガラス、運転者席又は助手席のガラスに貼付する補助ミラー、ドライブレコーダー又は窓ガラス用カーテンが運転者の視野を妨げになるおそれがある
・車枠・車体関係 (2件)	ホイールスペーサー、ホイールカバーの装着方法によっては基準に適合しないおそれがある



グラフ：1店舗あたりの注意喚起件数



〈問い合わせ先〉

〒160-0003

東京都新宿区四谷本塩町4-41住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話03-5363-3441(代表)

FAX03-5363-3347



令和4年度の不当要求行為は76件発生

～機構職員に対する暴力行為は4件発生～

令和4年度中に全国の事務所から報告があった、機構職員に対する暴力行為、脅迫・威圧行為、強要行為等の不当要求行為についてまとめたのでお知らせいたします。

1. 全国93カ所の事務所から報告がありました不当要求行為の総件数は76件でした。前年度より、6件（8.5%）増加しております。
2. 不当要求行為を行った受検者別内訳は、受検代行業者によるものが24件（31.6%）、ユーザー本人によるものが35件（46.0%）、整備事業者によるものが17件（22.4%）となっています。
3. 不当要求行為の内容別内訳は、脅迫・威圧行為が16件（21.1%）、説明強要が34件（44.7%）、合格強要が13件（17.1%）、時間外検査強要が2件（2.6%）、車両放置が4件（5.3%）、暴力行為が4件（5.3%）、その他が3件（3.9%）となっています。
4. 機構職員に対する暴力行為は依然として無くならず、令和4年度は4件の暴力行為が発生しました。暴力行為に対しては、警察に被害届出を出すなど毅然とした対応を行っています。
5. 不当要求行為に対し警察が出動した事案は28件あり、その内訳は受検代行業者によるものが10件、ユーザー本人によるものが14件、整備工場によるものが4件で、ユーザー本人によるものが半数を占めております。
6. 今後とも引き続き、国土交通省や警察当局との連携を密にし、不当要求防止責任者を選任することや不当要求に係る緊急事態を想定した対応訓練を実施するとともに、防犯カメラやICレコーダによる防犯設備の活用により、組織全体で不当要求防止対策に取り組み、的確で厳正かつ公正な審査業務を実施して参ります。

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル4階

独立行政法人自動車技術総合機構 企画部企画課

電話 03-5363-3441（代表）

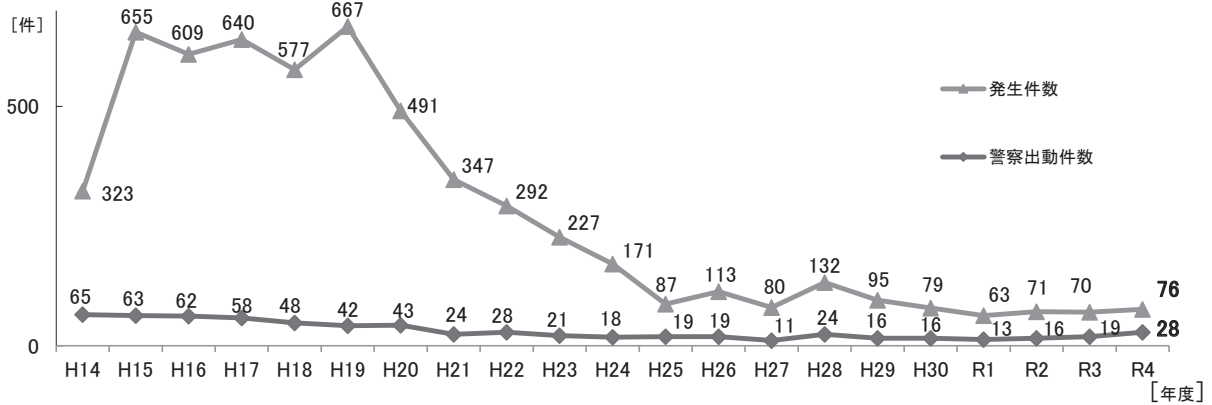
FAX 03-5363-3347

<http://www.naltec.go.jp>

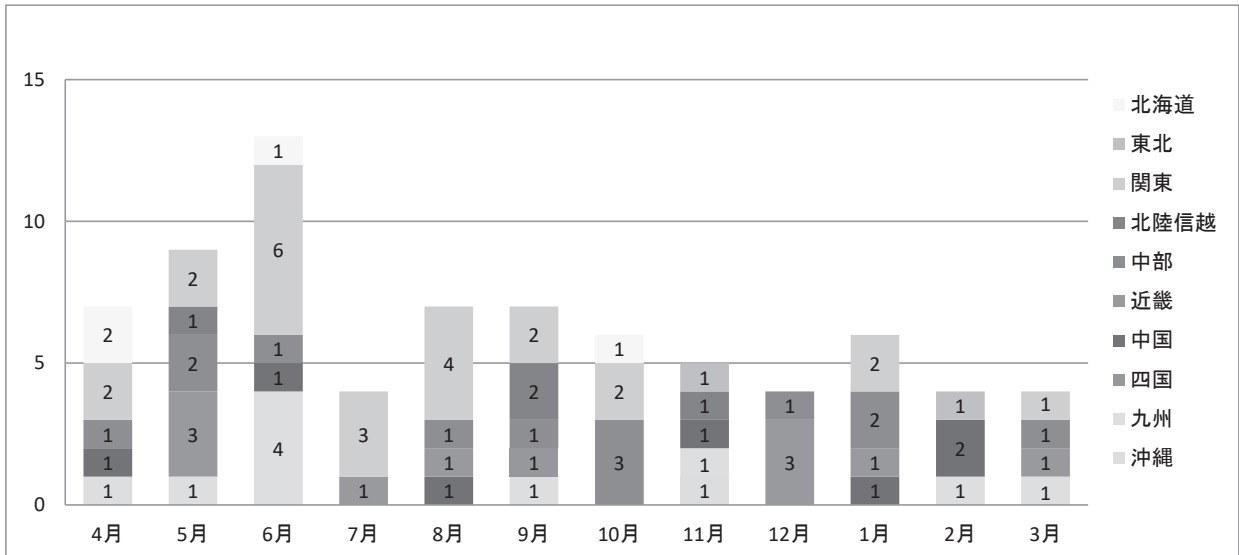
自動車機構における不当要求行為の概要

平成14年度（14年7月1日から）～ 令和4年度（令和5年3月31日まで）

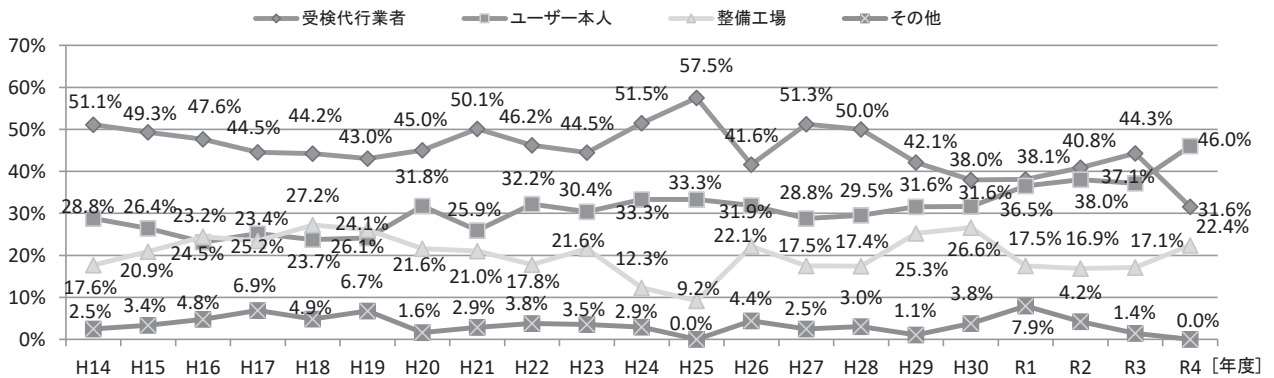
I. 不当要求行為の推移



II. 地域別の発生状況

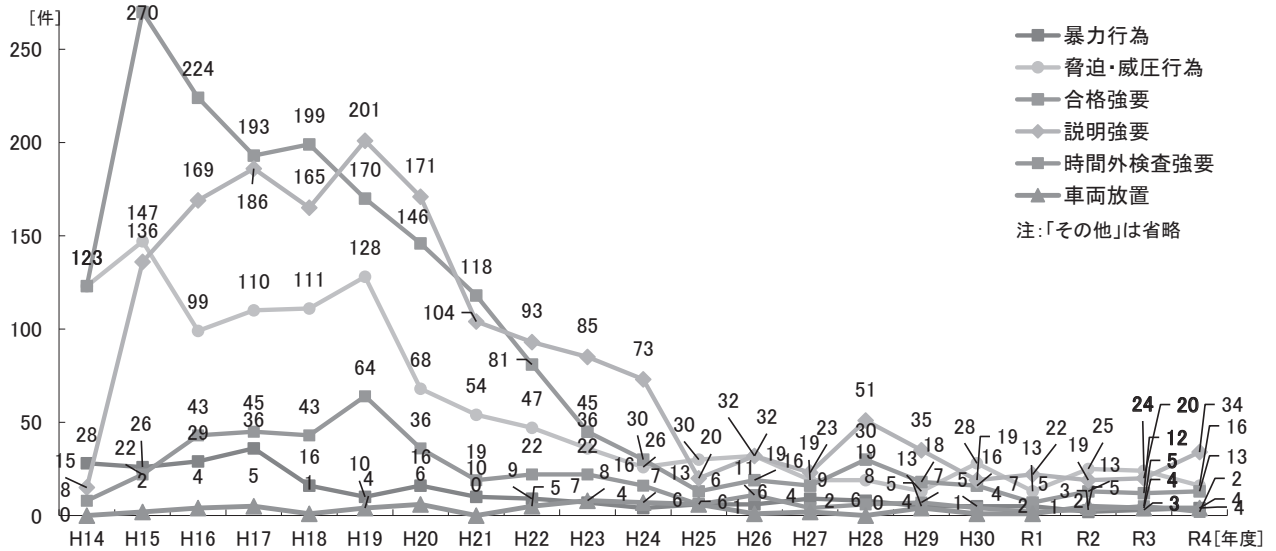


II-2. 不当要求行為の受検者別推移

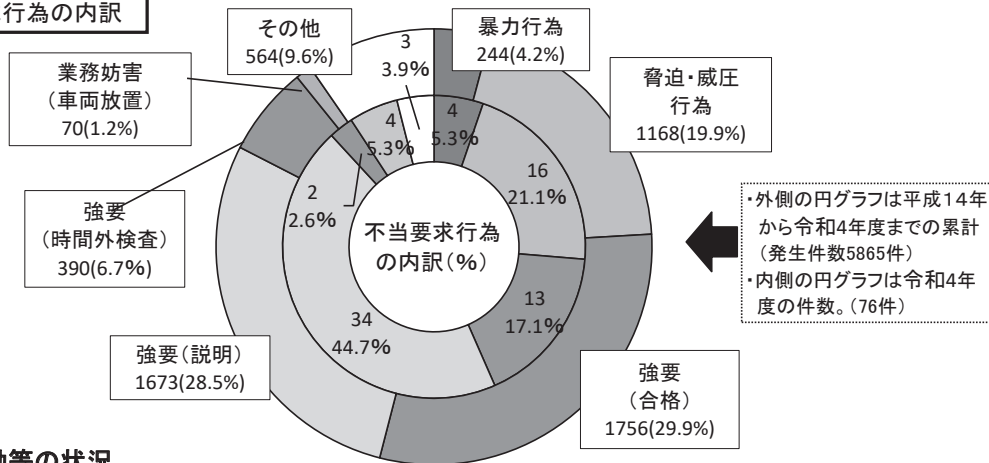


Ⅲ. 不当要求行為別の発生状況

不当要求行為内訳の推移



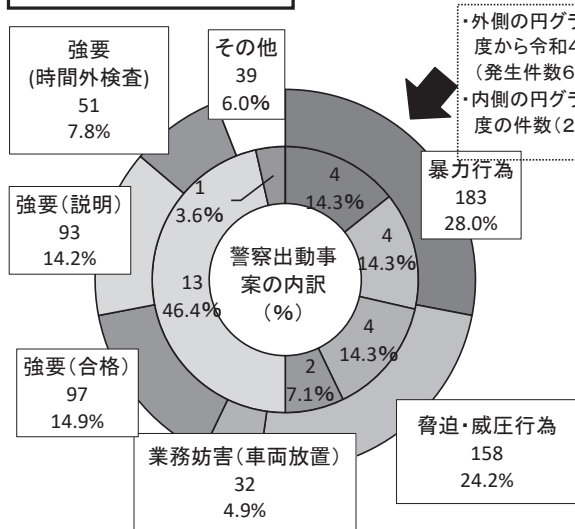
不当要求行為の内訳



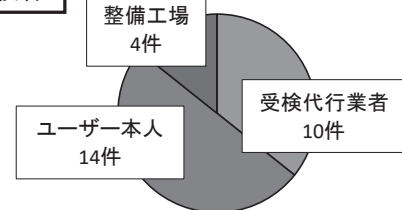
・外側の円グラフは平成14年度から令和4年度までの累計(発生件数5865件)
 ・内側の円グラフは令和4年度の件数。(76件)

Ⅳ. 警察出動等の状況

警察出動事案の内訳



受検者



刑事事件の総数

()内は平成14年度から令和4年度までの累計で令和4年度分を含む

刑事事件	0件	(66)	
逮捕者	0人	(38)	
起訴	0人	(35)	
刑事罰	懲役	0人	(6)
	禁固	0人	(1)
	罰金	0人	(28)
	計	0人	(34)

3. OBD 検査の概要について

OBD検査の概要

独立行政法人 自動車技術総合機構

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

目次

1. OBD検査とは
2. OBD検査導入背景の紹介
3. OBD検査導入スケジュールの紹介
4. OBD検査システムの紹介
5. OBD検査の開始にあたり準備するもの
6. OBD検査対象の車両について
7. OBD検査の事前準備、業務の流れ
8. OBD検査の実施概要
9. OBD検査ポータルを紹介

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

1. OBD検査とは

Point

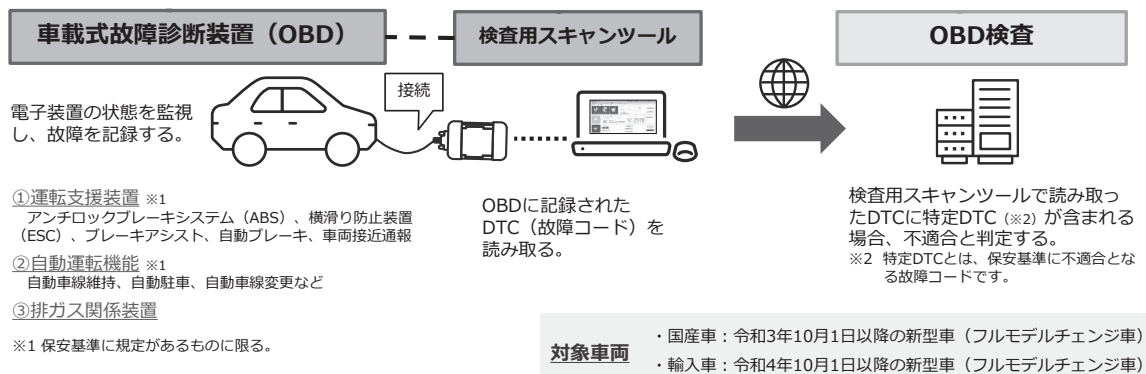
自動車の検査に電子制御装置の検査を導入する

OBD検査とは、従来の自動車の検査では発見できなかった電子制御装置の故障に対応する電子的な検査です。現在の自動車の検査では検出できない不具合をシステムを利用して検査することができます。

車両に搭載された電子制御装置の状態を監視して故障を記録するOBD（車載式故障診断装置）とスキャンツールを接続することで、車両に記録されたDTC（故障コード）を読み取り合否判定を行います。

OBD検査の対象となる車両は、国産車は令和3年10月1日以降の新型車、輸入車は令和4年10月1日以降の新型車です。※ただし、大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車は除きます。

車載式故障診断装置（OBD）を活用した自動車検査手法



Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

2. OBD検査導入背景の紹介

Point

電子制御装置の誤動作による事故を防ぐための機能確認としてOBD検査を導入

近年、運転支援等の技術の進化・普及が急速に進展する中、自動ブレーキや自動車間距離制御（ACC）装置が搭載された自動車が増えています。それに伴い、それらの電子装置の不具合による事故も発生しています。これら運転支援等を制御する電子装置に誤作動が発生した場合、重大事故等につながるおそれがあることから、電子装置に関する機能検査の必要性が高まっていますが、現在の自動車の検査では電子装置の機能確認には対応していません。

最近の自動車には、電子制御装置の状態を監視して、故障を記録するOBD（車載式故障診断装置）が搭載されています。OBDにスキャンツールを接続することで、OBDに記録されたDTC（故障コード）を確認することができます。

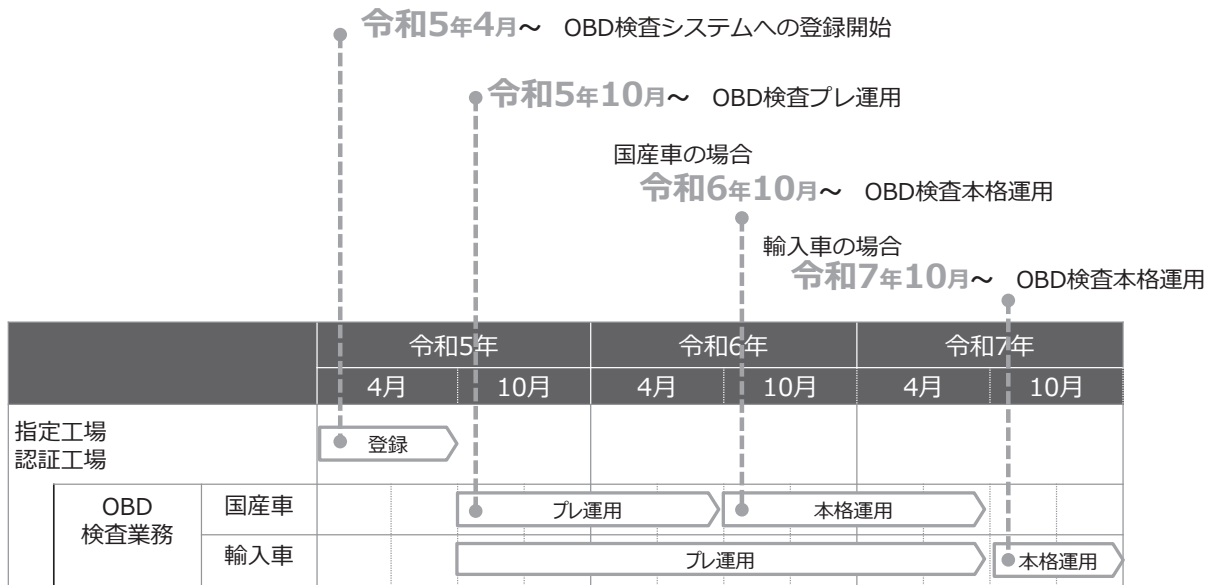
この技術を活用し、DTC（故障コード）確認による合否判定を行うOBD検査を自動車の検査に導入し、運転支援等の技術に用いられる電子装置に対する機能確認を行うことになりました。OBD検査の適用開始は令和6年10月以降です。



Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

3. OBD検査導入スケジュールの紹介

OBD検査の導入スケジュールは以下のとおりです。



※プレ運用ではOBD検査の合否判定は必須ではありませんが、本格運用に向けて、この期間に操作習熟をお願いします。本格運用開始以降では合否判定が必須となります。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

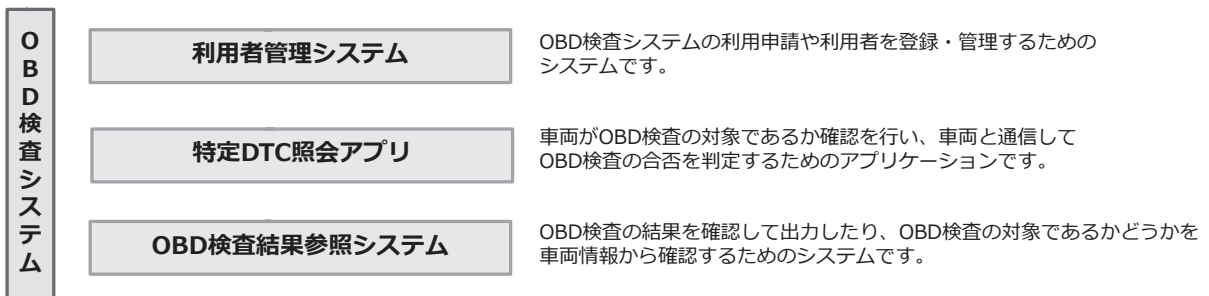
4. OBD検査システムの紹介

Point OBD検査システムは3つのシステム・アプリで構成される

OBD検査に関連する業務として、以下があります。

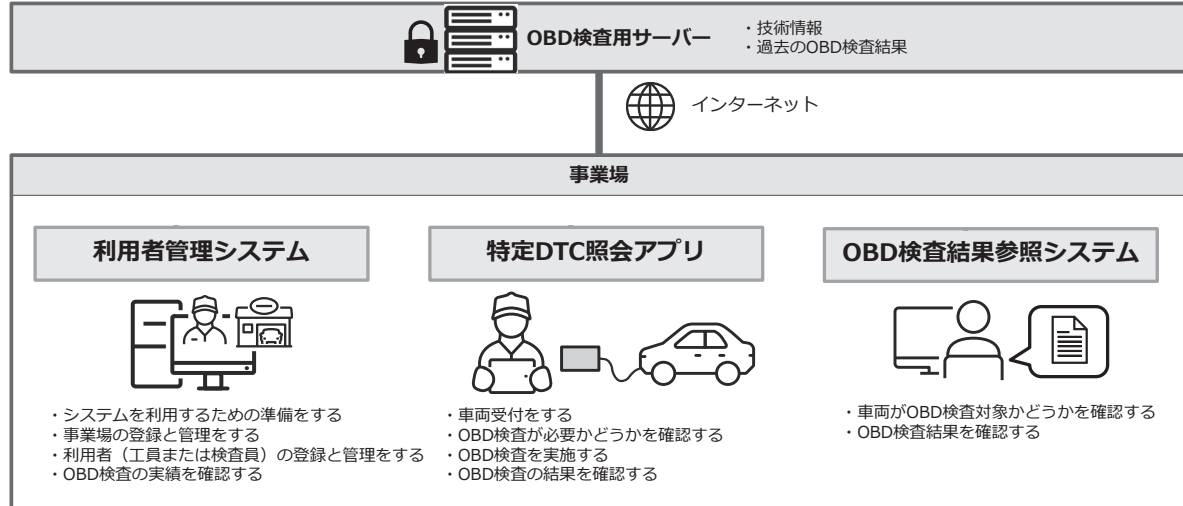
- OBD検査を実施する事業場や利用者の登録・管理（検査実施前に行う業務）
- OBD検査の実施
- OBD検査結果の確認

これらの業務は、OBD検査業務のために開発されたOBD検査システムを利用して行います。OBD検査システムは、インターネットを経由してOBD検査用サーバーに接続して利用することができます。OBD検査システムは、以下のシステムとアプリで構成されています。



Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

自動車製作者等から提出された技術情報や事業場で実施した過去のOBD検査結果は、セキュリティを担保したうえでOBD検査用サーバーで管理されます。事業場からはインターネットを経由してOBD検査用サーバーに接続し、以下のシステムとアプリを利用してOBD検査を実施します。



Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

5. OBD検査の開始にあたり準備するもの

Point 事前にインターネット環境や各種機器、クライアント証明書、特定DTC照会アプリの準備が必要

環境・機器の準備

通信環境および検査で使用するPCまたはタブレット、検査用スキャンツールなどの機器を準備する必要があります。PCまたはタブレット、検査用スキャンツールには、クライアント証明書をインストールする必要があります。また、検査用スキャンツールには、特定DTC照会アプリをインストールする必要があります。OBD検査の導入スケジュールに合わせて、ご準備ください。

	令和5年		令和6年		令和7年	
	4月	10月	4月	10月	4月	10月
指定工場／認証工場	登録					
OBD検査業務	国産車		プレ運用	本格運用		
	輸入車		プレ運用		本格運用	

令和5年4月～

利用者管理システム／OBD検査結果参照システムに必要なもの

インターネット環境 PC

Windows 10以上 ※1

令和5年10月～

特定DTC照会アプリに必要なもの

インターネット環境 検査用スキャンツール※

VCI WindowsがインストールされたPCまたはタブレット ※1

二次元コードリーダー ICタグリーダー

車検証読み取り用
手入力も可能なため、必要に応じて準備

※検査用スキャンツールは、OBD検査に対応した機器を使用する必要があります。対象機器の詳細については、日本自動車機械工具協会のホームページを参照のうえ各自ご準備ください。

※1：1台の端末で特定DTC照会アプリ／利用者管理システム／OBD検査結果参照システムを使用することもできます。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

6. OBD検査対象の車両について

Point

OBD検査対象車かどうかを車検証や電子車検証で確認

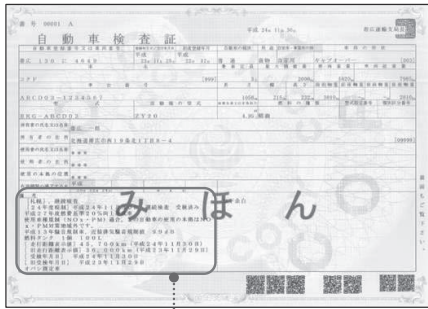
以下の車両がOBD検査の対象になります（ただし、大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車を除く）。

- 国産車：令和3年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）
- 輸入車：令和4年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）

OBD検査対象車の車検証および電子車検証の備考欄には、「OBD検査対象車」（電子車検証の場合は「OBD検査対象」）などの記載があります。ただし、OBD検査の対象と記載がある車両でも、OBD検査が不要となる場合があります。

※OBD検査の要否は、特定DTC照会アプリやOBD検査結果参照システムで確認することができます。

車検証



電子車検証



備考
OBD検査対象車

備考
OBD検査対象

- 以下の場合、OBD検査対象車であってもOBD検査不要と判定されます。
- ・ 検査日が令和6年9月30日以前（輸入車は令和7年9月30日以前）である
 - ・ 検査日が型式指定年月日から2年を経過していない
 - ・ 検査日が初度登録年月または初度検査年月の前月の末日から起算して10ヶ月を経過していない

7. OBD検査の事前準備、業務の流れ

Point

OBD検査の事前準備⇒OBD検査の実施

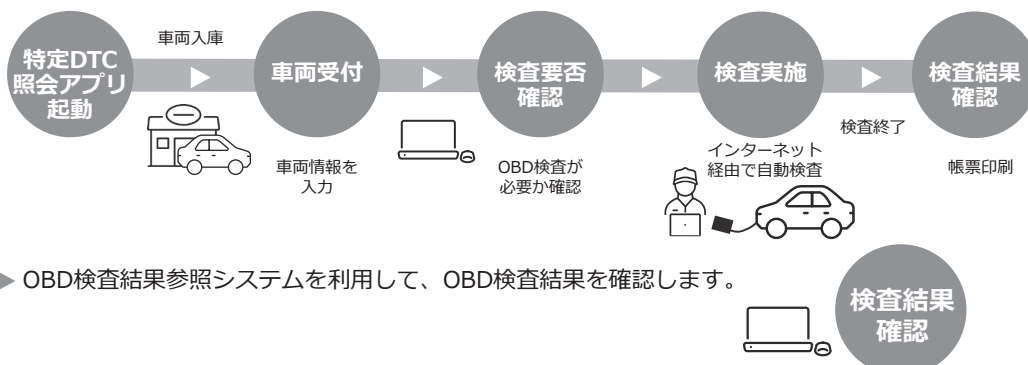
OBD検査の事前準備の流れ

OBD検査の事前準備は、利用者管理システムを利用して行います。



普通の業務（OBD検査）の流れ

OBD検査は、特定DTC照会アプリを利用して行います。



▶ OBD検査結果参照システムを利用して、OBD検査結果を確認します。

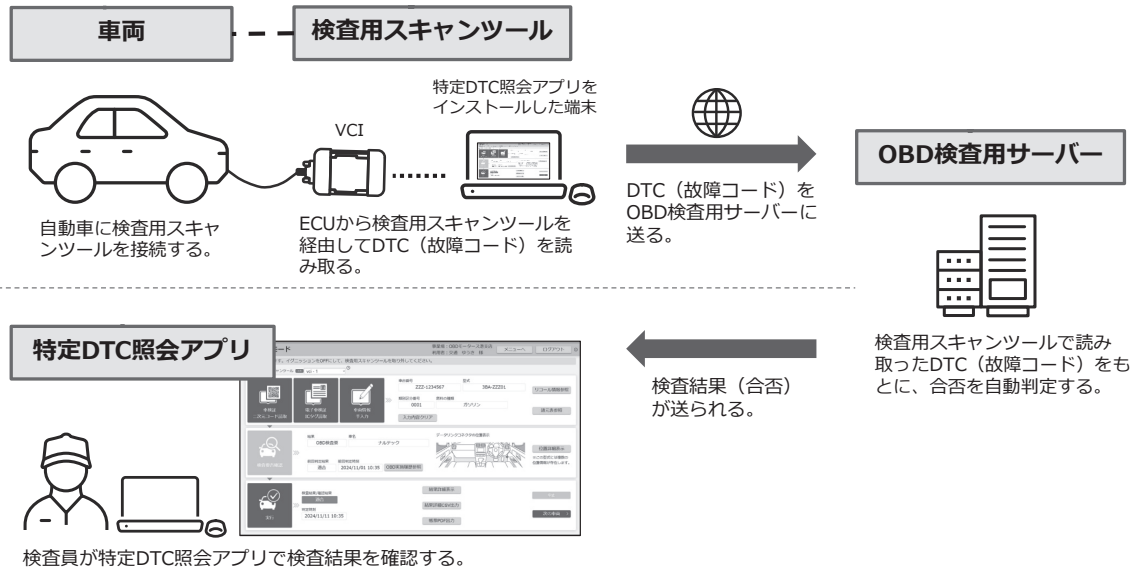
検査結果
確認

7. OBD検査の実施概要

Point

DTC（故障コード）を読み取り、
サーバーで判定した結果を確認する

OBD検査は、車両に検査用スキャンツールを接続し、特定DTC照会アプリを利用して行います。車両から読み出したDTC（故障コード）を特定DTC照会アプリからOBD検査用サーバーに送り、OBD検査用サーバーが可否を自動判定します。その後、検査結果を特定DTC照会アプリで確認します。



Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

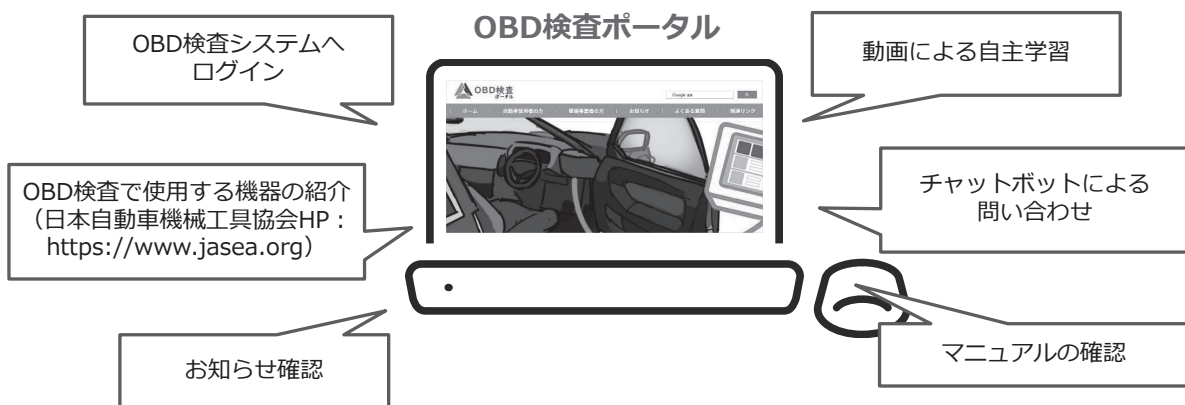
8. ポータルの紹介

Point

OBD検査システムへのログインやOBD検査に関する情報の閲覧ができる

OBD検査に関する情報発信、学習支援メニューとして、「OBD検査ポータル」を設置しています。OBD検査ポータルでは、OBD検査システムへのログイン、マニュアルの確認、動画による自主学习、お知らせの確認、チャットボットでの問い合わせができます。また、検査用スキャンツールに関する情報が掲載されていますので、検査用スキャンツールに関するお問い合わせがあった際も情報を確認することができます。

<https://www.obd.naltec.go.jp>



Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

お問い合わせ先

本システムについてのお問い合わせ先は以下になります。

お問い合わせ先：**OBD検査コールセンター**

電話番号：0570-022-574

対応時間：月曜日～金曜日（祝日および12月29日から1月3日を除く）9時00分～17時00分

プレ運用へのご協力のお願い

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

目次

1. OBD検査のプレ運用
2. 検査コースにおけるOBD検査の流れ
3. 受検者の皆様へのお知らせとお願い

【参考】

- ・ OBD検査対象車・対象装置の詳細について
- ・ OBD検査の基準について

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

1. OBD検査のプレ運用

Point

令和5年10月から開始

令和6年10月から始まるOBD検査の円滑な導入のため、令和5年10月からOBD検査のプレ運用を開始します。

「本運用に向けてOBD検査の練習を重ねて慣れていただくための期間」という位置づけですので、今後の車検業務の流れがどのようになるかイメージをつかんでいただくと幸いです。

このうち、検査コースにおけるOBD検査のプレ運用について、次のページから説明します。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

2. 検査コースにおけるOBD検査の流れ

Point

指定工場と同様に自動で判定

OBD検査の基準適合性審査は、検査担当者が次の手順により実施します。

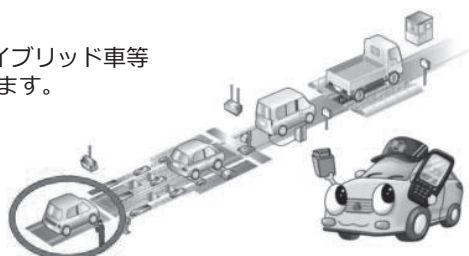
- ① 検査コースの入口において自動車検査証等の二次元コードを読み取り、OBD検査が必要かどうかを、検査用端末からOBD検査用サーバに照会します。
- ② OBD検査対象車のデータリンクコネクタに検査用スキャンツールを接続して、車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出し、検査用端末からOBD検査用サーバに照会します。
- ③ OBD検査用サーバが分析及び照会した結果の応答を待ち、基準適合性の判定結果を検査用端末で確認します。

注1：データリンクコネクタへの検査用スキャンツールの接続/取り外しは、原則として検査担当者が実施します。

注2：検査担当者の指示により、原動機の始動（電気自動車やハイブリッド車等は、READY等の走行可能状態）と、停止の操作をお願いします。



OBD検査は 検査コースの入口において実施します。 ➡



Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

3. 受検者の皆様へのお知らせとお願い

- プレ運用期間中に受検するOBD検査対象車については、可能な限りOBD検査の実施にご協力いただきたく、検査担当者からお声がけさせていただきます。

所要時間は、自動車からの応答状況やECUの搭載数等によって異なりますが、合計1分程度を想定しています。

検査担当者による検査用スキャンツールの接続/取り外しも含め、本運用後と同じように、実際にOBD検査を実施する環境で行いますので、手順や時間がどうなるかのイメージをご理解いただけたらと思います。なお、OBD検査結果は口頭でお伝えします。

- プレ運用期間中に新規検査又は予備検査を受検する新車については、可能な限り、検査担当者によるデータリンクコネクタ位置及び構造並びに検査用スキャンツールを接続する直前までの手順の確認作業にご協力いただきたく、検査担当者からお声がけさせていただきます。

- プレ運用期間中に継続検査を受検するOBD検査対象車以外の自動車については、排出ガス関係装置に限り、OBD検査ができるようにしています。OBD検査を希望する場合には、検査担当者に申し出てください。なお、OBD検査結果は口頭でお伝えします。

※ただし、平成19年以前に製作された自動車など、一部の自動車については検査不可となる場合があります。ご了承ください。

注1：プレ運用期間中に実施するOBD検査の結果は、車検の可否には影響しません。

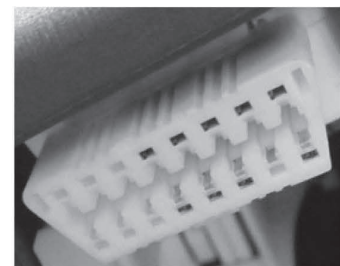
なお、本運用後に保安基準不適合となってしまう箇所があった場合には、適切な点検・整備の実施をお願いします。

注2：OBD検査を実施してもしなくても検査費用は変わりません。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

- OBD検査の実施にご協力いただける場合は、運転席下部などにあるデータリンクコネクタには何も取り付けられておらず、検査用スキャンツールを接続できる状態で受検してください。

また、必要に応じ、データリンクコネクタ附近のカバー類の取外しにご協力ください。



データリンクコネクタ

[自動車特定整備事業者さま]

- 検査コースでの受検前に、検査用スキャンツールを用いて車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出し、当機構が開発・管理している「特定DTC照会アプリ」を経由して「OBD検査用サーバ」に照会した自動車について、きちんと通信されているかを知りたい場合には、検査担当者に申し出てください。

注：本運用開始後、自動車特定整備事業者の皆様が特定DTC照会アプリを用いてOBD確認を行い、

保安基準に不適合がないことが確認された車両については、確認後5日以内であれば、

原則として車検場でのOBD検査を省略することとなります。（ただし、一定の割合で省略不可となります。）

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

【参考】OBD検査対象車・対象装置の詳細について

■OBD検査対象車とは

自動車検査証等の備考欄にOBD検査の対象である旨の記載があります。

型式指定日が令和3年10月1日(輸入自動車は令和4年10月1日)以降のフルモデルチェンジ車等がOBD検査対象車となります。

ただし、型式指定自動車又は多仕様自動車以外の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車は対象外となります。

■OBD検査対象装置とは

- ①かじ取装置(UN R79の高度運転者支援ステアリングシステムに係る部分に限る。)
- ②走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置(ABS)
- ③走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置(ESC)
- ④走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置(EVSC)
- ⑤緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置(BAS)
- ⑥衝突被害軽減制動制御装置(AEBS)
- ⑦排出ガス発散防止装置
- ⑧電力により作動する原動機を有する自動車に備える車両接近通報装置(AVAS)
- ⑨自動運行装置

※フルモデルチェンジ車等：ニューモデルやフルモデルチェンジがこれに含まれ、派生車や兄弟車は基本的には含まれません。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

【参考】OBD検査の基準について

- OBD検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出した結果、事例欄に該当する場合は、保安基準不適合となります。(プレ運用期間中の結果は、車検の合否には影響しません。)

装置の種類	事例
排出ガス関係装置 (排出ガス発散防止装置)	<ul style="list-style-type: none"> ・OBD検査対象装置の車載式故障診断装置が正常に機能するために十分な電圧が確保されていないもの ・警告灯を点灯させるための信号(MIL信号)が出力されているもの ・1つもレディネスコード(故障診断の前提条件が成立していることを示すコード)が記録されていないもの ・当該装置に係る特定DTC(OBD検査対象装置が細目告示第一節に規定する基準に適合しなくなると識別できるコード)が1つ以上記録されているもの ・上記項目に該当するかどうかの判定に必要な情報がOBD検査対象装置の車載式故障診断装置から読み出せないもの
安全関係装置 (排出ガス発散防止装置以外の装置)	<ul style="list-style-type: none"> ・当該装置に係る特定DTCが1つ以上記録されているもの

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

4. 自動車特定整備制度について

特定整備制度概要

0

分解整備の範囲拡大

交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会自動運転等先進技術に係る制度整備小委員会報告書

① 先進技術の点検整備のあり方

【現行制度の評価】

近年の自動車技術の電子化、高度化に伴い、現行の分解整備の対象となる装置の取り外しを伴わない整備又は改造であっても、当該装置の作動に影響を及ぼすおそれがあり、その結果として保安基準適合性に大きな影響を与えるものが増加している。

また、現行の道路運送車両法では、これらの整備又は改造が「分解整備」の定義には含まれておらず、また、先進技術にかかる装置は分解整備の対象装置となっていないため、これらについて点検整備記録簿への記載義務がない上、認証を受けない事業者であっても取外しを伴う整備又は改造が可能であり、整備作業の安全性確認が法制上担保されていない。

【今後の対応】

(イ) 国においては、自動車整備事業者が行う自動ブレーキ等の先進技術を搭載した車や自動運転車（以下「自動運転車等」という。）の整備について、その確実な実施を担保するため、これらの整備を行う自動車整備事業者を、「自動車特定整備事業者」（仮称）として認証することが必要である。また、使用者がこれらの事業者を判別できるようにすることが必要である。

道路運送車両法(第49条第2項)新旧

分解整備

原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置又は連結装置を取り外して行う自動車の整備又は改造であつて国土交通省令（※）で定めるもの

特定整備

原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置、連結装置又は自動運行装置（第四十一条第二項に規定する自動運行装置をいう。）を取り外して行う自動車の整備又は改造その他のこれらの装置の作動に影響を及ぼすおそれがある整備又は改造であつて国土交通省令（※）で定めるもの

（※）道路運送車両法施行規則第3条において規定

1

分解整備の範囲拡大

道路運送車両法施行規則

(特定整備の定義)

第三条 法第四十九条第二項の特定整備とは、第一号から第七号までのいずれかに該当するもの（以下「分解整備」という。）又は第八号若しくは第九号に該当するもの（以下「電子制御装置整備」という。）をいう。

一～七 (略)

八 次に掲げるもの（以下「運行補助装置」という。）の取り外し、取付位置若しく取付角度の変更又は機能の調整を行う自動車の整備又は改造（かじ取り装置又は制動装置の作動に影響を及ぼすおそれがあるものに限る、次号に掲げるものを除く。）

イ 自動車の運行時の状態及び前方の状況を検知するためのセンサー
ロ イに規定するセンサーから送信された情報を処理するための電子計算機

ハ イに規定するセンサーが取り付けられた自動車の車体前部又は窓ガラス

九 自動運行装置を取り外して行う自動車の整備又は改造その他の当該自動運行装置の作動に影響を及ぼすおそれがある自動車の整備又は改造

2

認証のパターン

「特定整備」は、新たに認証が必要となる作業（電子制御装置整備）のみでなく、現在の分解整備も含む。

地方運輸局長の認証は

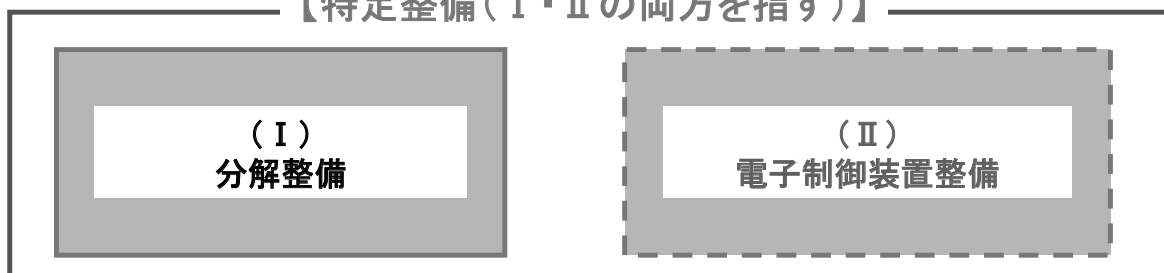
(Ⅰ) 分解整備のみを行うパターン

(Ⅱ) 電子制御装置整備のみを行うパターン

(Ⅲ) 分解整備及び電子制御装置整備の両方を行うパターン の3パターンを想定

※いずれも、「自動車特定整備事業者」です

【特定整備(Ⅰ・Ⅱの両方を指す)】



3

電子制御装置整備とは

対象となる作業

自動車の安全な運行に直結するものや、整備作業の難易度が高い(整備要領書やスキャンツールの活用が必要)なものとして、以下を、特定整備の対象となる作業(電子制御装置整備作業)とする。

Lv3
以上

① 自動運行装置の取り外しや作動に影響を及ぼすおそれがある整備・改造

② 衝突被害軽減制動制御装置(いわゆる「自動ブレーキ」)、自動命令型操舵機能(いわゆる「レーンキープ」)に用いられる、前方をセンシングするためのカメラ等の取り外しや機能調整(※)

Lv3
未満

※ カメラを接続したことをECUに認識させるコーディング作業や、カメラを取り外さずに行う光軸調整など、上記の取り外しを伴わない整備・改造

③ ①、②に係るカメラ、レーダー等が取り付けられている車体前部(バンパ、グリル)、窓ガラスの脱着

※ その後、カメラ等の機能調整が必要となるため

市販車に搭載されている、(→)前方をセンシングするためのデバイスの例
カメラ(単眼/複眼)、ミリ波レーダー、赤外線レーザー



4

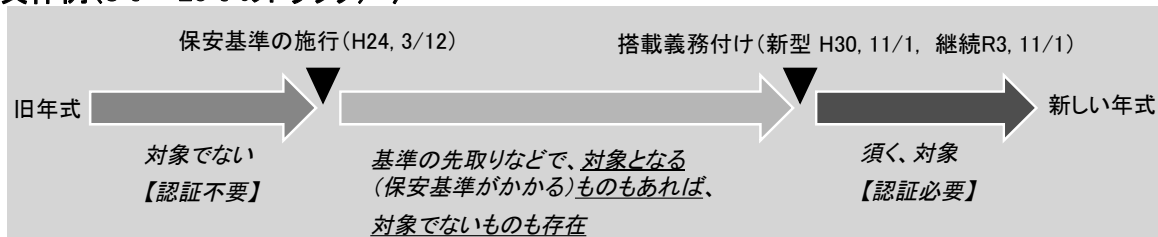
電子制御装置整備とは

- 電子制御装置整備の対象となる車両は、保安基準が設定されている装置を備えるもの。ただし、安全面を考えれば、保安基準対象でないものであっても認証工場に委託することが安心。
- 対象車両の情報については、国や関係団体において、自動車の使用者や整備事業者において利用しやすいよう提供(HP等)。

〈保安基準の設定状況〉

対象装置名	現状の基準	今後の見込み
自動運行装置(Lv3以上のもの)	なし	改正法の公布から1年以内に基準を策定
衝突被害軽減制動制御装置(自動ブレーキ)	大型車に義務付け	乗用車についても、義務付け
自動命令型操舵機能(レーンキープ)	備える場合、基準あり	-

〈具体例(8t~20tのトラック)〉



5

認証基準（分解整備）

※普通自動車(乗用車)の例			分解整備								
			原動機	動力伝達装置	走行装置	操縦装置	制動装置	緩衝装置	連結装置		
設備	屋内作業場	点検作業場	間口	4m以上	←	←	←	←	←	2.8m以上	
		奥行	8m以上	6m以上	←	←	←	←	←	6.5m以上	
		車両整備作業場	天井高さ	対象とする自動車について分解整備又は点検を実施するのに十分であること							
			間口	4m以上	←	←	←	←	←	←	2.8m以上
	奥行	8m以上	6m以上	←	←	←	←	←	←	6.5m以上	
	部品整備作業場	8㎡	5㎡	←	←	←	←	←	←	←	
床面は平滑であること											
車両置場	間口	3m以上	←	←	←	←	←	←	←	←	
	奥行	5.5m以上	←	←	←	←	←	←	←	←	
作業機械等	作業機械		プレス、エアコンプレッサ、バイス、チェーンブロック、ジャッキ、充電器								
	作業計器		ノギス、トルクレンチ								
	点検計器及び点検装置		サーキット・テスタ、比重計、コンプレッション・ゲージ、ハンディ・バキューム・ポンプ、エンジン・タコ・テスタ、タイミング・ライト、シックネス・ゲージ、ダイヤル・ゲージ、トイン・ゲージ、キャンパ・キャスタ・ゲージ、ターニング・ラジラス・ゲージ、タイヤ・ゲージ、検車装置、一酸化炭素測定器、炭化水素測定器								
	工具		ホイール・ブーラ、ベアリング・レース・ブーラ、グリース・ガン又はシラン・ルブリケータ、部品洗浄槽								
工員要件	工員数		2人以上								
	自動車整備士の最低要件		1級 or 2級自動車整備士が1人以上								
	自動車整備士保有割合		1/4以上(1級 or 2級 or 3級自動車整備士数/全工員数)								
	整備主任者の資格要件		1級 or 2級自動車整備士								

《従来の分解整備の認証基準から変更無し》 6

認証基準（電子制御装置整備）

※普通自動車(乗用車)の例			電子制御装置整備	
			自動運行装置を含む	自動運行装置を除く
設備	電子制御装置点検整備作業場※3	間口	2.5m (屋内※1 2.5m) 参考:現行の基準 4m	←
		奥行	6m (屋内※2 3m) 参考:現行の基準 8m	←
		天井高さ	対象とする自動車についてエーミング作業を実施するのに十分であること	←
		床面は平滑であること		←
	車両置場	間口	3m以上	←
		奥行	5.5m以上	←
作業機械等	作業計器(保有義務)		水準器	←
	点検計器及び点検装置(保有義務)		整備用スキャンツール(性能及び機能要件を規定)	←
	整備に必要な情報の入手(義務)		点検・整備に係る情報(機器を含む)を入手できる体制(例:整備作業要領やPC、ネット環境等)	←
	その他(自動運行装置に限る)		自動運行装置を装備した自動車の自動運行装置の点検・整備に必要な技術情報を入手できること	—

※1 屋内の間口については、エーミングに必要な寸法、自動車の全幅及び作業スペース分0.5mを考慮した数値

※2 屋内の奥行については、エーミングに必要な寸法に、自動車の前部付近での作業スペース分2mを加えた数値

※3 電子制御装置点検整備作業場は、点検作業場、車両整備作業場のほか完成検査場と兼用可

7

認証基準（電子制御装置整備）

※普通自動車(乗用車)の例		電子制御装置整備	
		自動運行装置を含む	自動運行装置を除く
工員要件	工員数	2人以上	←
	自動車整備士の最低要件	「1級(二輪を除く)」 or 「{1級(二輪) or 2級整備士 or 車体整備士 or 電気装置整備士}+講習」が1名以上	←
	自動車整備士保有割合	1/4以上(1級 or 2級 or 3級 or 車体整備士 or 電気装置整備士数/全工員数)	←
	整備主任者の資格要件	「1級(二輪を除く)」 or 「{1級(二輪) or 2級整備士 or 車体整備士 or 電気装置整備士}+講習」	←

分解整備及び電子制御装置整備の両方を行うパターンについて

分解整備及び電子制御装置整備の全ての要件に適合することが必要

(例)整備主任者は、1級整備士(二輪を除く) or {1級(二輪) or 2級整備士} +講習を受けた者のみ選任可

8

運輸支局長等が行う講習

- 整備工場が早急に認証を取得できる環境を確保するため、当面の間、運輸支局長等が行う講習により整備主任者としての要件を満たせるよう措置を講じる。
- 講習は、
 - ① 学科(自動車特定整備事業に係る法令等)
 - ② 実習(エーミング作業等)
 - ③ 試問(学科及び実技の講習内容に基づく筆記試験)
 とし、整備主任者に必要な知識及び技能を習得させる。

- 一定の要件を満たした外部の研修(自動車整備振興会や自動車車体整備協同組合などが実施するもの)については、実習に代えることが可能。
- 施行と同時に認証の取得ができるよう、講習は先だつて実施。

- 講習を受講するための前提となる自動車整備士資格(※)についても、資格習得のための環境を用意。

※ 2級自動車整備士、自動車車体整備士、自動車電気装置整備士

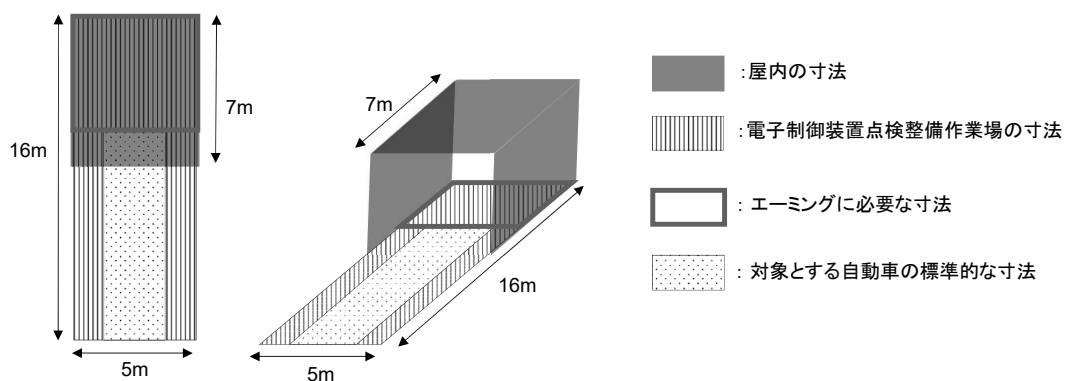
9

電子制御装置点検整備作業場の寸法要件

	普通 (大)	普通 (中)	普通 (小)	普通 (乗用)	小型 四輪	小型 三輪	小型 二輪	軽
電子制御装置 点検整備作業場の寸法	16m × 5m	13m × 3m	7m × 2.5m	6m × 2.5m	6m × 2.5m	6m × 2.5m	—	5.5m × 2m
うち、屋内の寸法	7m × 5m	7m × 3m	3m × 2.5m	3m × 2.5m	3m × 2.5m	3m × 2.5m	—	4m × 2m
(参考) 屋内作業場の現行基準 (車両整備作業場の寸法)	13m × 5m	10m × 5m	8m × 4.5m	8m × 4m	8m × 4m	8m × 4m	3.5m × 3m	5m × 3.5m

(寸法: 奥行×間口)

普通自動車(大型)の例



10

整備用スキャンツールの性能及び機能

- 電子制御装置を点検した結果、保安基準不適合又は保安基準不適合のおそれの確認された場合、OBD検査の対象となる装置の故障を解消するための整備箇所を特定することが可能な「整備用スキャンツール」が必要。
- このため、電子制御装置整備の認証要件として「整備用スキャンツール」の設置を義務付け。
- 「整備用スキャンツール」の性能及び機能については、技術要件を課す。

〈 技術要件 〉

少なくとも一車種以上の車両において、

OBD検査の対象となる装置(自動運転装置、制動装置、かじ取り装置、排出ガス発散防止装置等)の点検及び整備が適切に実施できる性能及び機能を有していること。

※OBD検査に必要となる「検査用スキャンツール」の性能及び機能と区別をつける。

✓ 故障を解消するために必要な機能

- DTC読取・消去機能
- 前方監視用のカメラ、レーダー等の機能調整
(いわゆるエーミング作業) 等

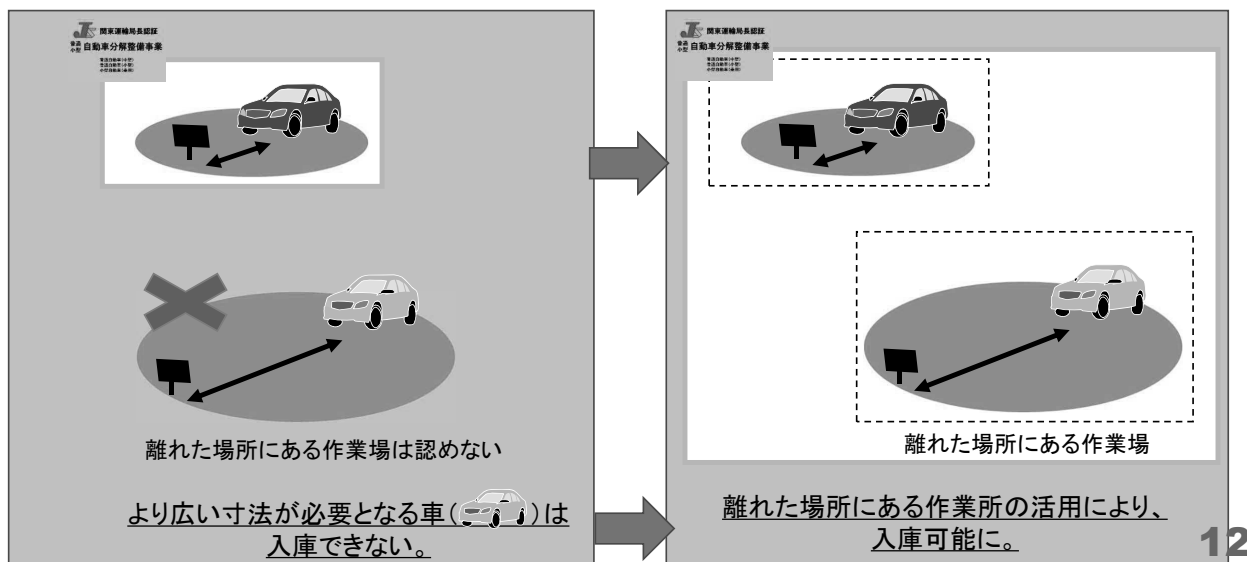


《 整備用スキャンツールイメージ 》

11

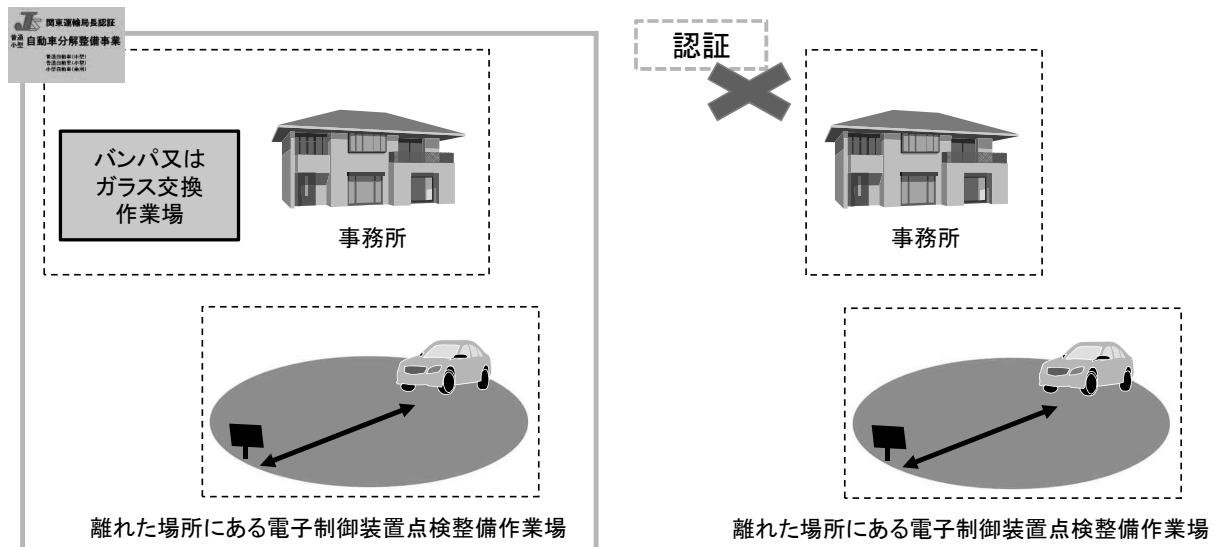
離れた作業場及び設備の共用

- エーミングに必要な寸法はメーカー・車種により異なるため、認証を受けた電子制御装置点検整備作業場では、必要な面積が確保できない場合がある。
- 自動車分解整備事業の認証を受けた場所と離れた別の場所も、同一整備事業者の事業場として認め、電子制御装置整備作業を可能とする。



離れた作業場及び設備の共用

- 事務所及びバンパ交換、ガラス交換などを行うための一定の要件を満たした作業場を有しているものの、電子制御装置点検整備作業場としての要件を満たさない場合は、事務所が存在する地とは別に電子制御装置点検整備作業場及び車両置場を用意し、認証を受けることができることとする。

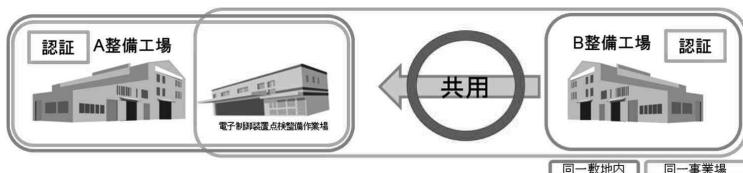


ガラス交換又はバンパ交換の作業場を有しない場合は、事業場の一部として認めない。

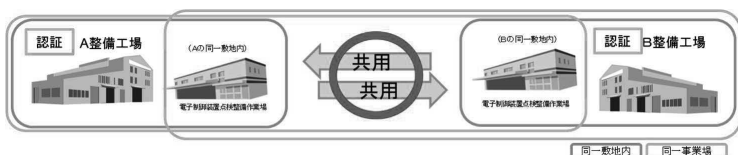
13

離れた作業場及び設備の共用

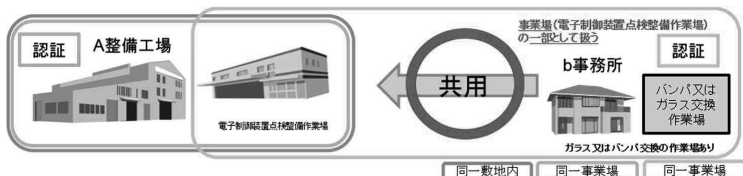
- 電子制御装置点検整備作業場等は、他の整備事業者の電子制御装置点検整備作業場等を共同使用の用に供されること(共用)を可能とする。
- 共用は、電子制御装置点検整備作業場、バンパ・ガラス交換の作業場、車両置場に限る。



電子制御装置点検整備作業場を有しない
B整備工場が
A整備工場の作業場を共用



電子制御装置点検整備作業場を有する
A整備工場、B整備工場が
それぞれの作業場を共用



電子制御装置点検整備作業場を有しない
b事務所が
A整備工場の作業場を共用

14

経過措置

- 改正法施行の際、現に電子制御装置整備に相当する事業を営んでいる整備事業者においては、施行日から起算して4年を経過する日までの間は、認証を受けるための準備期間として、引き続き、当該事業を営むことができる。

- 経過措置の対象となる事業者は、車体整備事業者や、自動車ガラス修理業者も該当
- 経過措置の範囲は、行っていた作業の範囲のみ
エンジン等の積み降ろしのために、バンパの脱着をしている者(エーミングはしない)
→ バンパの脱着のみ(エーミングするためには、認証が必要)
エーミングまで行っている者
→ エーミングも含めて、経過措置の対象
- 保安基準が適用されていない自動ブレーキやレーンキープ機能(衝突被害軽減制動制御装置及び自動命令型操舵機能に類似するもの)にかかる整備であっても、「相当する事業」とする
- 外注をしており、自身で責任を持っていない場合は、認められない

国としては、できるだけ早期に認証を取得させるよう、環境整備に取り組む。

15

点検基準の見直し

- OBD検査の対象外としている大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車を除いた自動車の定期点検基準の点検項目について、「OBD(車載式故障診断装置)の診断の結果」を追加し、1年ごとに点検することを義務付け。

<点検の対象となる警告灯>

- 点検は原動機、制動装置、アンチロックブレーキシステムの警告灯、エアバッグ(かじ取り装置並びに車枠及び車体に備えるものに限る。)、衝突被害軽減制動制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示(道路運送車両法の保安基準に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る。)

<点検の実施方法>

- イグニッション電源をオンにした状態で診断の対象となる識別表示が点灯することを確認し、原動機を始動させる。そして、診断の対象となる識別表示が点灯または点滅し続けているかを目視により点検する。(ただし自動車メーカー等の作成するユーザーマニュアル等により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。)

<整備の実施方法>

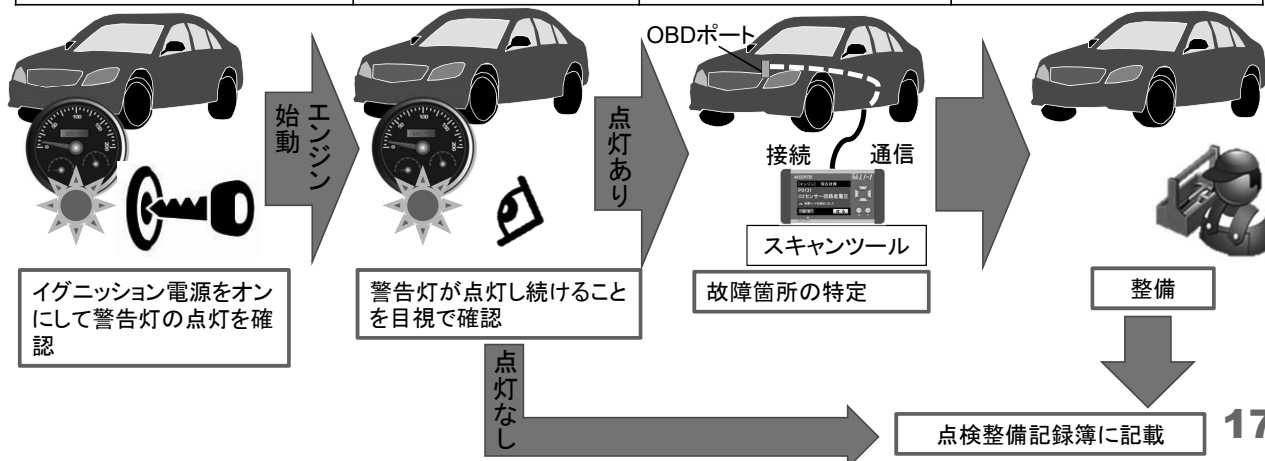
- 点検の対象となる識別表示が点灯または点滅し続けている場合は、スキャンツール等を使用してその原因となる故障箇所を特定し、少なくとも整備作業が適切に完了しなくなるおそれがある作業については、自動車メーカー等の作成する整備要領書に基づいて整備を行う。

- 点検基準の改正により、指定工場における保安基準適合証の交付にも影響がでることから、点検基準の施行は、特定整備制度の施行から1年半後の令和3年10月1日に施行
- 追加した点検項目を点検整備した際、どのようにして点検整備記録簿に記載するのかについては、「自動車の点検及び整備に関する手引」に記載

16

(参考)点検整備の流れ

原動機(異常)の警告灯		側方のエアバッグ(異常)の警告灯	
制動装置(異常)の警告灯		衝突被害軽減制動制御装置に係る警告灯	メーカーごとに異なる警告灯が点灯
アンチロックブレーキシステム(異常)の警告灯		自動命令型操舵機能に係る警告灯	メーカーごとに異なる警告灯が点灯
前方のエアバッグ(異常)の警告灯		自動運行装置に係る警告灯	保安基準の規定ぶりを踏まえ検討

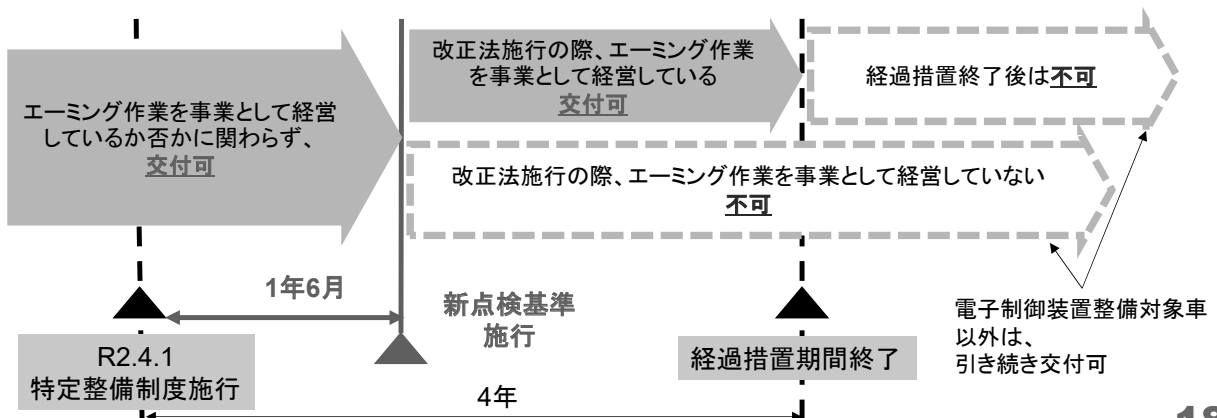


17

電子制御装置整備の認証のない指定自動車整備工場の業務可能範囲

- 保安基準適合証の交付をするには、点検基準に従って点検・整備を行った上で、保安基準適合性の確認を行う制度となっている（道路運送車両法第94条の5）。
- このため、新点検基準が施行になると、原則として、電子制御装置整備に係る特定整備の認証を受けていない場合は、保安基準適合証を交付することはできない。
- ただし、電子制御装置整備に該当する装置を備え付けていない自動車については、当面の間、保安基準適合証の交付が可能。

<電子制御装置整備に該当する装置を備え付けている自動車についての保適証交付の可否>

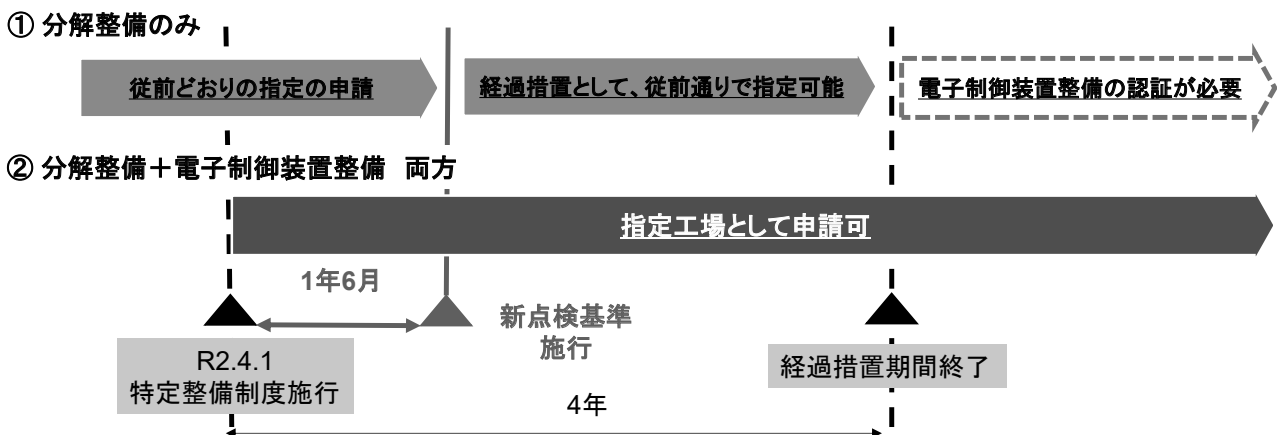


18

新たに指定自動車整備工場への指定を受ける場合

これから指定の申請をする場合

- 自動車分解整備事業の認証（全部認証に限る。）を受けている事業者については、経過措置期間中の4年間は、電子制御装置整備に該当する装置を備え付けていない自動車に限定した指定自動車整備事業の指定を認める。



- 点検基準の施行後、電子制御装置整備に該当する装置備え付けの自動車については、保適証が交付できない
- 整備に該当する装置備え付けの自動車についても、保適証の交付ができる

19

構内外注について

いわゆる「構内外注」として、車両を入庫した整備工場に自動車ガラス修理業等の技能者が出向き、交換作業を行う形態については、

- 電子制御装置整備の認証を受けているパターン(Ⅱ)またはパターン(Ⅲ)の事業場で
- 窓ガラスの交換作業等を、自動車ガラス修理業者等が行う場合について、以下のとおり可能。

- 電子制御装置整備の認証を受けている事業者の責任の下に当該作業が行われる(※)ことを、書面を交わす等により明確にする。
- 特定整備記録簿の記載は、外注元が行う。

※ 電子制御装置整備の責任は、車両を入庫している当該特定整備事業者(外注元)が担う



20

外注の扱いについて

- 特定整備にあたる作業は、認証を受けている事業者が、自身の責任の下、行う必要がある。
- 分解整備と同様、認証工場から認証工場において外注をすることを可能とするほか、電子制御装置整備の特殊性を踏まえ、指定整備を行う場合の一部外注について柔軟に運用。

外注元(A) \ 外注先	電子制御装置整備の認証あり(B)	
	全部を外注	一部を外注
電子制御装置整備の認証あり	外注先責任 ①	外注元責任 ②
電子制御装置整備の認証あり (指定整備を行う場合)	×	外注元責任 ③

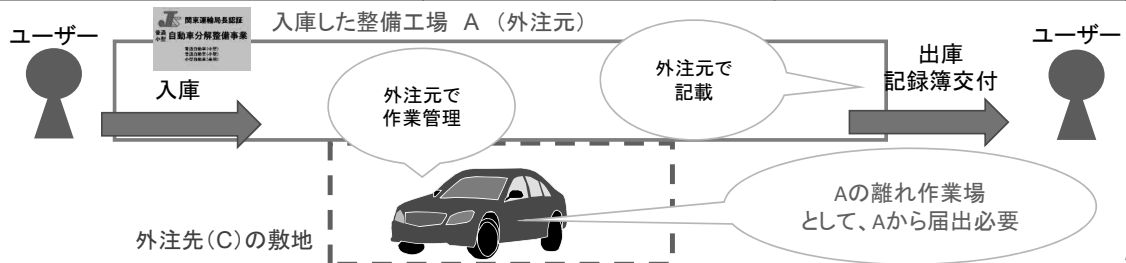
- ① : 外注先Bで記録簿記載 (Aは記録簿を書くことができない)
 ② : A,Bそれぞれで記録簿記載 (ユーザーには、Aが記載した記録簿を交付)
 ③ : Aの責任の下、Aが故障診断を行った上で、外注先の工場Bに対して整備を外注。Bの作業後、当該作業が適切であったかどうかの確認をA自身が行う。

21

外注の扱いについて

- 特定整備にあたる作業は、認証を受けている事業者が、自身の責任の下、行う必要がある。
- 分解整備と同様、認証工場から認証工場において外注をすることを可能とするほか、電子制御装置整備の特殊性を踏まえ、指定整備を行う場合の一部外注について柔軟に運用。

外注元(A) \ 外注先	電子制御装置整備の認証なし(C)	
	全部を外注	一部を外注
電子制御装置整備の認証あり	×	Aの離れ作業場 としない限り ×
電子制御装置整備の認証あり (指定整備を行う場合)	×	



22

参考：道路運送車両法の一部を改正する法律概要

1-2 道路運送車両法の一部を改正する法律概要（その1）

令和元年5月24日公布

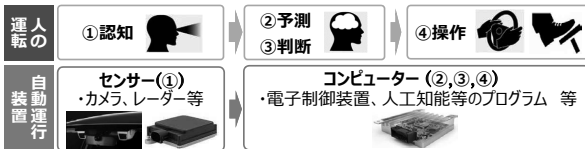
【1】保安基準対象装置への自動運行装置の追加

現状・課題

- 自動運転システム(レベル3・4)の安全性を確保するための保安基準(省令)を策定する必要があるが、これらのシステムは現行の保安基準の対象装置とされていない。
- 自動運転システム(レベル3・4)は、いつでもどこでも制限なく安全な自動運転を行える技術水準にはないと見込まれることから、自動運転システムが使用される走行環境条件(速度・ルート・天候・時間等)を設定することが必要。

改正内容

- 自動車の保安基準(省令)の対象装置に「自動運行装置」を追加



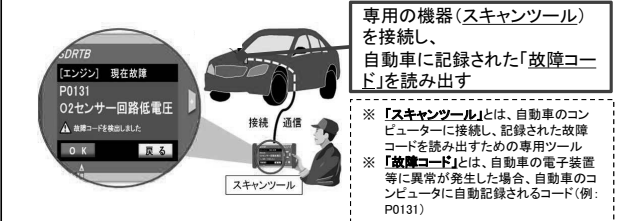
- 自動運行装置が使用される条件(走行環境条件)を当該装置ごとに国土交通大臣が付すこととする。

- ◆ 走行環境条件の想定される例(以下の条件の組み合わせ)
 - ・道路条件(高速道路/一般道路、専用道路/混在交通、車線数、車線の有無等)
 - ・地理条件(都市部/過疎地域等)
 - ・環境条件(天候、昼間/夜間等)
 - ・その他の条件(速度制限、決められたルートのみでの運行に限定すること等)
- ⇒ 例えば、自動運転車の導入初期においては、昼間・晴れでの高速道路本線上における低速走行(渋滞時等)といった条件を付与することが考えられる

【2】自動車の電子的な検査に必要な技術情報の管理に関する事務を行わせる法人の整理

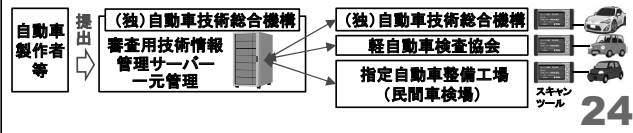
現状・課題

- 近年、自動ブレーキなど自動運転技術の進化・普及が急速に進展しているが、故障した場合には、誤作動による事故等につながるおそれがあるため、自動車の検査(車検)に、電子的な検査を導入する必要がある。
- 電子的な検査を行うためには、自動車製作者等が保有する技術情報が必要。



改正内容

- 自動車の検査における、電子的な基準適合性審査に必要な技術情報の管理に関する事務を(独)自動車技術総合機構に行わせ、全国の検査実施機関が活用できる環境を整備する。



24

1-3 道路運送車両法の一部を改正する法律概要（その2）

令和元年5月24日公布

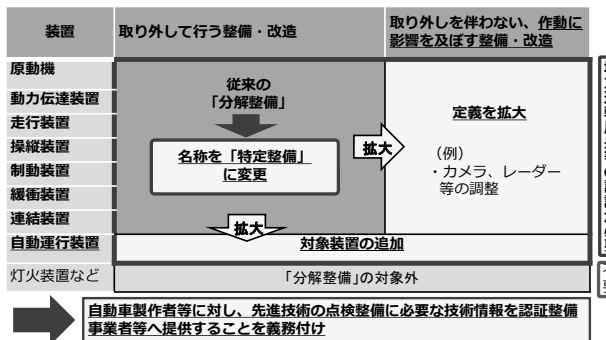
【3】分解整備の範囲の拡大及び点検整備に必要な技術情報の提供の義務付け

現状・課題

- 事業として行う場合に認証が必要な「分解整備」の範囲に、先進技術に係る整備・改造が含まれず、安全性が確保されないおそれがあることから、当該範囲を拡大する必要がある。
- 先進技術の点検整備をするために必要な自動車の技術情報が、整備事業者等に対し十分に提供される必要がある。

改正内容

- 認証を要する「分解整備」につき、対象装置に「自動運行装置」を追加するとともに、対象装置の作動に影響を及ぼすおそれのある整備・改造にまで定義を拡大し、名称を「特定整備」に改める。
- 自動車製作者等に対し、点検整備に必要な型式固有の技術情報を特定整備を行う事業者等へ提供することを義務付ける。



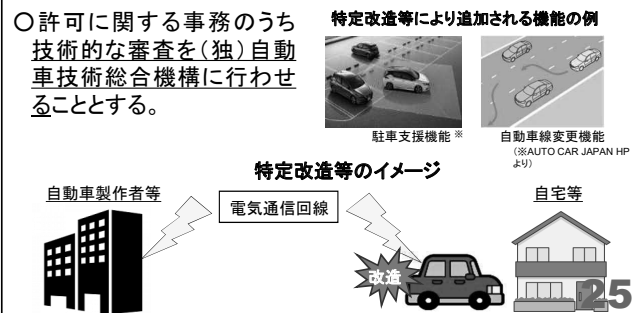
【4】自動運行装置等に組み込まれたプログラムの改変による改造等に係る許可制度の創設等

現状・課題

- 昨今の自動車技術の進展に伴い、自動車製作者等において、通信を活用して使用過程時の自動車の電子制御装置に組み込まれたプログラムを改変し、性能変更や機能追加(改造)を行うことが可能となっている。
- 現行の道路運送車両法では、通信を活用した自動車の電子的な改造が行われることは想定されていないことから、改造が適切に行われることを確保する必要がある。

改正内容

- 自動運行装置等に組み込まれたプログラムの改変による改造であって、その内容が適切でなければ自動車が保安基準に適合しなくなるおそれのあるものを電気通信回線の使用等によりする行為等(特定改造等)をしようとする者は、あらかじめ、国土交通大臣の許可を受けなければならないこととする。



25

参考：情報提供義務

点検整備に必要な技術上の情報の提供

- 現状、自動車メーカーの協力のもと、整備要領書(整備マニュアル)等の点検・整備に必要な情報を(一社)日本自動車整備振興会連合会(日整連)のシステム(FAINES)へ集約している。
- 整備工場は、インターネットを通じてFAINESに接続することにより、これら情報を入手可能(有料)。
- 一部の車種や装置について提供がされていない、情報提供の手法が統一されていない等の課題もあることから、自動車メーカー等から整備を行う整備事業者等への情報提供を義務付け。

<提供すべき情報の範囲>

- 全ての車両が対象
※ただし、サポート終了などによりディーラーに対しても提供されない情報は提供義務から外れる
- 原則、自動車メーカーからディーラーに提供されている情報(専用スキャンツール含む)が対象
ただし、以下は除く。
 - ① 自動車の盗難又は不正改造につながるおそれがあるものとして特別の注意が必要と認められるもの
 - ② 自動車の販売時において行う制御装置のプログラムの初期化にかかるもの

<提供の方法>

- 新車の発売日から6ヶ月以内に行う
- 専用スキャンツールの提供については、2020年内に提供を行えば良い
- 合理的な範囲(ディーラーへの提供と非差別的な価格)において有償とすることができる
- 少数台数車両などは、問い合わせに応じて対応することも可能

- 制度を運用していくに当たり、情報が出ていないと思われる事象が発生した場合は、当面の間、自動車整備技術の高度化検討会の場を活用し、整備事業者、自動車メーカー等の意見を踏まえながら調整

5. 告示、通達改正関係（プレスリリース）

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和4年6月22日
自動車局車両基準・国際課
自動車局審査・リコール課

バスやトラックの自動運転に対応した基準を策定しました！

～道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置に係る協定規則（第157号）の対象車種を大型車にまで拡大する改正が合意されたことから、国内の保安基準の詳細規定に導入するため、所要の法令等の整備を行います。

自動車局では、自動車の安全・環境基準等について、国際的な整合を図りつつ、順次、拡充・強化を進めています。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において、「高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置に係る協定規則（第157号）」の改正が合意され、対象車種が従来の乗用車等に加え、大型車等にまで拡大されたこと等を踏まえ、我が国においても、改正された協定規則を保安基準に反映させることなどを目的として、保安基準の詳細規定の改正等を行います。

1. 主な改正項目（詳細は別紙参照）

- (1) 高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置の要件について、従来の乗用車等に加え、大型車等についても協定規則第157号の要件を適用する。
- (2) 前面ガラス等に投影される、運転者の認知を支援するための視界アシスタント情報について、運行中に表示してよいものを運転に関連する情報に限る等の明確化を行う。
- (3) 事故情報計測・記録装置について、記録すべき情報として衝突被害軽減ブレーキの作動状態等を追加する。

2. 公布・施行

公布：令和4年（2022年）6月22日

施行：令和4年（2022年）6月22日

問い合わせ先

自動車局 車両基準・国際課：【1. (1)関係】谷倉、武内

【1. (2)関係】山村、杉田

【1. (3)関係】山村、武内

電話 03-5253-8111（内線 42532）、03-5253-8602（直通）、FAX 03-5253-1639

自動車局 審査・リコール課：福藺、高嶋

電話 03-5253-8111（内線 42313）、03-5253-8596（直通）、FAX 03-5253-1640

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令案及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案について

1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 185 回会合において、「国際的な車両認証制度に関する手続き等を定めた協定規則（第 0 号）」、「自動車の運転者の前方視界に関する協定規則（第 125 号）」等の改訂が採択されるとともに、「高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置に係る協定規則（第 157 号）」等の補足改訂が採択された。

これらを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、共通構造部型式指定規則（平成 28 年国土交通省令第 15 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

(1) 道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 3 章の規定に基づく保安基準について、以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置の要件について、協定規則第 157 号の要件の適用対象を従来の乗車定員 10 人未満の乗用車及び車両総重量 3.5 トン以下の貨物自動車から、バス・トラック等の大型車までとする。

【適用日】

新型車：令和 4 年（2022 年）7 月 1 日

- ② 乗車定員 10 人未満の乗用車の前面ガラス等に投影される、運転者による認知を支援するための視界アシスタント（FVA：Field of Vision Assistant）情報について、運行中に表示してよいものを運転に関連する情報に限る等の明確化を行う。

<表示してよい情報>

- ・危険な交通状況の警告及び注意喚起（例：右左折時等の対向交通等）
- ・交通弱者に対する警告及び注意喚起（例：歩行者、自転車等）
- ・周囲環境との距離維持のための情報（例：速度制限の変化、車線変更支援等）
- ・適切な道路交通に関する情報（例：横断歩道の注意喚起、ナビ情報等）

【適用日】

新 型 車：令和 5 年（2023 年）9 月 1 日

継続生産車：令和 6 年（2024 年）9 月 1 日

- ③ 乗車定員 10 人未満の乗用車及び車両総重量 3.5 トン以下の貨物自動車に搭載される事故情報計測・記録装置 (EDR : Event Data Recorder) について、記録内容として衝突被害軽減制動制御装置 (AEBS : Advanced Emergency Braking System)、自動命令型操舵機能 (ACSF : Automatically Commanded Steering Function)、事故自動緊急通報装置 (AECS : Accident Emergency Call System) 等の作動状態を追加する。

【適用日】

新 型 車 : 令和 6 年 (2024 年) 7 月 1 日

継続生産車 : 令和 8 年 (2026 年) 7 月 1 日

(2) 装置型式指定規則の一部改正

協定規則第 125 号等の改訂に伴い、規則番号について変更を行うほか、所要の改正を行う。

(3) 共通構造部型式指定規則の一部改正

協定規則第 0 号の改訂されたため、規則番号について変更を行うほか、所要の改正を行う。

(4) 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示 (平成 15 年国土交通省告示第 1318 号) の一部改正

(1) ②の改正については、令和 5 年 9 月より基準適用とするほか、所要の改正を行う。

(5) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について所要の改正を行う。

3. スケジュール (予定)

公 布 : 令和 4 年 6 月 22 日

施 行 : 令和 4 年 6 月 22 日

令和4年9月14日
東北運輸局

東北のトラックドライバーは左後輪に注意！！

～ 令和3年度、東北の大型車の車輪脱落事故が再び増加しました ～

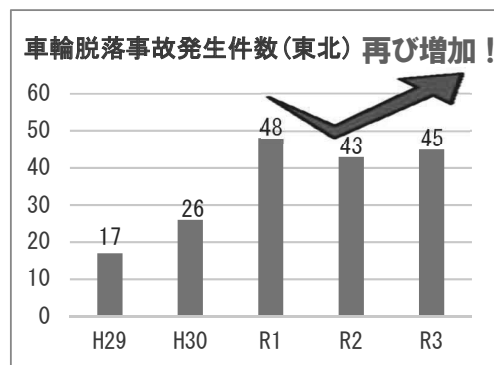
令和3年度に発生した東北運輸局管内の大型車のホイール・ナット緩み等による車輪脱落事故が、再び増加に転じている状況を踏まえ、10月1日から「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

1. 東北運輸局管内の令和3年度大型車※の車輪脱落事故の発生状況（速報値）

（詳細は「別紙」参照）

- ✓ 事故発生件数は45件（前年度比2件増）。
※全て左後輪
- ✓ 全体の約71%はトラック事業者によるもの（令和2年度比4件増）。
- ✓ それらトラック事業者のうち、約6割で運転者に車輪脱着作業を行わせていた。
- ✓ 東北運輸局による運転者へのヒアリング（7月実施）の結果、約56%が「日常点検を省略することがあった」と回答。

※ 大型車：車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

2. 大型車の車輪脱落事故防止策

(1) 大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンの実施

令和3年度の発生状況及び特徴を踏まえ、「トラック事業者の運転者に届くもの」を念頭に、各種取り組みを実施します。

【実施期間】令和4年10月1日～令和5年2月28日

【主な実施項目】

- ✓ トラック事業者の運転者を対象とした「車輪脱落事故防止にかかる自己チェック」の実施。
- ✓ トラック事業者の運転者を対象とした、「休憩後」「食事後」「荷扱い後」等、運行の途中にもトラックを運転する前に左後輪の状況をチェックする、「走る前、左後輪点検キャンペーン」の実施。
- ✓ 大型車のホイール・ナットの取付状況を確認する「街頭点検」の実施。
- ✓ トラック事業者の運転者を対象に、車輪脱落事故の恐ろしさを訴えるパンフレットによる日常点検徹底の周知。

※今後の詳しい取り組み等は、東北運輸局ホームページ内の車輪脱落事故防止に関する特別ページをご覧ください。



令和3年度の街頭点検の様子（山形県山形市）

裏面へ続く

(2) 「東北地域事業用大型車の車輪脱落事故防止協議会」の設置及び開催

自動車関係各団体とともに「東北地域事業用大型車の車輪脱落事故防止協議会」を設置し、東北地域事業用自動車安全対策会議と連携して有効な車輪脱落事故防止対策を検討するとともに、各業界から多面的に防止対策を実施します。

【協議会会員】東北トラック協会、東北六県バス協会連合会、自動車整備東北ブロック連絡協議会、一般社団法人日本自動車販売協会連合会「東北ブロック」、一般社団法人日本自動車タイヤ協会関東支部、宮城県タイヤ商工協同組合、東北運輸局

令和4年度第1回協議会は以下のとおり開催予定です。

日時：令和4年9月30日（金）13:30～

場所：公益社団法人宮城県トラック協会 4階大研修室
（宮城県仙台市若林区卸町5丁目8-3）

※ 会議当日の取材等につきましては、9月28日（水）までに以下の問い合わせ先までご相談ください。



なくそう！車輪脱落



[車輪脱落特別ページ]

〈問い合わせ先〉

東北運輸局自動車技術安全部

整備・保安課 石村、阿部

保安・環境調整官 泉、鹿島

TEL:022-791-7534、FAX:022-299-8872

〈添付資料〉

別紙 令和3年度大型車の車輪脱落事故発生状況（速報値）

参考 大型車の車輪脱落事故防止のための啓発チラシ（東北運輸局作成）

トラックドライバーの皆様へ

大型車の車輪脱落事故 東北地方で多発中!

タイヤが歩行者に衝突するなど重大な事故に
発展するおそれがあります。



車輪脱落事故の
恐ろしさを知って!!

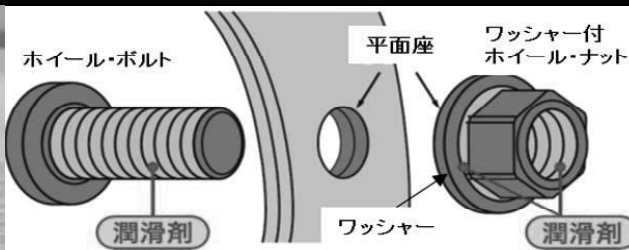
動画はこちら→



大型車のタイヤ交換等には守っていただくルールがあります。
適切な作業をお願いします!!

- ◎ホイールボルト・ナットの清掃の実施
- ◎ホイールボルト・ナットへの給脂
- ◎日常点検整備の確実な実施

- ◎著しく錆びたホイールボルト・ナットの使用禁止
- ◎規定トルクによるホイールナットの締め付け
- ◎タイヤ交換後、50km~100km走行後の増し締め



車輪脱落事故を起こした車両の
ワッシャー付ホイール・ナット

潤滑剤の塗布箇所

※ナットとワッシャーの間に、潤滑剤を忘れ
ずに塗布してください

裏面もご覧ください。▶



国土交通省東北運輸局

日常点検整備の
動画はこちら→



排出ガス規制に粒子数（PN：Particle Number）の基準を導入します

～道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

軽・中量車の世界統一排出ガス測定法に関する国際規則の改正が合意され、自動車から排出される粒子状物質について、粒子数（PN：Particle Number）の基準が追加されたことから、国内の保安基準に導入するため、所要の法令等の整備を行います。

自動車局では、自動車の安全・環境基準等について、社会や技術の変化を踏まえ、国際的な整合を図りつつ、順次、拡充・強化等を進めています。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において、「軽・中量車の世界統一排出ガス測定法に係る協定規則（第154号）」の改正が合意され、自動車から排出される粒子状物質について、粒子数（PN：Particle Number）の基準が追加されたこと等を踏まえ、我が国においても、改正された協定規則を保安基準に反映させることなどを目的として、保安基準の詳細規定の改正等を行います。なお、この世界統一排出ガス測定法は、我が国が議論を主導し平成26年3月に成立したものです。

1. 主な改正項目（詳細は別紙参照）

- (1) ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する車両総重量 3.5 トン以下の自動車及び軽油を燃料とする車両総重量 3.5 トン以下の自動車について、粒子数の基準を適用する（※）。
（※）中央環境審議会答申「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」（第14次答申（令和2年8月））において、大気環境保全対策として、粒子状物質について、粒子数の基準を新たに導入することが適当であるとされたことを踏まえたものです。
- (2) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車に備えられた電動パーキングブレーキについて、意図しない発進を防ぐため自動作動要件を追加する。
- (3) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5 トン以下のものの前方視界について、広い視野を確保するべく乗用車等（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満の自動車）と同じ要件を適用する。
- (4) 車両総重量 3.5 トンを超える自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満のものを除く）のうち、電気自動車、電気式プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車について、今後の普及を見据えて、燃料消費率、電力消費率を適切に評価するための測定法を定める。

2. 公布・施行

公布：令和4年（2022年）10月7日

施行：令和4年（2022年）10月8日

問い合わせ先

自動車局 車両基準・国際課：【1. (1)、(4)関係】谷倉、奥山、大山

【1. (2)、(3)関係】山村、杉田、占部

電話 03-5253-8111（内線 42532）、03-5253-8602（直通）、FAX 03-5253-1639

自動車局 審査・リコール課：福藺、高嶋

電話 03-5253-8111（内線 42313）、03-5253-8596（直通）、FAX 03-5253-1640

装置型式指定規則の一部を改正する省令案及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案について

1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全・環境基準等について、社会や技術の変化を踏まえ、国際的な整合を図りつつ、自動車の安全性を確保し、環境を保全するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 186 回会合において、「軽・中量車の世界統一排出ガス測定法に係る協定規則（第 154 号）」及び「大型車用制動装置の協定規則（第 13 号）」等の改訂が採択されるとともに、「自動車の運転者の前方視界に関する協定規則（第 125 号）」等の補足改訂が採択された。

また、中央環境審議会答申「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」（第 14 次答申（令和 2 年 8 月））において、自動車から排出される粒子状物質について、粒子数（PN: Particle Number）の基準を導入することが適当であるとされている。

これらを踏まえ、以下のとおり、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

(1) 装置型式指定規則の一部改正

協定規則第 13 号等の改訂に伴い、規則番号について変更を行うほか、所要の改正を行う。

(2) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する車両総重量 3.5 トン以下の自動車及び軽油を燃料とする車両総重量 3.5 トン以下の自動車について、粒子数の基準を適用する。

【適用日】

・ディーゼル車

新 型 車：令和 5 年（2023 年）10 月 1 日

継続生産車：令和 7 年（2025 年）10 月 1 日

・ガソリン車

新 型 車：令和 6 年（2024 年）10 月 1 日

継続生産車：令和 8 年（2026 年）10 月 1 日

- ② 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く、車両総重量 3.5 トン以下の貨物の運送の用に供する自動車にあつては適用除外あり）に備えられた電動パーキングブレーキについて、以下等の自動作動に関する要件を追加する。

【要件】

- ・車両が停止していることが検知され、以下のいずれかの条件が満たされたときにパーキングブレーキを自動で作動させること。
 - (a) イグニッション／スタートスイッチがオフになっている又はキーが取り外されている場合
 - (b) ドアの解放やシートベルトの解除等を検知してドライバーが運転席を離れていると判断される場合、又はバスにおいてはドライバーによる操作が30秒を超えて行われない場合
- ・当該自動作動はドライバーの操作により解除されてもよいものとする。

【適用日】

新 型 車：令和6年（2024年）9月1日
継続生産車：令和8年（2026年）9月1日

- ③ 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5トン以下のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く）の前方視界について、以下等の乗用車等（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満の自動車）と同じ要件を適用する。

【要件】

- ・Aピラーによって視野が遮蔽される許容範囲
- ・運転者の左右180°及び一定の上下方向の視野範囲における遮蔽物の設置の禁止

【適用日】

新 型 車：令和6年（2024年）7月1日
継続生産車：令和8年（2026年）7月1日

- ④ 車両総重量3.5トンを超える自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満のものを除く）のうち、電気自動車、電気式プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車の燃料消費率、電力消費率の試験法を定める。

【適用日】

- ・電気自動車、電気式プラグインハイブリッド車

新 型 車：令和7年（2025年）4月1日
継続生産車：令和9年（2027年）4月1日

- ・燃料電池自動車

新 型 車：令和10年（2028年）1月1日
継続生産車：令和12年（2030年）1月1日

(3) 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号）の一部改正

(2)①の改正については、ディーゼル車であれば令和5年10月1日より基準適用とするほか、所要の改正を行う。

(4) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について所要の改正を行う。

3. スケジュール（予定）

公 布：令和4年10月7日

施 行：令和4年10月8日

令和4年10月14日
自動車局整備課

大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画を公開！

大型車の、適切なタイヤ脱着作業や保守管理作業手順をいつでも確認できるよう、解説動画を作成しYouTube 国交省公式アカウントに公開しました。

近年大型車の車輪脱落事故が増加傾向にあることを踏まえ、さらなる事故防止対策を進めるため、令和4年2月に「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」（座長：伊藤紳一郎（独）自動車技術総合機構交通安全環境研究所）を設置しました。この検討会において車輪脱落事故車両の調査等を行ったところ、事故を起こした車両では、劣化したホイール・ナットが使用されていたり、タイヤ脱着時にホイール・ナットの清掃や潤滑剤の塗布等が適切に行われていなかったりする状況が明らかになりました。

このような状況を踏まえ、大型車ユーザー等のタイヤ脱着作業者が、いつでも適切なタイヤ脱着作業手順や保守管理作業手順を確認できるよう、作業手順動画を作成し公開しました。

大型車の車輪の脱落は、大事故につながりかねない大変危険なものです。この機会に是非とも動画をご覧ください、適切なタイヤ脱着作業、保守管理作業の実施をお願いします。

【タイヤ脱着作業時のポイント】

ホイール・ナットへ潤滑剤の塗布



ホイール・ナットとワッシャのすき間に、潤滑剤を塗布してください

増し締めの実施



タイヤ脱着後、50km~100km 走行後を目安に、ホイール・ナットを既定のトルクで再度締め付けます



▶ 啓発動画の本編はこちらのQRコード

または国土交通省 YouTube チャンネルからご覧下さい

https://www.youtube.com/watch?v=Szz2ZF7Gd_4&list=PL2RgY_hjimJRII2ZVaaybwEEKAm5YVi

<添付資料> 参考：適切なタイヤ脱着・保守管理作業手順啓発動画（抜粋）

〈問い合わせ先〉

自動車局整備課 藤埴、森山、渡部

代表：03-5253-8111（内線：42412）直通：03-5253-8599 FAX：03-5253-1639

適切なタイヤ脱着・保守管理作業手順啓発動画（抜粋）

<適切なタイヤ脱着作業手順>



ホイール・ナットのワッシャが円滑に回転するか、軽く押し当て手で回して確認してください。



ホイール・ナットとワッシャのすき間にも必ず潤滑剤を塗布してください。

<適切なタイヤ保守管理作業手順>



タイヤ脱着後、50km～100km 走行後を目安に、ホイール・ナットを既定のトルクで再度締め付けます。



ホイール・ナットに緩みがないか、マーキング、インジケーターによる目視確認か、点検ハンマーによる確認を行います。

令和4年10月28日
自動車局
自動車情報課・整備課

「道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令」を閣議決定

自動車の新規検査等を申請する者が納める手数料の額を改定する「道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令」が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

自動車の検査及び登録手続に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）関係の手数料は、実費を勘案して定めることとされ（同法第102条）、道路運送車両法関係手数料令（昭和26年政令第255号。以下「令」という。）において具体的に定められています。

今般、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）により導入予定である「自動車検査証の電子化」等への対応に伴う歳出の増加が発生することから、実費を勘案し、これらに係る手数料の額について所要の改正を行う必要があります。

2. 概要

- ①国又は軽自動車検査協会（以下、「協会」という。）に納めなければならない自動車検査証の再交付に係る手数料の額を改定します（令第1条関係）。
- ②国又は協会に納めなければならない検査手続に係る手数料の額を改定します（令第2条関係）。
- ③自動車技術総合機構が基準適合性審査を行う検査手続を受ける場合において、国に納めなければならない自動車検査証の交付に係る手数料の額を改定します（令第3条関係）。

3. スケジュール

公布：令和4年11月2日（水）
施行：令和5年1月1日（日）

【問い合わせ先】

国土交通省 自動車局 自動車情報課 手嶋、伊堂寺、高橋、林
電話：03-5253-8111（内線42114） FAX：03-5253-1639
整備課 杉崎、杉本
電話：03-5253-8111（内線42427） FAX：03-5253-1639

令和5年1月1日以降の手数料額 新旧表

新規検査・予備検査		納付先・金額（現行）			納付先・金額（令和5年1月1日以降）		
手続きの種類	国/軽検協	機構	合計額	国/軽検協	機構	合計額	
完成検査終了証の提出※							
普通自動車	1,200円	400円	1,600円	1,500円	400円	1,900円	
小型自動車	(OSS) 1,000円		(OSS) 1,400円	(OSS) 1,300円		(OSS) 1,700円	
小型自動車（二輪）	1,100円	—	1,100円	1,400円	—	1,400円	
大型特殊自動車	1,200円		1,200円	1,500円		1,500円	
	(OSS) 1,000円		(OSS) 1,000円	(OSS) 1,300円		(OSS) 1,300円	
軽自動車	1,100円	400円	1,500円	1,500円	400円	1,900円 (OSS) 1,700円	
持込検査							
普通自動車	400円	2,100円	2,500円	500円	2,100円	2,600円	
小型自動車		2,000円	2,400円		2,000円	2,500円	
小型自動車（二輪）		1,600円	2,000円		1,600円	2,100円	
大型特殊自動車		1,700円	2,100円		1,700円	2,200円	
軽自動車		1,400円	400円		1,800円	400円	2,300円
保安基準適合証（限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車を含む）の提出							
普通自動車	1,100円	400円	1,500円	1,300円	400円	1,700円	
小型自動車		—	1,100円		—	1,300円	
小型自動車（二輪）							
大型特殊自動車							
軽自動車		400円	1,500円		400円	1,700円	
限定自動車検査証での持込検査							
普通自動車	400円	1,300円	1,700円	500円	1,300円	1,800円	
小型自動車		900円	1,300円		900円	1,400円	
小型自動車（二輪）							
大型特殊自動車							
軽自動車		1,200円	400円		1,600円	400円	1,800円
※新規検査のみ。							
継続検査		納付先・金額（現行）			納付先・金額（令和5年1月1日以降）		
手続きの種類	国/軽検協	機構	合計額	国/軽検協	機構	合計額	
持込検査							
普通自動車	400円	1,800円	2,200円	500円	1,800円	2,300円	
小型自動車		1,700円	2,100円		1,700円	2,200円	
小型自動車（二輪）		1,300円	1,700円		1,300円	1,800円	
大型特殊自動車		1,400円	1,800円		1,400円	1,900円	
軽自動車		1,400円	400円		1,800円	400円	2,200円
保安基準適合証の提出							
普通自動車	1,200円	400円	1,600円	1,400円	400円	1,800円	
小型自動車	(OSS) 1,000円		(OSS) 1,400円	(OSS) 1,200円		(OSS) 1,600円	
小型自動車（二輪）	1,100円	—	1,100円	1,200円	—	1,200円	
大型特殊自動車	1,200円		1,200円	1,400円		1,400円	
	(OSS) 1,000円		(OSS) 1,000円	(OSS) 1,200円		(OSS) 1,200円	
軽自動車	1,100円	400円	1,500円	1,400円	400円	1,800円 (OSS) 1,600円	
限定自動車検査証での持込検査							
普通自動車	400円	1,300円	1,700円	500円	1,300円	1,800円	
小型自動車		900円	1,300円		900円	1,400円	
小型自動車（二輪）							
大型特殊自動車							
軽自動車		1,200円	400円		1,600円	400円	1,800円
限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出							
普通自動車	1,100円	400円	1,500円	1,200円	400円	1,600円	
小型自動車		—	1,100円		—	1,200円	
小型自動車（二輪）							
大型特殊自動車							
軽自動車		400円	1,500円		400円	1,600円	
構造等変更検査							
手続きの種類	国/軽検協	機構	合計額	国/軽検協	機構	合計額	
普通自動車	400円	2,100円	2,500円	500円	2,100円	2,600円	
小型自動車		2,000円	2,400円		2,000円	2,500円	
小型自動車（二輪）		1,600円	2,000円		1,600円	2,100円	
大型特殊自動車		1,700円	2,100円		1,700円	2,200円	
軽自動車		1,400円	400円		1,800円	400円	2,300円
その他							
手続きの種類	納付先・金額（現行）			納付先・金額（令和5年1月1日以降）			
自動車検査証再交付	国/軽検協 300円			国/軽検協 350円			

令和4年12月20日
自動車局技術・環境政策課
自動車局車両基準・国際課

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインを策定しました

- 国土交通省は、内閣府をはじめとした関係府省により、送迎バスの置き去り防止を支援する安全装置の装備が義務付けされることを受け、装置の開発促進・普及拡大を目指し、性能要件等について検討を行い、今般、ガイドラインを策定しました。
- 「降車時確認式」、「自動検知式」の2種類の方式の装置について要件を定めました。

本年9月、送迎用のバスに置き去りにされた女児が死亡するという静岡県で起きた事案を受け、当該事案への対策を検討する関係府省会議（第4回・10月12日）において、「送迎用バスの安全装置の設置の義務化」及び、それを踏まえた「安全装置の仕様に関するガイドラインの作成」等を含む緊急対策が決定されました。

国土交通省は、学識経験者等を委員とするワーキンググループを設置し、送迎バスの運用実態や装置の開発状況等を踏まえ、ヒューマンエラーを補完する装置として、「降車時確認式」、「自動検知式」の2種類の装置について、最低限満たすべき要件を取りまとめました。

〈定められた要件の概要〉

- 降車時確認式の装置の作動（押しボタン式など）
 - エンジン停止後、運転者等に車内の確認を促す車内向けの警報を発する
 - 運転者等が、置き去りにされたこどもがいないか確認しながら車内を移動し、車両後部の装置を操作することで、警報を解除可能
 - 車内の確認と装置の操作が行われないうまま一定時間が経過すると、更に車外向けの警報を発する
- 自動検知式の装置の作動
 - エンジン停止から一定時間後にカメラ等のセンサーにより車内の検知を開始する
 - 置き去りにされたこどもを検知した場合、車外向けの警報を発する
- 両方式に共通の要件
 - 運転者等が車内の確認を怠った場合等には、速やかに車内への警報を行い、15分以内に車外への警報を発すること（※自動検知式においては15分以内にセンサーの作動を開始）
 - こども等がいたずらできない位置に警報を停止する装置を設置すること
 - 十分な耐久性を有すること（例：-30～65℃への耐温性、耐震性、防水・防塵性等）
 - 装置が故障・電源喪失した場合には、運転者等に対してアラーム等で故障を通知すること（※）

※電源プラグを容易に外せない装置に限り、回路を二重系にして故障の確率を低くした場合には、電源喪失時の故障の通知要件を緩和する。

今後、同安全装置の装備義務化に向けた、関係府省による法令の整備に併せ、本ガイドラインの規定を満たす安全装置のリストの公表等の準備を進めます。

問い合わせ先

自動車局 技術・環境政策課：木内、高橋
電話 03-5253-8111（内線 42254）、03-5253-8591（直通）、FAX 03-5253-1639
自動車局 車両基準・国際課：武内、奥山
電話 03-5253-8111（内線 42535）、03-5253-8602（直通）、FAX 03-5253-1639

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインの対象となる装置

- 送迎用バスへのこどもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置として、最低限の要件を定めた。
- 降車時確認式、自動検知式の2種類の装置を対象とした。

降車時確認式の装置

エンジン停止後、運転者等に車内の確認を促す車内向けの警報

車内を確認し、運転者等が車両後部の装置を操作すると警報が停止

確認が一定時間行われない場合、更に、車外向けに警報

自動検知式の装置

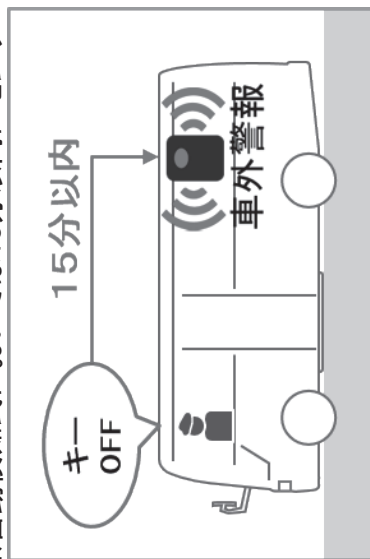
エンジン停止から一定時間後にセンサーによる車内の検知を開始

置き去りにされたこどもを検知すると、車外向けに警報

ガイドラインにおいて規定された主な要件

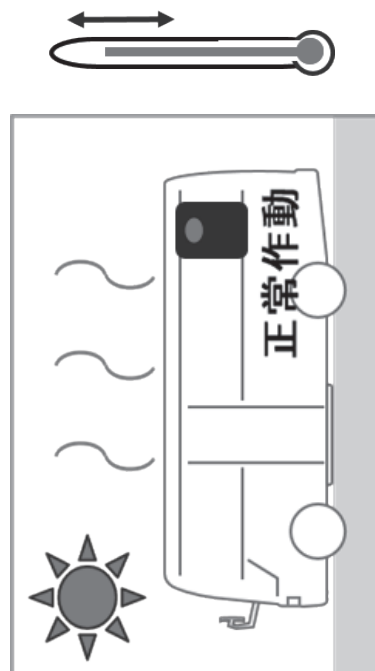
① 運転者等が車内の確認を怠った場合には、速やかに車内への警報を行うとともに、15分以内に車外への警報を発すること

※自動検知式においては15分以内にセンサーの作動を開始

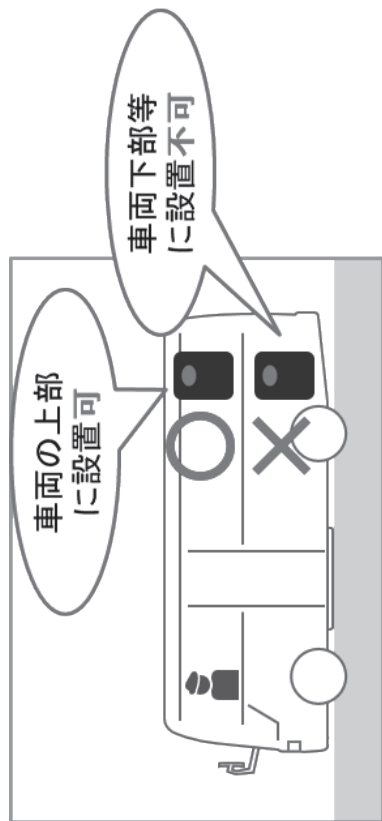


③ 十分な耐久性を有すること

例) -30～65℃への耐温性、耐震性、防水・防塵性等

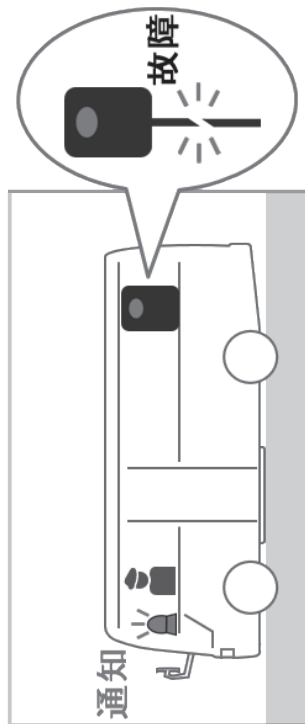


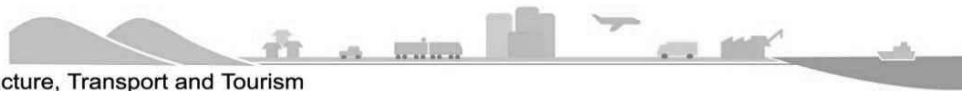
② こども等がいたらずらできない位置に警報を停止する装置を設置すること



④ 装置が故障・電源喪失した場合には、運転者等に対してアラーム等で故障を通知すること※

※電源プラグを容易に外せない装置に限り、回路を二重系にして故障の確率を低くした場合には、当該故障の通知要件を緩和する。





令和4年12月23日
自動車局車両基準・国際課
技術・環境政策課

特定小型原動機付自転車に関する保安基準の整備等を行います！

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行に伴い、電動キックボード等に対応する新たな車両区分として「特定小型原動機付自転車（以下「特定原付」という。）」が定義されることを踏まえ、特定原付に関する保安基準を整備するとともに、その基準適合性を確認する制度を創設します。

国土交通省では、電動キックボード等の新たなモビリティについて、警察庁における交通ルールの検討状況等を踏まえ、「車両」の安全確保のために必要となる技術基準等に関する検討を行うため、有識者等から構成される車両安全対策検討会の下に「新たなモビリティ安全対策ワーキンググループ」を設置し、本年10月に特定原付に関する車両安全対策をとりまとめました^{※1}。

この検討結果を踏まえ、特定原付に関する保安基準を整備するとともに、その基準適合性を確認する制度を創設するため、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の改正及び特定原付の性能等確認制度に関する告示の制定を行います。

※1【車両安全対策検討会及び新たなモビリティ安全対策WG】：https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk7_000005.html

1. 改正の概要（詳細は別紙参照）

（1）道路運送車両の保安基準及びその細目を定める告示の一部改正

- 原動機付自転車のうち、電動機の定格出力が0.6kW以下であって長さ190cm、幅60cm以下かつ最高速度20km/h以下のものを特定原付とし、それ以外の原動機付自転車を一般原動機付自転車と定義する。
- 道路運送車両の保安基準に「特定小型原動機付自転車の保安基準」を追加し、特定原付に適用される保安基準を定める。

（2）特定小型原動機付自転車の性能等確認制度に関する告示の制定

- 国土交通省がその能力を審査し、公表した民間の機関・団体等が、特定原付のメーカー等からの申請に基づき、当該特定原付の基準適合性等を確認する。
- 確認を受けた特定原付には、メーカー・確認機関の名称等を含む表示（シール）^{※2}を目立つ位置に貼付するとともに、当該特定原付の情報を国土交通省ホームページ等で公開する。

（3）その他の関係告示等の一部改正等

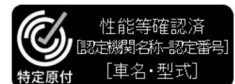
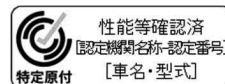
- 今般整備する特定原付の保安基準の適用時期を規定するほか、所要の改正を行う。

2. 公布・施行

公布：令和4年12月23日

施行：公布の日（保安基準については、別紙1の2.（3）参照）

※2



問い合わせ先

自動車局 車両基準・国際課（保安基準に関すること）：山村、占部

電話 03-5253-8111（内線42532）、03-5253-8602（直通）、FAX 03-5253-1639

技術・環境政策課（上記以外に関すること）：河野、國貞

電話 03-5253-8111（内線42214）、03-5253-8592（直通）、FAX 03-5253-1639

道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令及び 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

1. 改正の背景

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号。以下「改正道交法」という。）により、電動キックボード等に対応する新たな車両区分として「特定小型原動機付自転車（以下「特定原付」という。）」が定義されることを踏まえ、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）体系下においても、有識者等から構成される車両安全対策検討会の下に「新たなモビリティ安全対策ワーキンググループ」を設置し、特定原付に区分される電動キックボード等の車両の安全対策の検討を行った結果、本年10月にその内容がとりまとめられた*。

今般、この検討の結果を踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の改正を行う。

※【車両安全対策検討会及び新たなモビリティ安全対策WG】：https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk7_000005.html

<車両安全対策検討会（2022年10月12日）資料（修正版）>

○「新たなモビリティ安全対策ワーキンググループ」において、特定小型原動機付自転車の保安基準の項目は、原動機付自転車の保安基準項目を基本としつつ、特定小型原動機付自転車に特有の構造・必要性も踏まえて、項目の削除・追加を検討することとされ、全5回に渡る検討を行った。その結果概要は以下のとおり。

原動機付自転車(20km/h未満)の保安基準項目を基本とした装置等

【引き続き必要な装置等】

接地部・接地圧、制動装置、車体、前照灯、後部反射器、警音器、乗車装置

【引き続き不要な装置等】

番号灯、緊急制動表示灯、速度計

特定小型原動機付自転車に特有の構造・必要性を踏まえ、削除・追加した装置等

【追加した装置等】

尾灯、制動灯	車体が小型であるため
方向指示器	立ち乗り型が想定されるため
最高速度表示灯	保安基準への適否を外観上容易に判別するため 歩道通行車モードであることを外観上容易に判別するため
スピードリミッター	最高速度を制限する必要があるため
走行安定性	車輪径が非常に小さいことが想定されるため
バッテリー安全性	リチウムイオン電池は発火の恐れがあるため

【削除した装置等】

後写鏡	通行場所を考慮
消音器(騒音)	電動かつ小型であり、軽量であることを考慮

保安基準項目



接地部・接地圧	道路を破損する恐れのないこと
車体	堅牢で運行に十分耐えること
乗車装置	安全な乗車を確保できること
走行安定性	段差等を安全に走行できること
スピードリミッター	設定最高速度を超えて加速しないこと

2. 改正の概要

(1) 道路運送車両の保安基準の一部改正

- 原動機付自転車のうち、電動機の定格出力が0.6kW以下であって長さ190cm、幅60cm以下かつ最高速度20km/h以下のものを特定原付とし、それ以外の原動機付自転車を一般原動機付自転車と定義する。
- 道路運送車両の保安基準に「特定小型原動機付自転車の保安基準」を追加し、特定原付に適用される保安基準の項目等を定める。

(2) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

- 特定原付の特性（小型、低速等）を踏まえながら、その安全性を確保するため、以下のように保安基準を定める。

保安基準	基準の概要
接地部及び接地圧	道路を破損するおそれのないものであること。
制動装置	2個の独立した操作装置を有し、確実かつ安全に減速及び停止を行うことができ、制動停止距離が5m以下であること。2系統以上のうち1系統は、平坦な舗装路面等で確実に特定小型原動機付自転車を停止状態に保持できること。
車体	堅牢で運行に十分耐えるものであること。乗車装置が確実に取付けられ、振動、衝撃等によりゆるみが生じないようにしていること。
安定性	安定した走行を確保できるものとして「特定小型原動機付自転車の走行安定性の技術基準」に適合すること。
前照灯	夜間前方15mの距離の障害物を確認できること。
尾灯	夜間後方300mから点灯を確認できること。
制動灯	昼間後方100mから点灯を確認できること。
後部反射器	夜間後方100mから走行用前照灯で照射した場合にその反射光を確認できること。
警音器	適当な音響を発する警音器であること（自転車に装着されるベル等でも可）。
方向指示器	車両中心線上の前方及び後方30mの距離から指示部を見通すことができる位置に少なくとも左右1個ずつ取り付けられていること。
速度抑制装置	速度制御性能に関し「特定小型原動機付自転車の速度抑制装置の技術基準」に適合すること。設定最高速度が2種類以上ある場合、走行中に設定変更ができないこと。
電気装置	原動機用蓄電池は以下のいずれかの基準に適合していること。 国連規則、欧州規格、国連危険物輸送勧告、PSEマーク（電気用品安全法に基づく表示）
乗車装置	乗車人員が動揺、衝撃等により転落又は転倒することなく安全な乗車を確保できる構造であること。
最高速度表示灯	昼間前方及び後方25mから点灯を確認できること。 車道モード：緑色点灯、歩道モード：緑色点滅

(3) その他の関係告示の一部改正

- 今回新設する特定原付の保安基準への適用猶予（適用日）を下表の通り規定するほか、所要の改正を行う。

	公布・施行日	新車への適用時期	使用過程車への適用時期
特定原付の保安基準 (最高速度表示灯を除く)	令和4年12月23日	改正道交法施行日	
最高速度表示灯	公布：令和4年12月23日 施行：改正道交法施行日	改正道交法施行日	令和6年12月23日

令和4年12月27日
自動車局整備課

「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」
の中間取りまとめを公表します

～今後の大型車の車輪脱落事故防止対策のあり方について～

「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」におけるこれまでの検討を踏まえて「中間取りまとめ」がまとめられましたので、公表します。

近年、大型車の車輪脱落事故が増加傾向にあることを踏まえ、さらなる事故防止対策を進めるため令和4年2月に設置した「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」において、各種調査や実証実験の結果を踏まえて検討を行い、今後の車輪脱落事故防止対策のあり方について「中間取りまとめ」がとりまとめられました。

国土交通省では、関係団体と協力して「中間取りまとめ」において提言された車輪脱落事故防止対策を推進して参ります。

【中間とりまとめのポイント】

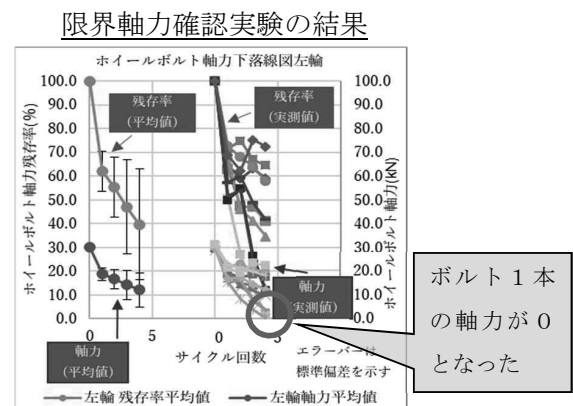
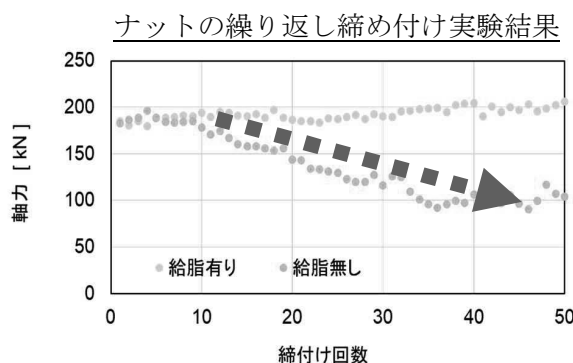
1. 事故調査、実証調査

○車輪脱落事故車両調査、タイヤ脱着作業等の実態調査・分析結果

- 事故車両において、劣化したナットが使用されていたり、ナットの点検・清掃、潤滑剤の塗布等が適切に行われていなかった
- 規定トルクでナットの締め付けを行っておらず、増し締めも行っていない
- 日常点検において、ナットの緩みの有無を確認していない
- 整備管理者による指導・管理が不十分であった

○実証実験により明らかになった事項

- ボルト、ナットは適切に潤滑剤の塗布を行わない場合、締め付けを繰り返すたびに、締め付け力（軸力）が徐々に低下する（下記左図）
- 最大積載の大型貨物自動車の左右の駆動輪をメーカーの規定トルクよりも低いトルクで締め付け、悪路条件等を模擬したテストコースをサイクル走行させた結果、軸力が一定の水準より小さい場合に（今回の実験では初期軸力 30kN での実験において）、走行に伴い急速に軸力が低下し、0になることが確認された（赤丸で囲んだ点。下記右図）



2. 提言された車輪脱落事故防止対策

○速やかに実施すべき対策

- 大型車使用者に劣化部品の適切な交換を促す緊急点検の実施
- タイヤ脱着作業者が適切な作業手順・保守管理手順を確認するための動画公開
- 車輪脱落事故防止キャンペーンの継続的实施 等

○中・長期的に実施すべき抜本対策

- 車輪脱落事故惹起事業者等の整備管理者に対する特別研修の新設
- 一定期間に複数回の車輪脱落事故を惹起した事業者等の整備管理者に対する、解任命令の発令
- タイヤ脱着作業者の人為的な作業ミスを防ぐための車両対策 等

別紙 1 大型車の車輪脱落事故に係る調査・分析検討会 中間取りまとめ（概要版）

別紙 2 大型車の車輪脱落事故防止のための啓発用チラシ

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局整備課 藤墳、森山
Tel03-5253-8111（内線 42412, 42413）
Tel03-5253-8599（直通）
Fax03-5253-1639

大型車の車輪脱落事故に係る調査・分析検討会 中間取りまとめ（概要版）

1. 趣旨・概要

依然として多発している大型車の車輪脱落事故に係る発生要因の調査・分析とさらなる事故防止対策を検討するため、令和4年2月に「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」を設置し、各種調査や実証実験の結果を踏まえて検討を行い、今後の大型車の車輪脱落事故防止対策の在り方について、中間取りまとめを行った。

2. 調査・分析結果

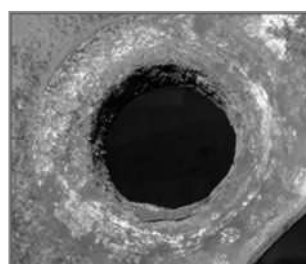
（1）車輪脱落事故車両調査や、タイヤ脱着作業、保守管理状況に係る実態調査において散見された事例

- ・タイヤ脱着作業時にホイール・ボルト（以下単に「ボルト」という。）、ホイール・ナット（以下「ナット」という。）等の点検・清掃、潤滑剤の塗布が適切に実施されておらず、著しいさびや汚れを清掃せず劣化・損傷した部品をそのまま使用していた。
- ・ボルトやナットのねじ部、摺動部への潤滑剤の塗布を行っておらず、スムーズに回転しないナットをそのまま使用して締め付けていた。
- ・ナットの締め付け時に、自動車メーカーが規定するトルク値で締め付けを行っていなかった。
- ・大型車の使用者自らによる増し締め等が実施されていなかった。
- ・日常点検が適切に実施されておらず、日頃からナットの緩みの有無を確認していなかった。
- ・運送事業者等の整備管理者による事業者内の指導・管理が不十分であった。

事故車両におけるタイヤ脱着作業時の不適切な点検・清掃事例



ワッシャ部が固着したナット



ホイールのボルト穴の損傷



さび汁が流出した痕跡



ボルトに著しいさびや汚れの付着

（2）タイヤ脱着作業、保守管理状況に係る実態調査により得られた知見

- ・タイヤ脱着時の点検・清掃・潤滑作業内容については、大型車使用者の業種に関わらず社内の周知・徹底は一定程度図られているものの、ISO方式に特有の作業であるナツ

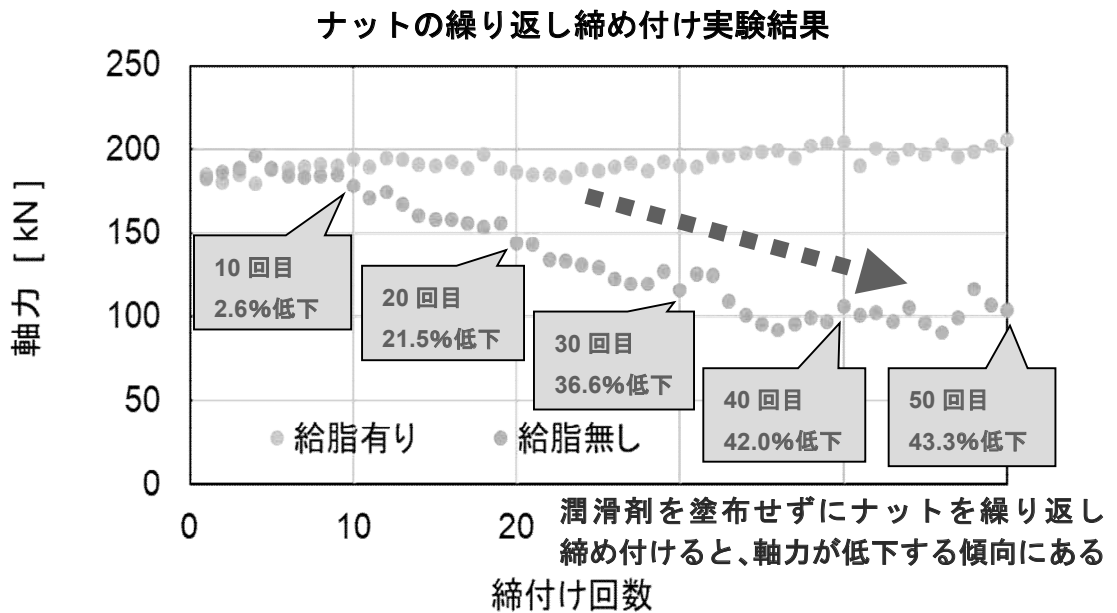
トの摺動部への潤滑剤塗布を筆頭に、タイヤ脱着作業への作業内容の徹底が不十分な事業者も存在した。

- ・事故惹起事業者において、自動車メーカーの規定する締め付けトルクによるナットの締め付け遵守状況が顕著に低かった。

(3) 使用過程のボルト、ナットの性能確認実験

ナットの繰り返し締め付け実験結果

- ・ボルト、ナットは指定箇所へ潤滑剤の塗布を行わない場合、締め付けを繰り返すたびに自動車メーカーの規定トルクに対して発生する軸力が徐々に低下する事が分かった。
- ・タイヤ脱着作業時の適切な潤滑剤の塗布により、軸力低下を抑えることができると考えられる。

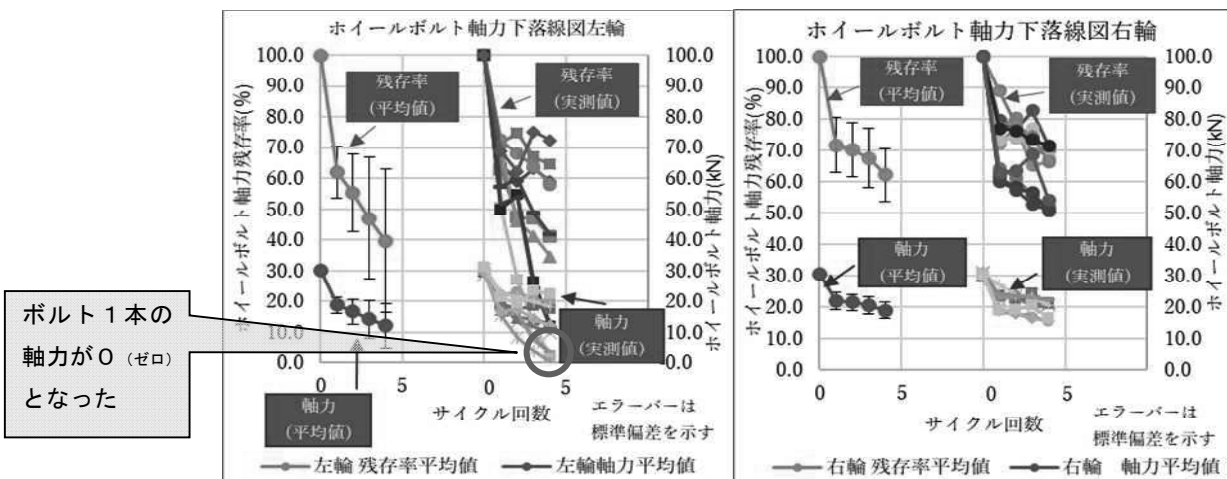


(4) 大型貨物自動車を用いた走行実証実験

限界軸力確認実験

- ・最大積載の大型貨物自動車の左右の駆動輪をメーカーの規定トルクよりも低いトルクで締め付け、悪路条件等を模擬したテストコースをサイクル走行させた結果、軸力が一定の水準より小さい場合に（今回の実験では初期軸力 30kN での実験において）、走行に伴い急速に軸力が低下し、0（ゼロ）になることが確認された（赤丸で囲んだ点）。

限界軸力確認実験の結果



3. 事故防止対策の提言

車輪脱落事故を撲滅するためには、大型車の使用者やタイヤ専門店等のタイヤ脱着作業者自らが、適正なタイヤ脱着作業や増し締め等の保守管理について自覚を持ち、自らの責任において大型車の車輪脱落事故防止策を講ずることが極めて重要であると考えられる。

特に、車輪脱落事故車両において、劣化・損傷した部品の使用が散見されたこと及び繰り返し締め付け試験において指定箇所への給脂を行わない場合に軸力が低下することが確認されたことから、不適切なタイヤ脱着作業を行った場合に劣化・損傷が進行し軸力が低下することが推察された。また、大型貨物自動車を用いた走行実証実験の結果を踏まえると、軸力が一定以上低下するとナットの緩みが加速度的に進行することから、不適切なタイヤ脱着作業が車輪脱落事故につながることを示唆された。

そのため、本検討会では、さらなる車輪脱落事故防止対策として、以下のとおり事故防止対策のあり方を提言する。

(1) 速やかに実施すべき対策

適切なタイヤ脱着作業や増し締め等の保守管理に関する周知・啓発

- ・タイヤ脱着作業者に対して、タイヤ脱着作業や保守管理方法に関するダイレクトメール等を活用した周知・啓発
- ・劣化した部品の交換を促す緊急的な点検等の実施

動画を活用した作業手順の啓発

- ・適切な作業手順を解説した動画を作成し、各種研修等において活用

車輪脱落事故防止キャンペーンの継続的实施

- ・冬期に車輪脱落事故が多発する傾向を踏まえ、引き続き、事故防止キャンペーンを実施

適切なタイヤ脱着作業や保守管理のための講習会の開催

- ・タイヤ脱着作業者自らが事故防止対策を実施できるよう関係団体と連携し講習会を実施

車輪脱落事故防止対策の指導

- ・整備管理者研修において、必ず車輪脱落事故防止対策の徹底について講義を実施

整備管理者管理権限の明確化

- ・適切なタイヤ脱着作業や増し締め等の保守管理の実施に係る、整備管理者の管理権限を明確化
- ・大型車を保有する運送事業者等の整備管理規程について、タイヤ脱着作業や増し締め等の保守管理に関する規定を義務付け

(2) 中・長期的に実施すべき抜本対策

タイヤ脱着作業における適切な作業を徹底するための施策

- ・タイヤ脱着作業者に対して適切な作業を徹底させるため、(1)の対策以上の周知・啓発を徹底する等、さらなる対策の強化

整備管理者に対する指導強化

- ・車輪脱落事故惹起事業者等の整備管理者に対する、タイヤ脱着作業や増し締め等の保守管理に関する実習も含めた整備管理者特別研修の新設
- ・一定期間に複数回の車輪脱落事故を惹起した運送事業者等の整備管理者に対し、解任命令を発令する等、指導強化

タイヤ脱着作業による人為的な作業ミスを防ぐためのハード対策

- ・ナットの緩みの予兆検知等に関する車両対策について、検出精度等の課題が残されているところ、できるだけ早く開発に向けた中・長期計画を策定し、製品化に向け、各自動車メーカーにおいて検討を推進
- ・国土交通省において、中・長期的に規制の方向性に係る検討含め、必要な検討を推進

劣化したホイール・ナットを排除するための施策

- ・劣化したナットの排除に向けた部品の適切な交換を促進するための施策等を検討、早急
に実施

4. 引き続き検討すべき課題

今後も大型車の車輪脱落事故の発生状況を継続的に監視し、詳細な事故調査を引き続き実施しつつ、対策の効果を検証すべきである。

これまでの調査では左後輪からの脱落事故が多い理由等、明らかにできなかった点があるため、引き続き検討を行っていくことが望ましい。

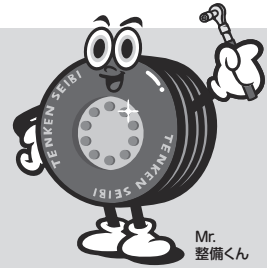
事業者、ドライバー、整備工場の皆さんの協力をお願いします。

「お・ち・な・い」の徹底で 防ごう、大型車の車輪脱落事故

お

とさない！
脱落防止はまず点検。

事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ
唯一かつ最善な手段です。

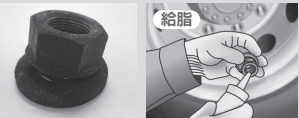


ち

ちゃんと清掃、
ちゃんと給脂！

- ボルト、ナットの錆や汚れを落とし、エンジンオイルなどを塗布してください。ナットをボルトの奥まで回転させたとき、ナットやワッシャーがスムーズに回転するか点検します。
- ワッシャーが固着していたりはずれかかっている場合は、ナットを交換してください。

ナットとワッシャーとの
隙間への注油も忘れずに！



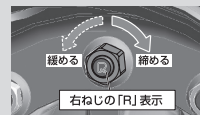
な

(ナット)
ット締め、トルクレンチを必ず使用！

- 適正なトルクレンチを用いて規定のトルクで確実に締め付けます。



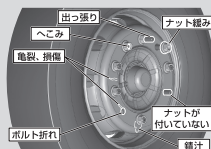
- 初期なじみのため、タイヤ交換後50～100km走行後を目安に増し締めを実施してください。



い

ちにち一回、緩みの点検！

- 運行前にボルト、ナットを目で見手で触って点検。



- 特に脱落が多い左後輪は重点的に点検を。



正しい点検方法を
動画でチェック！



ホイールナットの緩みが一目でわかり、高精度な点検が誰でも手軽にできる「連結式ナット回転指示インジケター」の使用方法も動画でご確認いただけます。



詳しくは、
こちらから！



国土交通省 自動車点検整備推進協議会 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会 日本自動車工業会(いすゞ自動車 日野自動車 三菱ふそうトラック・バス UDTトラック) 全日本トラック協会 日本バス協会 全国自家用自動車協会 日本自動車整備振興会連合会 日本自動車販売協会連合会 全国タイヤ高工協同組合連合会 日本自動車タイヤ協会 全国石油商業組合連合会 日本自動車車体工業会 日本自動車輸入組合 日本自動車機械工具協会 日本自動車機器器具工業会 自動車用品小売業協会 日本自動車車体整備協同組合連合会



タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、【車載の「取扱説明書」】や【本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ4つのポイント」】、
【下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」】などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい
取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。

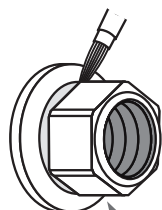


ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、
スチールホイールの取り扱いミス (誤組み付け、部品の誤組み)

その他、ホイールナット締め付け時の注意点

ホイールボルト、ナットの 潤滑について ISO方式

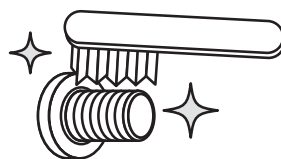
ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。ナットの座面(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。



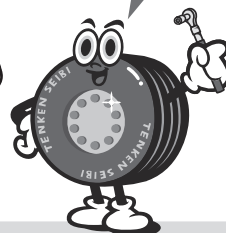
ナットとワッシャーとの隙間への注油も忘れずに!

ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面(ISO方式では、ハブのはめ合い部も)、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。



ホイールナット締め付け時の
注意点だよ!



ホイール締め付け方式

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

ISO方式(8穴、10穴)

ホイールサイズとボルト本数(PCD)	19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm)	ホイールのセンタリング	ハブインロー
ボルトサイズ ねじの方向	M22 左右輪: 右ねじ(新・ISO方式) 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式)	アルミホイールの履き替え	ボルト交換
ホイールナット 使用ソケット	平面座(ワッシャー付き)・1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm)	後輪ダブルタイヤの締め付け構造	
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め		

詳しい情報は、日本自動車工業会HPをご覧ください。

http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/



大型車の衝突被害軽減ブレーキ（AEBS）の基準を強化します

～道路運送車両の保安基準等及び保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

我が国の主導のもと、大型車の衝突被害軽減ブレーキ（AEBS）に関する国際規則の改正が合意され、新たに対歩行者の基準が追加されたところ、当該基準を国内の保安基準に導入するための所要の法令等の整備を行います。

自動車局では、自動車の安全・環境基準等について、社会や技術の変化を踏まえ、国際的な整合を図りつつ、順次、拡充・強化等を進めています。

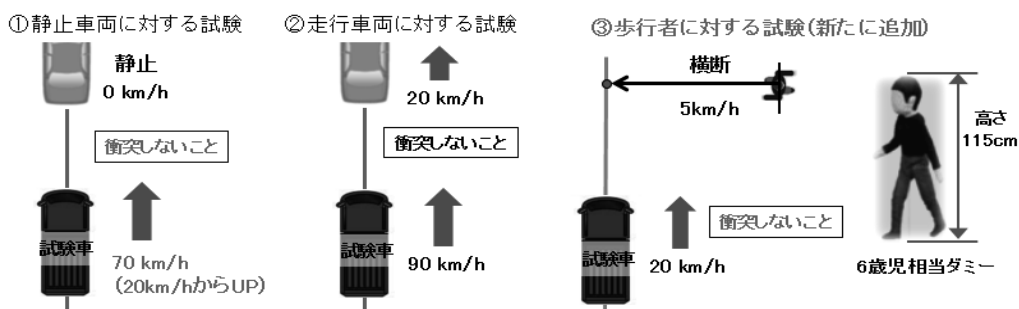
今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において、「衝突被害軽減ブレーキ（AEBS: Advanced Emergency Braking System）に係る協定規則（第131号）」の改正が合意され、新たに対歩行者の基準が追加されたこと等を踏まえ、我が国においても、改正された協定規則を保安基準に反映させることなどを目的として、保安基準の詳細規定の改正等を行います。

なお、当該AEBSの国際基準改正及び同時に成立しました「車両後退通報装置」に係る新国際基準は、我が国の交通安全環境研究所が、それら基準改正及び策定のための国連の会議の議長等を務めながら、日本としてその策定を主導し合意に至ったものです。

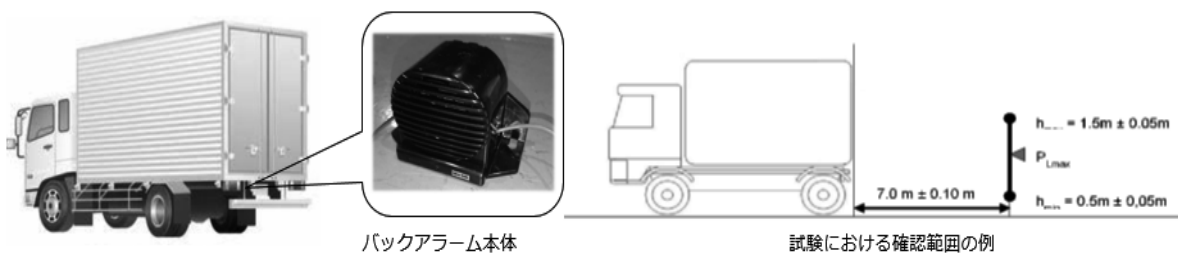
1. 主な改正項目（詳細は別紙参照）

- (1) トラック・バス等には、新たに対歩行者の制動要件に適合する等、強化された要件を満たす衝突被害軽減ブレーキ（AEBS）を備えなければならないこととする。

【主な制動要件・試験法】（赤字: 今次改正による強化）



- (2) トラック・バス等には、後退時に警報音を発する車両後退通報装置（バックアラーム）を備えなければならないこととする。



- (3) 高速道路での車線維持機能を有する自動運行装置の要件について、作動可能な上限速度を引き上げるとともに、車線変更機能の要件を追加する。また、令和4年4月に成立した道路交通法の一部を改正する法律を踏まえ、自動運行装置の要件について、運転者が不在となる場合を想定した規定の整備を行う。



2. 公布・施行

公布 : 令和5年(2023年)1月4日

施行 : 令和5年(2023年)1月4日(1.(2)は令和5年1月19日)

問い合わせ先

自動車局 車両基準・国際課 : 山村、占部

電話 03-5253-8111 (内線 42532)、03-5253-8602 (直通)、FAX 03-5253-1639

審査・リコール課 : 福菌、高嶋

電話 03-5253-8111 (内線 42313)、03-5253-8596 (直通)、FAX 03-5253-1640

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令及び 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成10年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第187回会合において、「車両後退通報装置に係る協定規則（第165号）」が新たに採択されたほか、「歩行者保護に係る協定規則（第127号）」、「衝突被害軽減ブレーキ（AEBS:Advanced Emergency Braking System）に係る協定規則（第131号）」、「照射灯火の統合規則に係る協定規則（第149号）」、「自動車線維持システムに係る協定規則（第157号）」等の改訂が採択された。

また、運転者が不在となる自動運転車の実現に向けて、令和4年4月に道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）が成立したところ、自動運転車の保安基準についても整備を行う必要がある。

加えて、中央環境審議会答申「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」（第14次答申（令和2年8月））において、自動車から排出される粒子状物質について、粒子数（PN:Particle Number）の基準を導入することが適当であるとされている。

これらを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）、装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成28年国土交通省令第17号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

(1) 道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3章の規定に基づく保安基準について、以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5トンを超える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）には、対車両の強化された制動要件並びに対静止車両及び対走行車両の制動要件に加え新たに対歩行者の制動要件に適合する等、強化された要件を満たす衝突被害軽減ブレーキを備えなければならないこととする。

【要件】

- ・車両、歩行者に対して所定の制動要件（別紙2参照）を満たすこと
- ・60km/h以下で走行している場合には、40km/h以上減速又は停止すること
- ・10km/hから最高設計速度の範囲（対歩行者：20～60km/h）で作動すること
- ・緊急制動の開始0.8秒前までに警報すること（対歩行者の場合、緊急制動開始前）

【適用日】

新 型 車：令和7年9月1日 継続生産車：令和10年9月1日

- ② 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満又は車両総重量 3.5 トン以下の自動車、貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5 トン以下の自動車、被牽引自動車等を除く。）について車両後退通報装置を備えなければならないこととする。

【要件】

- ・ 原動機が起動している状態でシフトが後退に入れば自動で音を発すること
- ・ 通報音は“低”、“通常”、“高”の3つのレベルを定義し、“通常レベル”を必須とすること
（低レベル：45～60dB、通常レベル：60～75dB、高レベル：80～95dB）
- ・ 通報装置の一時停止機能は後退時車両直後確認装置（UN-R158）を備えている場合を除き設けてはならず、設ける場合には以下の要件に適合すること
 - 一時停止中であることを運転者に表示すること
 - 車両の再始動時に自動で解除されること

【適用日】

新 型 車：令和7年1月19日 継続生産車：令和9年1月19日

- ③ （i）高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置の要件について、作動可能な上限速度を引き上げるとともに、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5 トン以下の自動車については車線変更機能の要件を追加する。（ii）また、令和4年4月に成立した道路交通法の一部を改正する法律を踏まえ、自動運行装置の要件について、運転者が不在となる場合を想定した規定の整備を行う。

【要件】

（i）関係

- ・ システムの作動上限速度を引き上げ、速度に応じた車間距離の確保などの安全性を確保すること
- ・ 車線変更機能を伴うものについては、車線変更の際、後続車に対して急な減速を強いることがないこと

（ii）関係

- ・ 運転者の存在を前提としない自動運行装置については、走行環境条件を満たさなくなる場合又は自動運行装置が正常に作動しないおそれがある状態となった場合に、自動運行装置により車両を安全に停止させること

【適用日】

（i）関係

新 型 車：令和5年9月1日 継続生産車：令和9年9月1日

（ii）関係

公布・施行と同日

- ④ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5 トン以下の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）の歩行者の頭部保護性能に関する試験エリアに前面ガラスも含むこととする。

【要件】

- 歩行者に自動車が衝突した際に、歩行者の頭部が接触することを想定したボンネット及び前面ガラスで構成される試験エリアのうち 2/3 以上の面積で所定の頭部障害基準値を満たすこと

	改正前	改正後
頭部保護性能確認試験エリア	<p>試験エリア：ボンネット</p>	<p>試験エリア：ボンネット+前面ガラス</p>
基準値	<ul style="list-style-type: none"> 試験エリアの 2/3 以上の面積で HIC1000 を超えないこと。残りのエリアは HIC1700 を超えないこと。 大人と子供エリアが混在する場合、子供エリアで 1/2 以上の面積で HIC1000 を超えないこと。 <p>※HIC:頭部傷害値 (Head Injury Criterion)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ボンネット試験エリアの 2/3 以上の面積で HIC1000 を超えないこと。残りのエリアは HIC1700 を超えないこと。 大人と子供エリアが混在する場合、子供エリアで 1/2 以上の面積で HIC1000 を超えないこと。 <u>ボンネット試験エリアと前面ガラス試験エリア合計の 2/3 以上の面積で HIC1000 を超えないこと。残りのエリアは HIC1700 を超えないこと。</u>

【適用日】

新 型 車：令和 6 年 7 月 7 日 継続生産車：令和 8 年 7 月 7 日

- ⑤ 配光可変型前照灯を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）において、運転者の運転操作を支援するための情報（運転支援プロジェクション）を路面に投影することを可能とする。

【要件】

- 以下の警告に限り投影することを可能とする

投影できる運転支援プロジェクション			
路面凍結警告	衝突危険警告	逆走警告	車線維持支援警告

【適用日】

令和8年9月1日

- ⑥ ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する普通自動車及び小型自動車又は軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって、車両総重量が3.5トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満のものを除く。）について、粒子数の基準を適用する。

【適用日】

(ガソリン車) 新 型 車 : 令和6年10月1日 継続生産車 : 令和8年10月1日
(ディーゼル車) 新 型 車 : 令和5年10月1日 継続生産車 : 令和8年10月1日

(2) 道路運送車両法施行規則の一部改正

国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車以外の自動車等）について法第59条第1項の規定による新規検査を申請する者が提出すべき書面に、車両後退通報装置に係る基準に適合することを証する書面を加える。

(3) 装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 法第75条の3第1項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、車両後退通報装置を追加する。
- ② 法第75条の3第8項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第165号に基づき認定された車両後退通報装置を追加する。
- ③ 協定規則第127号、第131号、第149号、第157号等の改訂に伴い、規則番号について変更を行う。

(4) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 車両後退通報装置等の型式について指定を申請する者が、保安基準適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案して定める。
- ② (1)①の改正を踏まえ、衝突被害軽減ブレーキの型式について指定を申請する者が、保安基準適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案して改める。

(5) 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号）の一部改正

(1) ①の改正について令和7年9月から適用対象とするほか、所要の改正を行う。

(6) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について所要の改正を行う。

3. スケジュール

公 布 : 令和5年1月4日

施 行 : 令和5年1月4日

ただし、車両後退通報装置に係る部分【2.(1)②、(2)、(3)①②、(4)①、(5)の一部及び(6)の一部】は令和5年1月19日施行とする。

基準改正の経緯等

- トラック、バス等の大型車の衝突被害軽減ブレーキ(AEBS:Advanced Emergency Braking System)については、メーカー各社の努力、2013年に成立した国連規則(UNR131)を踏まえ、義務付け等により広く普及し大型車の交通事故削減に繋がっている。
- また、この国連規則については、成立以降の技術開発の進展、乗用車の衝突被害軽減ブレーキシステムに関する国連規則(UNR152)の成立を踏まえ、日本とドイツを共同議長とする国連WP.29(自動車基準調和世界フォーラム)の専門家会議において改正作業を進め、2022年6月に性能要件を大幅強化する改正提案が合意。
- この国連規則改正の発効にあわせ、今般、同規則の要件を導入するべく国内基準を改正。

主な要件

1. 作動範囲

10km/hから最高速度の範囲(歩行者の場合)は少なくとも20~60km/h)において、空積載でも満積載状態でも作動すること(バスの場合、空車でも全席乗車状態でも)

2. 警報

緊急制動の開始0.8秒前(歩行者の場合、緊急制動開始前)までに警報すること

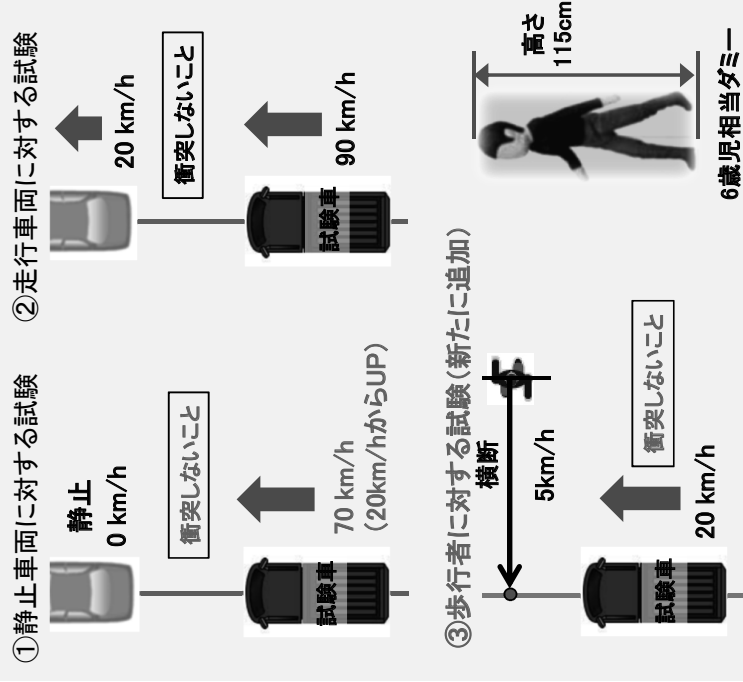
3. 緊急制動

- ・車両、歩行者に対して試験を行い、所定の制動要件を満たすこと(右図参照)
- ・60km/h以下で走行している場合、先行車両に対して40km/h以上の減速又は停止すること

適用日

新型車 令和7年(2025年)9月 継続生産車 令和10年(2028年)9月

【主な制動要件・試験法】(赤字:今次改正による強化)

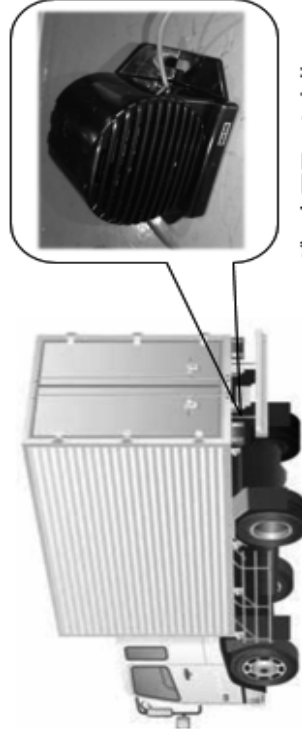


車両後退通報装置(バックアラーム等)の基準の概要

概要・基準改正経緯

- ✓ **車両後退通報装置**とは、自動車の**後退時に発生する事故を防止**するために、車両の**後退を歩行者等に通報するための装置**。
- ✓ 令和4年6月の国連WP.29（自動車基準調和世界フォーラム）において、要件を規定した**国連協定新規則（UNR165）に合意**。（日本を議長とする新規則策定に向けた作業部会を平成29年に設立して議論開始）
- ✓ 同規則成立の発効を踏まえ、今般、国内基準を改正し、**車両総重量3.5トン超のバス及びトラックに対して車両後退通報装置を装備義務付け**。

車両後退通報装置（バックアラーム）の取付例

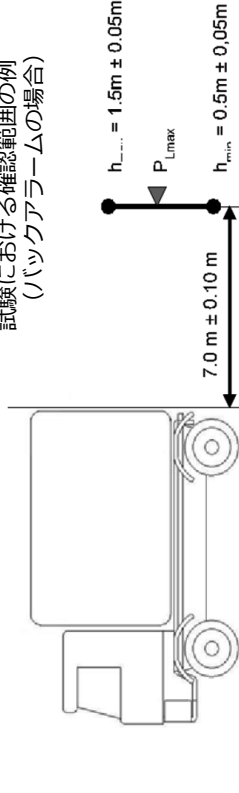


バックアラーム本体

車両後退通報装置の機能、性能等の要件

- 原動機が起動している状態で**シフトが後退に入れば自動で音を発すること**。
- 警報音は“低”、“通常”、“高”の3つのレベルを定義し、国内では**“通常レベル”を必須とすること**。
(低レベル：45～60dB、通常レベル：60～75dB、高レベル：80～95dB)
- **一時停止機能は、後退時車両直後確認装置（UNR158）を備えている場合を除き設けはならず**、設ける場合には以下の要件に適合すること。
 - ・ 一時停止中であることを運転者に表示すること
 - ・ 車両の再始動時に自動で解除されること

試験における確認範囲の例
(バックアラームの場合)



適用時期

- ✓ 新 型 車 : 令和7年1月～
- ✓ 継 続 生 産 車 : 令和9年1月～

自動運行装置に関する基準改正

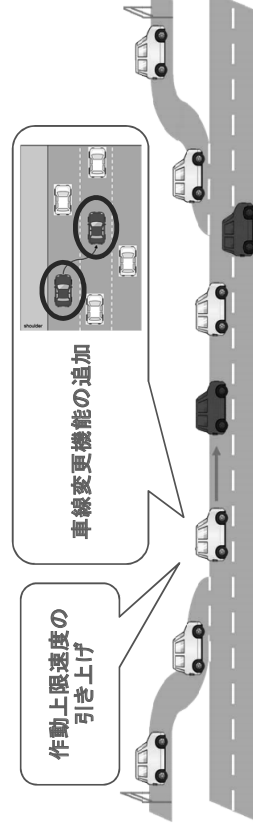
基準改正の経緯等

- ① 令和4年6月、WP.29(国連自動車基準調和世界フォーラム)において、高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置に係る協定規則(UNR157)の改正案が合意された。
- ② また、令和4年4月に道路交通法の一部を改正する法律が成立し、運転者が不在となる状態での自動運転が可能となった。
- これらの経緯を踏まえ、今般、自動運行装置の保安基準を改正。

主な要件

① UNR157の改正概要

- ・システムの作動上限速度を引き上げ、速度に応じた車間距離の確保などの安全性を確保すること
- ・車線変更機能を伴うものについては、車線変更の際は、後続車に対して急な減速を強いることがないこと



② 運転者が不在となる場合を想定した規定の整備

- ・運転者が不在となる場合は、走行環境条件を満たさなくなる場合又は自動運行装置が正常に作動しないおそれがある状態となった場合に、自動運行装置により車両を安全に停止させることができること

適用日

- ① については、新型車：令和5年(2023年)9月 継続生産車：令和9年(2027年)9月
- ② については、令和5年1月

令和5年5月30日

自動車局

審査・リコール課

日野自動車・いすゞ自動車・トヨタ自動車製自動車の燃費値の再測定について

日野自動車における型式指定時の燃費測定に係る不正事案を踏まえ、独立行政法人自動車技術総合機構において、不正事案の対象の自動車の燃費値を再測定しました。

再測定した燃費値に応じて、自動車検査証の差し替えが必要となる自動車がありますので、お知らせします。

1. 再測定した自動車の型式及び測定結果

別紙のとおり。

なお、再測定したすべての型式の燃費値が、型式指定時に申請された値に達していませんでした。

2. 今後の対応

再測定した燃費値に応じて、自動車検査証に記載された「型式」中の排出ガス記号（※型式の最初の3文字）が変更となるもの（別紙参照）があり、自動車検査証の差し替えが必要となります。

自動車検査証の差し替えに必要な手続き等につきましては、日野自動車、いすゞ自動車、トヨタ自動車を実施することとなっており、対象となる型式の自動車をご使用の皆様には、日野自動車、いすゞ自動車、トヨタ自動車から連絡、説明があります。

詳細な内容やお問い合わせは、日野自動車のHPをご覧ください。

(URL)https://www.hino.co.jp/corp/news/2023/ninshohusei_tokusetsu.html

※型式の例

2PG-123456

最初の3文字は排出ガス記号と言い、燃費基準達成状況を表わす。「2PG」は、重量車燃費基準5%向上達成。

【問い合わせ先】

自動車局審査・リコール課 福蘭、岡崎

代表：03-5253-8111（内線 42312、42313） 直通：03-5253-8596

(燃費値再測定前)

車名	型式	エンジン 最高出力	トランス ミッション	燃費値 [旧] [km/L]
日野	2KG-FS1EGA	279kW	7速MT	4.25
日野	2KG-FS1EGA	302kW	7速MT	4.25
日野	2DG-FS1EJA	302kW	6速MT	3.95
日野	2DG-FS1EJA	331kW	7速MT	1.98
日野	2DG-FS1EJA	331kW	6速MT	1.92
日野	2KG-FS1EJA	279kW	6速MT	4.05
日野	2KG-FS1EJA	302kW	7速MT	4.15
日野	2PG-FS1EJA	279kW	7速MT	4.25
日野	2PG-FS1EJA	302kW	12速AMT	4.25
日野	2DG-FS1EHA	302kW	6速MT	3.95
日野	2DG-FS1EHA	331kW	7速MT	1.98
日野	2DG-FS1EHA	331kW	6速MT	1.92
日野	2DG-FS1EHA	331kW	12速AMT	1.86
日野	2KG-FS1EHA	279kW	6速MT	4.05
日野	2KG-FS1EHA	302kW	7速MT	4.15
日野	2PG-FS1EHA	279kW	7速MT	4.25
日野	2PG-FS1EHA	302kW	12速AMT	4.25
日野	2PG-FS1EHA	331kW	12速AMT	4.25
日野	2DG-FS1EHG	302kW	6速MT	3.95
日野	2KG-FS1EHG	279kW	6速MT	4.05
日野	2KG-FS1EHG	302kW	7速MT	4.15
日野	2PG-FS1EHG	279kW	7速MT	4.25
日野	2PG-FS1EHG	302kW	12速AMT	4.25
日野	2KG-FS1EHJ	302kW	7速MT	4.15
日野	2PG-FS1EHJ	279kW	7速MT	4.25
日野	2PG-FS1EHJ	302kW	12速AMT	4.25
日野	2PG-FS1AGA	235kW	7速MT	4.40
日野	2PG-FS1AGA	265kW	7速MT	4.40
日野	2PG-FS1AGA	279kW	7速MT	4.55

⇒

(燃費値再測定後)

型式	燃費値 [新] [km/L]	状況 【注】
2DG-FS1EGA	3.85	①
2DG-FS1EGA	3.85	①
2DG-FS1EJA	3.60	②
2DG-FS1EJA	1.82	②
2DG-FS1EJA	1.76	②
2DG-FS1EJA	3.60	①
2DG-FS1EJA	3.75	①
2DG-FS1EJA	3.75	①
2DG-FS1EJA	3.75	①
2DG-FS1EHA	3.60	②
2DG-FS1EHA	1.82	②
2DG-FS1EHA	1.76	②
2DG-FS1EHA	1.72	②
2DG-FS1EHA	3.60	①
2DG-FS1EHA	3.75	①
2DG-FS1EHA	3.75	①
2DG-FS1EHA	3.75	①
2DG-FS1EHA	3.75	①
2DG-FS1EHG	3.60	②
2DG-FS1EHG	3.60	①
2DG-FS1EHG	3.75	①
2DG-FS1EHG	3.75	①
2DG-FS1EHG	3.75	①
2DG-FS1EHJ	3.75	①
2DG-FS1EHJ	3.75	①
2DG-FS1EHJ	3.75	①
2DG-FS1AGA	4.00	①
2DG-FS1AGA	4.00	①
2DG-FS1AGA	4.00	①

【注】①：燃費値が下がり、燃費基準達成状況に変化があり、排出ガス記号が変更となることから、自動車検査証の差し替えが必要となるもの

②：燃費値が下がるものの、燃費基準達成状況に変化がなく、排出ガス記号が変更とならないため、自動車検査証の差し替えが必要ないもの

(燃費値再測定前)

車名	型式	エンジン 最高出力	トランス ミッション	燃費値 [旧] [km/L]
日野	2KG-FS1AJA	265kW	6速MT	4.15
日野	2PG-FS1AJA	265kW	7速MT	4.25
日野	2PG-FS1AJA	279kW	6速MT	4.25
日野	2PG-FS1AJA	279kW	7速MT	4.40
日野	2KG-FS1AHA	265kW	6速MT	4.15
日野	2PG-FS1AHA	265kW	7速MT	4.25
日野	2PG-FS1AHA	265kW	9速MT	4.25
日野	2PG-FS1AHA	265kW	12速AMT	4.25
日野	2PG-FS1AHA	279kW	6速MT	4.25
日野	2PG-FS1AHA	279kW	7速MT	4.40
日野	2RG-FS1AHA	279kW	12速AMT	4.45
日野	2PG-FS1AHG	265kW	9速MT	4.25
日野	2PG-FS1AHG	265kW	12速AMT	4.25
日野	2PG-FS1AHG	279kW	7速MT	4.40
日野	2RG-FS1AHG	279kW	12速AMT	4.45
日野	2PG-FS1AHJ	279kW	7速MT	4.40
日野	2RG-FS1AHJ	279kW	12速AMT	4.45
日野	2PG-FQ1AJG	235kW	7速MT	4.25
日野	2PG-FQ1AJG	265kW	7速MT	4.25
日野	2PG-FQ1AJG	265kW	12速AMT	4.25
日野	2PG-FQ1AJG	279kW	12速AMT	4.25
日野	2PG-FQ1AJJ	265kW	7速MT	4.25
日野	2PG-FQ1AJJ	265kW	12速AMT	4.25
日野	2KG-FR1EHA	302kW	7速MT	4.15
日野	2PG-FR1EHA	279kW	7速MT	4.25
日野	2PG-FR1EHA	302kW	12速AMT	4.25
日野	2KG-FR1EHG	302kW	7速MT	4.15
日野	2PG-FR1EHG	279kW	7速MT	4.25
日野	2PG-FR1EHG	302kW	12速AMT	4.25

(燃費値再測定後)

型式	燃費値 [新] [km/L]	状況 【注】
2DG-FS1AJA	3.75	①
2DG-FS1AJA	3.85	①
2DG-FS1AJA	3.75	①
2DG-FS1AJA	3.95	①
2DG-FS1AHA	3.75	①
2DG-FS1AHA	3.85	①
2DG-FS1AHA	3.80	①
2DG-FS1AHA	3.80	①
2DG-FS1AHA	3.75	①
2DG-FS1AHA	3.95	①
2DG-FS1AHA	3.95	①
2DG-FS1AHG	3.80	①
2DG-FS1AHG	3.80	①
2DG-FS1AHG	3.95	①
2DG-FS1AHG	3.95	①
2DG-FS1AHJ	3.95	①
2DG-FS1AHJ	3.95	①
2DG-FQ1AJG	3.85	①
2DG-FQ1AJG	3.85	①
2DG-FQ1AJG	3.80	①
2DG-FQ1AJG	3.75	①
2DG-FQ1AJJ	3.85	①
2DG-FQ1AJJ	3.80	①
2DG-FR1EHA	3.75	①
2DG-FR1EHA	3.75	①
2DG-FR1EHA	3.75	①
2DG-FR1EHG	3.75	①
2DG-FR1EHG	3.75	①
2DG-FR1EHG	3.75	①

⇒

【注】①：燃費値が下がり、燃費基準達成状況に変化があり、排出ガス記号が変更となることから、自動車検査証の差し替えが必要となるもの

②：燃費値が下がるもの、燃費基準達成状況に変化がなく、排出ガス記号が変更とならないため、自動車検査証の差し替えが必要ないもの

(燃費値再測定前)

車名	型式	エンジン 最高出力	トランス ミッション	燃費値 [旧] [km/L]
日野	2KG-FR1EHJ	302kW	7速MT	4.15
日野	2PG-FR1EHJ	279kW	7速MT	4.25
日野	2PG-FR1EHJ	302kW	12速AMT	4.25
日野	2PG-FR1AGA	235kW	7速MT	4.40
日野	2PG-FR1AGA	235kW	9速MT	4.40
日野	2PG-FR1AGA	265kW	7速MT	4.40
日野	2DG-FR1AJA	279kW	6速AT	3.70
日野	2KG-FR1AJA	265kW	6速MT	4.15
日野	2PG-FR1AJA	235kW	7速MT	4.25
日野	2PG-FR1AJA	235kW	9速MT	4.25
日野	2PG-FR1AJA	265kW	7速MT	4.25
日野	2PG-FR1AJA	265kW	9速MT	4.25
日野	2PG-FR1AJA	279kW	6速MT	4.25
日野	2PG-FR1AJA	279kW	7速MT	4.40
日野	2PG-FR1AJG	235kW	7速MT	4.25
日野	2PG-FR1AJG	235kW	9速MT	4.25
日野	2PG-FR1AJG	265kW	7速MT	4.25
日野	2RG-FR1AJG	279kW	12速AMT	4.45
日野	2PG-FR1AHA	265kW	9速MT	4.25
日野	2PG-FR1AHA	279kW	7速MT	4.40
日野	2RG-FR1AHA	279kW	12速AMT	4.45
日野	2PG-FR1AHG	265kW	7速MT	4.25
日野	2PG-FR1AHG	265kW	9速MT	4.25
日野	2PG-FR1AHG	265kW	12速AMT	4.25
日野	2PG-FR1AHG	279kW	7速MT	4.40
日野	2RG-FR1AHG	279kW	12速AMT	4.45
日野	2PG-FR1AHJ	279kW	7速MT	4.40
日野	2RG-FR1AHJ	279kW	12速AMT	4.45
日野	2DG-FW1EHG	279kW	7速MT	1.98

(燃費値再測定後)

型式	燃費値 [新] [km/L]	状況 【注】
2DG-FR1EHJ	3.75	①
2DG-FR1EHJ	3.75	①
2DG-FR1EHJ	3.75	①
2DG-FR1AGA	4.00	①
2DG-FR1AGA	3.90	①
2DG-FR1AGA	4.00	①
2DG-FR1AJA	3.45	②
2DG-FR1AJA	3.75	①
2DG-FR1AJA	3.85	①
2DG-FR1AJA	3.80	①
2DG-FR1AJA	3.85	①
2DG-FR1AJA	3.80	①
2DG-FR1AJA	3.75	①
2DG-FR1AJA	3.95	①
2DG-FR1AJG	3.85	①
2DG-FR1AJG	3.80	①
2DG-FR1AJG	3.85	①
2DG-FR1AJG	3.95	①
2DG-FR1AHA	3.80	①
2DG-FR1AHA	3.95	①
2DG-FR1AHA	3.95	①
2DG-FR1AHG	3.85	①
2DG-FR1AHG	3.80	①
2DG-FR1AHG	3.80	①
2DG-FR1AHG	3.95	①
2DG-FR1AHG	3.95	①
2DG-FR1AHJ	3.95	①
2DG-FR1AHJ	3.95	①
2DG-FW1EHG	1.82	②

⇒

【注】①：燃費値が下がり、燃費基準達成状況に変化があり、排出ガス記号が変更となることから、自動車検査証の差し替えが必要となるもの

②：燃費値が下がるものの、燃費基準達成状況に変化がなく、排出ガス記号が変更とならないため、自動車検査証の差し替えが必要ないもの

(燃費値再測定前)

車名	型式	エンジン 最高出力	トランス ミッション	燃費値 [旧] [km/L]
日野	2DG-FW1EHG	302kW	7速MT	1.98
日野	2DG-FW1EHG	331kW	7速MT	1.98
日野	2KG-FW1EHG	302kW	7速MT	4.15
日野	2PG-FW1EHG	279kW	7速MT	4.25
日野	2PG-FW1EHG	279kW	12速AMT	4.25
日野	2PG-FW1EHG	302kW	12速AMT	4.25
日野	2PG-FW1EHG	331kW	12速AMT	4.25
日野	2KG-FW1EHJ	302kW	7速MT	4.15
日野	2KG-FW1EHJ	331kW	7速MT	4.05
日野	2PG-FW1EHJ	279kW	7速MT	4.25
日野	2PG-FW1EHJ	279kW	12速AMT	4.25
日野	2PG-FW1EHJ	279kW	12速AMT	4.25
日野	2PG-FW1EHJ	302kW	12速AMT	4.25
日野	2PG-FW1AJG	265kW	7速MT	4.25
日野	2PG-FW1AJG	265kW	12速AMT	4.25
日野	2PG-FW1AJG	279kW	7速MT	4.40
日野	2PG-FW1AJG	279kW	12速AMT	4.25
日野	2RG-FW1AJG	279kW	12速AMT	4.45
日野	2PG-FW1AJJ	265kW	7速MT	4.25
日野	2PG-FW1AJJ	265kW	12速AMT	4.25
日野	2PG-FW1AJJ	279kW	7速MT	4.40
日野	2RG-FW1AJJ	279kW	12速AMT	4.45
日野	2PG-FW1AHG	265kW	7速MT	4.25
日野	2PG-FW1AHG	265kW	9速MT	4.25
日野	2PG-FW1AHG	265kW	12速AMT	4.25
日野	2PG-FW1AHG	279kW	12速AMT	4.25
日野	2PG-FW1AHG	279kW	7速MT	4.40
日野	2RG-FW1AHG	279kW	12速AMT	4.45
日野	2PG-FW1AHJ	279kW	7速MT	4.40
日野	2RG-FW1AHJ	279kW	12速AMT	4.45

(燃費値再測定後)

型式	燃費値 [新] [km/L]	状況 【注】
2DG-FW1EHG	1.82	②
2DG-FW1EHG	1.82	②
2DG-FW1EHG	3.75	①
2DG-FW1EHG	3.75	①
2DG-FW1EHG	3.75	①
2DG-FW1EHG	3.75	①
2DG-FW1EHG	3.75	①
2DG-FW1EHJ	3.75	①
2DG-FW1EHJ	3.75	①
2DG-FW1EHJ	3.75	①
2DG-FW1EHJ	3.75	①
2DG-FW1AJG	3.85	①
2DG-FW1AJG	3.80	①
2DG-FW1AJG	3.95	①
2DG-FW1AJG	3.75	①
2DG-FW1AJG	3.95	①
2DG-FW1AJJ	3.85	①
2DG-FW1AJJ	3.80	①
2DG-FW1AJJ	3.95	①
2DG-FW1AJJ	3.95	①
2DG-FW1AHG	3.85	①
2DG-FW1AHG	3.80	①
2DG-FW1AHG	3.80	①
2DG-FW1AHG	3.75	①
2DG-FW1AHG	3.95	①
2DG-FW1AHG	3.95	①
2DG-FW1AHJ	3.95	①
2DG-FW1AHJ	3.95	①

⇒

【注】①：燃費値が下がり、燃費基準達成状況に変化があり、排出ガス記号が変更となることから、自動車検査証の差し替えが必要となるもの
 ②：燃費値が下がるもの、燃費基準達成状況に変化がなく、排出ガス記号が変更とならないため、自動車検査証の差し替えが必要ないもの

(燃費値再測定前)

車名	型式	エンジン 最高出力	トランス ミッション	燃費値 [旧] [km/L]
日野	2KG-FN1AGA	221kW	6速MT	4.25
日野	2PG-FN1AGA	235kW	7速MT	4.40
日野	2PG-FN1AGA	235kW	12速AMT	4.40
日野	2PG-FN1AGA	265kW	7速MT	4.40
日野	2PG-FN1AGG	235kW	7速MT	4.40
日野	2PG-FN1AGG	235kW	12速AMT	4.40
日野	2PG-FN1AGG	265kW	7速MT	4.40
日野	2KG-FN1AJA	221kW	6速MT	4.10
日野	2PG-FN1AJA	235kW	7速MT	4.25
日野	2PG-FN1AJA	235kW	12速AMT	4.25
日野	2PG-FN1AJA	265kW	7速MT	4.25
日野	2KG-FN1AJG	221kW	6速MT	4.10
日野	2PG-FN1AJG	235kW	7速MT	4.25
日野	2PG-FN1AJG	235kW	12速AMT	4.25
日野	2PG-FN1AJG	265kW	7速MT	4.25
日野	2PG-FN1AJG	265kW	12速AMT	4.25
日野	2PG-FH1AGA	221kW	7速MT	5.30
日野	2PG-FH1AGA	235kW	7速MT	5.30
日野	2PG-FH1AGA	235kW	6速MT	5.30
日野	2PG-FH1AGG	221kW	7速MT	5.30
日野	2DG-PR1APJF	279kW	5速AT	3.80
日野	2DG-PR1APJF	279kW	5速AT	3.60
日野	2PG-SH1EDGG	279kW	7速MT	3.25
日野	2PG-SH1EDGG	279kW	12速AMT	3.25
日野	2PG-SH1EDGG	302kW	7速MT	3.25
日野	2PG-SH1EDGG	302kW	12速AMT	3.25
日野	2PG-SH1EDGG	331kW	7速MT	3.25
日野	2PG-SH1EDGG	331kW	12速AMT	3.25
日野	2PG-SH1EDGG	353kW	12速AMT	3.25

(燃費値再測定後)

型式	燃費値 [新] [km/L]	状況 【注】
2DG-FN1AGA	3.90	①
2DG-FN1AGA	4.00	①
2DG-FN1AGA	3.95	①
2DG-FN1AGA	4.00	①
2DG-FN1AGG	4.00	①
2DG-FN1AGG	3.95	①
2DG-FN1AGG	4.00	①
2DG-FN1AJA	3.75	①
2DG-FN1AJA	3.85	①
2DG-FN1AJA	3.80	①
2DG-FN1AJA	3.85	①
2DG-FN1AJG	3.75	①
2DG-FN1AJG	3.85	①
2DG-FN1AJG	3.80	①
2DG-FN1AJG	3.85	①
2DG-FN1AJG	3.80	①
2KG-FH1AGA	5.00	①
2DG-FH1AGA	4.95	①
2DG-FH1AGA	4.80	①
2KG-FH1AGG	5.00	①
2DG-PR1APJF	3.40	②
2DG-PR1APJF	3.25	②
2DG-SH1EDGG	2.90	①
2DG-SH1EDGG	2.95	①
2DG-SH1EDGG	2.90	①
2DG-SH1EDGG	2.95	①
2DG-SH1EDGG	2.90	①
2DG-SH1EDGG	2.95	①
2DG-SH1EDGG	2.95	①

⇒

【注】①：燃費値が下がり、燃費基準達成状況に変化があり、排出ガス記号が変更となることから、自動車検査証の差し替えが必要となるもの

②：燃費値が下がるものの、燃費基準達成状況に変化がなく、排出ガス記号が変更とならないため、自動車検査証の差し替えが必要ないもの

別紙

(燃費値再測定前)

車名	型式	エンジン 最高出力	トランス ミッション	燃費値 [旧] [km/L]
日野	2PG-SH1EEGG	279kW	7速MT	3.25
日野	2PG-SH1EEGG	279kW	12速AMT	3.25
日野	2PG-SH1EEGG	302kW	7速MT	3.25
日野	2PG-SH1EEGG	302kW	12速AMT	3.25
日野	2PG-SH1EEGG	331kW	7速MT	3.25
日野	2PG-SH1EEGG	331kW	12速AMT	3.25
日野	2PG-SH1EEGG	353kW	12速AMT	3.25
日野	2PG-SH1EEGG	279kW	7速MT	3.25
日野	2PG-SH1EEGG	279kW	12速AMT	3.25
日野	2PG-SH1EEGG	302kW	7速MT	3.25
日野	2PG-SH1EEGG	302kW	12速AMT	3.25
日野	2PG-SH1EEGG	331kW	7速MT	3.25
日野	2PG-SH1EEGG	331kW	12速AMT	3.25
日野	2PG-SH1EEGG	353kW	12速AMT	3.25
日野	2PG-SH1EDGJ	279kW	7速MT	3.25
日野	2PG-SH1EDGJ	279kW	12速AMT	3.25
日野	2PG-SH1EDGJ	302kW	7速MT	3.25
日野	2PG-SH1EDGJ	302kW	12速AMT	3.25
日野	2PG-SH1EDGJ	331kW	7速MT	3.25
日野	2PG-SH1EDGJ	331kW	12速AMT	3.25
日野	2PG-SH1EDGJ	353kW	12速AMT	3.25
日野	2PG-SH1EDGJ	279kW	7速MT	3.25
日野	2PG-SH1EDGJ	279kW	12速AMT	3.25
日野	2PG-SH1EDGJ	302kW	7速MT	3.25
日野	2PG-SH1EDGJ	302kW	12速AMT	3.25
日野	2PG-SH1EDGJ	331kW	7速MT	3.25
日野	2PG-SH1EDGJ	331kW	12速AMT	3.25
日野	2PG-SH1EDGJ	353kW	12速AMT	3.25
日野	2PG-SH1ADGG	265kW	9速MT	3.25

⇒

(燃費値再測定後)

型式	燃費値 [新] [km/L]	状況 【注】
2DG-SH1EEGG	2.90	①
2DG-SH1EEGG	2.95	①
2DG-SH1EEGG	2.90	①
2DG-SH1EEGG	2.95	①
2DG-SH1EEGG	2.90	①
2DG-SH1EEGG	2.95	①
2DG-SH1EEGG	2.95	①
2DG-SH1EGGG	2.90	①
2DG-SH1EGGG	2.95	①
2DG-SH1EGGG	2.95	①
2DG-SH1EGGG	2.90	①
2DG-SH1EGGG	2.95	①
2DG-SH1EGGG	2.95	①
2DG-SH1EDGJ	2.90	①
2DG-SH1EDGJ	2.95	①
2DG-SH1EDGJ	2.95	①
2DG-SH1EDGJ	2.90	①
2DG-SH1EDGJ	2.95	①
2DG-SH1EDGJ	2.95	①
2DG-SH1EDGJ	2.90	①
2DG-SH1EDGJ	2.95	①
2DG-SH1EDGJ	2.95	①
2DG-SH1EDGJ	2.90	①
2DG-SH1EDGJ	2.95	①
2DG-SH1EDGJ	2.95	①
2DG-SH1EDGJ	2.90	①
2DG-SH1EDGJ	2.95	①
2DG-SH1EDGJ	2.95	①
2DG-SH1ADGG	2.95	①

【注】①:燃費値が下がり、燃費基準達成状況に変化があり、排出ガス記号が変更となることから、自動車検査証の差し替えが必要となるもの

②:燃費値が下がるもの、燃費基準達成状況に変化がなく、排出ガス記号が変更とならないため、自動車検査証の差し替えが必要ないもの

(燃費値再測定前)

車名	型式	エンジン 最高出力	トランス ミッション	燃費値 [旧] [km/L]
日野	2PG-SH1AGGG	235kW	7速MT	3.25
日野	2PG-SH1AGGG	265kW	7速MT	3.25
日野	2PG-SH1AGGG	265kW	9速MT	3.25
日野	2PG-SH1AGGG	265kW	12速AMT	3.25
日野	2PG-SH1AHGG	265kW	9速MT	3.25
日野	2PG-SH1ALGG	265kW	9速MT	3.25
日野	2DG-SS1EKHA	331kW	16速AMT	1.96
日野	2DG-SS1EKHA	331kW	16速MT	1.96
日野	2DG-SS1EKHA	353kW	16速AMT	1.96
日野	2DG-SS1EKHA	353kW	16速MT	1.96
日野	2DG-SS1EKHA	382kW	16速AMT	1.96
日野	2DG-SS1EKHA	382kW	16速MT	1.96
日野	2PG-SS1EKGA	331kW	16速AMT	3.25
日野	2PG-SS1EKGA	353kW	16速AMT	3.25
日野	2PG-SS1EKGA	382kW	16速AMT	3.25
日野	2PG-SS1EKGG	302kW	16速AMT	3.25
日野	2PG-SS1EKGG	331kW	7速MT	3.25
日野	2PG-SS1EKGG	331kW	16速AMT	3.25
日野	2PG-SS1EKGG	353kW	16速AMT	3.25
日野	2PG-SS1EKGG	382kW	16速AMT	3.25
日野	2SG-FR1AHH	279kW	12速AMT	4.75
日野	2SG-FR1AHS	279kW	12速AMT	4.75
日野	2SG-FW1AHH	279kW	12速AMT	4.75
日野	2SG-FW1AHS	279kW	12速AMT	4.75
日野	2RG-RU1ESDA	331kW	6速MT	4.50
日野	2RG-RU1ESDA	331kW	6速AMT	4.50
日野	2RG-RU1ESDA	331kW	6速MT	3.95
日野	2RG-RU1ESDA	331kW	6速AMT	3.95
日野	2TG-RU1ASDA	265kW	7速MT	4.95

(燃費値再測定後)

型式	燃費値 [新] [km/L]	状況 【注】
2DG-SH1AGGG	3.00	①
2DG-SH1AGGG	3.00	①
2DG-SH1AGGG	2.95	①
2DG-SH1AGGG	2.90	①
2DG-SH1AHGG	2.95	①
2DG-SH1ALGG	2.95	①
2DG-SS1EKHA	1.80	②
2DG-SS1EKHA	1.80	②
2DG-SS1EKHA	1.80	②
2DG-SS1EKHA	1.80	②
2DG-SS1EKHA	1.80	②
2DG-SS1EKHA	1.80	②
2DG-SS1EKHA	1.80	②
2DG-SS1EKHA	1.80	②
2DG-SS1EKGA	2.90	①
2DG-SS1EKGA	2.90	①
2DG-SS1EKGA	2.90	①
2DG-SS1EKGG	2.90	①
2DG-SS1EKGG	2.90	①
2DG-SS1EKGG	2.90	①
2DG-SS1EKGG	2.90	①
2DG-SS1EKGG	2.90	①
2DG-SS1EKGG	2.90	①
2NG-FR1AHH	4.25	①
2NG-FR1AHS	4.25	①
2NG-FW1AHH	4.25	①
2NG-FW1AHS	4.25	①
2KG-RU1ESDA	4.20	①
2KG-RU1ESDA	4.20	①
2PG-RU1ESDA	3.75	①
2PG-RU1ESDA	3.75	①
2PG-RU1ASDA	4.35	①

⇒

【注】①：燃費値が下がりがり、燃費基準達成状況に変化があり、排出ガス記号が変更となることから、自動車検査証の差し替えが必要となるもの

②：燃費値が下がるもの、燃費基準達成状況に変化がなく、排出ガス記号が変更とならないため、自動車検査証の差し替えが必要ないもの

(燃費値再測定前)

車名	型式	エンジン 最高出力	トランス ミッション	燃費値 [旧] [km/L]
日野	2TG-RU1ASDA	265kW	7速AMT	4.95
日野	2TG-RU1ASDA	265kW	7速MT	4.40
日野	2TG-RU1ASDA	265kW	7速AMT	4.40
いすゞ	2RG-RU1ESDJ	331kW	6速MT	4.50
いすゞ	2RG-RU1ESDJ	331kW	6速AMT	4.50
いすゞ	2RG-RU1ESDJ	331kW	6速MT	3.95
いすゞ	2RG-RU1ESDJ	331kW	6速AMT	3.95
いすゞ	2TG-RU1ASDJ	265kW	7速MT	4.95
いすゞ	2TG-RU1ASDJ	265kW	7速AMT	4.95
いすゞ	2TG-RU1ASDJ	265kW	7速MT	4.40
いすゞ	2TG-RU1ASDJ	265kW	7速AMT	4.40
トヨタ	2KG-XZB70	129kW	6速AT	9.10
日野	2KG-XZB70M	129kW	6速AT	9.10
トヨタ	2KG-XZB80	129kW	6速AT	9.10
日野	2KG-XZB80M	129kW	6速AT	9.10
トヨタ	2KG-XZB70	110kW	6速AT	9.20
日野	2KG-XZB70M	110kW	6速AT	9.20
トヨタ	2KG-XZB60	110kW	6速AT	9.20
日野	2KG-XZB60M	110kW	6速AT	9.20
トヨタ	2KG-XZB80	110kW	6速AT	9.20
日野	2KG-XZB80M	110kW	6速AT	9.20
トヨタ	2PG-XZB70	110kW	5速MT	9.80
日野	2PG-XZB70M	110kW	5速MT	9.80
トヨタ	2PG-XZB60	110kW	5速MT	9.80
日野	2PG-XZB60M	110kW	5速MT	9.80
トヨタ	2PG-XZB70V	110kW	6速AT	11.40
日野	2PG-XZB70Y	110kW	6速AT	11.40
トヨタ	2PG-XZB60V	110kW	6速AT	11.40
日野	2PG-XZB60Y	110kW	6速AT	11.40

(燃費値再測定後)

型式	燃費値 [新] [km/L]	状況 【注】
2PG-RU1ASDA	4.35	①
2PG-RU1ASDA	3.90	①
2PG-RU1ASDA	3.90	①
2KG-RU1ESDJ	4.20	①
2KG-RU1ESDJ	4.20	①
2PG-RU1ESDJ	3.75	①
2PG-RU1ESDJ	3.75	①
2PG-RU1ASDJ	4.35	①
2PG-RU1ASDJ	4.35	①
2PG-RU1ASDJ	3.90	①
2PG-RU1ASDJ	3.90	①
2DG-XZB70	8.30	①
2DG-XZB70M	8.30	①
2DG-XZB80	8.30	①
2DG-XZB80M	8.30	①
2DG-XZB70	8.40	①
2DG-XZB70M	8.40	①
2DG-XZB60	8.40	①
2DG-XZB60M	8.40	①
2DG-XZB80	8.40	①
2DG-XZB80M	8.40	①
2DG-XZB70	9.00	①
2DG-XZB70M	9.00	①
2DG-XZB60	9.00	①
2DG-XZB60M	9.00	①
2DG-XZB70V	10.20	①
2DG-XZB70Y	10.20	①
2DG-XZB60V	10.20	①
2DG-XZB60Y	10.20	①

⇒

【注】①:燃費値が下がり、燃費基準達成状況に変化があり、排出ガス記号が変更となることから、自動車検査証の差し替えが必要となるもの

②:燃費値が下がるものの、燃費基準達成状況に変化がなく、排出ガス記号が変更とならないため、自動車検査証の差し替えが必要ないもの

6. 近年の整備事業者の処分一覧（東北運輸局管内）

令和4年度 指定整備事業者の処分状況一覧表

(令和5年3月末現在)

支局	処分年月	処分内容	違反の概要
宮城 1	令和4年4月	保安基準適合証の交付停止 40日間	【指定整備事業者関係】 <ul style="list-style-type: none"> 法令の規定を遵守する体制でない。 検査員の氏名を虚偽記載した。 指定整備記録簿の虚偽記載。
山形 2	令和4年4月	保安基準適合証の交付停止 25日間	【指定整備事業者関係】 <ul style="list-style-type: none"> 適合証の交付日から当該適合証により更新される車検有効期間の満了日までの期間のうち大部分の期間において自賠責未加入状況になるにもかかわらず適合証を交付した。（3台） 法令の規定を遵守する体制でない。
宮城 3	令和4年6月	保安基準適合証の交付停止 80日間 検査員警告 1名	【指定自動車整備事業者関係】 <ul style="list-style-type: none"> 法令の規定を遵守する体制でない。 故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した。（115台） 【自動車検査員関係】 <ul style="list-style-type: none"> 検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証に証明した。
岩手 4	令和4年11月	保安基準適合証の交付停止 25日間 検査員解任 1名	【指定自動車整備事業者関係】 <ul style="list-style-type: none"> 法令の規定を遵守する体制でない。 故意により検査の一部を実施せず適合証を交付した。（1台） 指定整備記録簿の虚偽記載。 【自動車検査員関係】 <ul style="list-style-type: none"> 検査員が検査の一部を実施していないにもかかわらず適合証に証明した。

青 森 5	令和4年12月	保安基準適合証の交付停止 15日間	【指定自動車整備事業関係】 ・法令の規定を遵守する体制でない。
		検査員警告 1名	・故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した。(1台)
			・同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した。(1台)
			【自動車検査員関係】
			・検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証に証明した。
			・検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証に証明した。

不正車検を行った民間車検場の指定の取消処分

東北運輸局は、完成検査の一部を実施せず保安基準適合証を交付したことなどの道路運送車両法に違反した下記事業者に対し、本日、指定自動車整備事業の指定の取消処分を行いました。

記

1. 事業者の名称
宮城ホンダ販売株式会社（宮城県仙台市）
2. 事業場の名称
宮城ホンダ販売株式会社 白石店（宮城県白石市）
3. 行政処分の内容（処分年月日 令和5年7月7日）
指定自動車整備事業^{※1}の指定の取消し
4. 法令違反の主な内容
(1) 故意により検査の一部を実施せず保安基準適合証を交付
(道路運送車両法第94条の5第1項 違反)
(2) 指定整備記録簿の虚偽記載
(道路運送車両法第94条の6第1項 違反)
5. 違反の概要
(1) 完成検査の一部（排ガス検査）未実施（65台）
(2) 上記（1）に係る指定整備記録簿の虚偽記載

【問い合わせ先】

東北運輸局 自動車技術安全部
整備・保安課 杉本、佐々木
TEL：022-791-7534 FAX：022-299-8872

【用語説明】

※1「指定自動車整備事業」（いわゆる「民間車検場」）とは、自動車特定整備事業者からの申請により、検査設備を有するなど一定の要件を満たした場合に地方運輸局長から指定を受けて行う事業です。当該事業者が交付する「保安基準適合証」を提出することにより、国への現車提示を行わず車検手続が行えます。

【参考】道路運送車両法（抜粋）（昭和二十六年六月一日法律第百八十五号） （保安基準適合証等）

第九十四条の五 指定自動車整備事業者は、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）を国土交通省令で定める技術上の基準により点検し、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした場合において、当該自動車が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、保安基準適合証及び保安基準適合標章（第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車並びに第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあつては、保安基準適合証）を依頼者に交付しなければならない。ただし、第六十三条第二項の規定により臨時検査を受けるべき自動車については、臨時検査を受けていなければ、これらを交付してはならない。

二～三は省略

四 第一項の場合においては、自動車検査員は、国土交通省令で定める基準により、当該自動車が保安基準に適合するかどうかを検査し、その結果これに適合すると認めるときでなければ、その証明をしてはならない。この場合において、自動車検査員が当該自動車について国土交通省令で定める技術上の基準により同項の点検を行い、その結果保安基準に適合すると認めた部分は、国土交通省令で定めるところにより、検査において保安基準に適合するものとみなす。

以上

7. その他資料

重要なお知らせ!!

タカタ製エアバッグリコールが
未実施のお客様へ

令和4年5月より
車検に通らない対象車の適用が拡大されます!

メーカー(五十音順)	既に適用済みの車種		令和4年5月より 適用される車種	令和6年5月より 適用される車種
	平成30年5月～	令和2年5月～		
アウディ		A3, A4 など10車種		2車種
いすゞ	コモ	1車種		
シトロエン		C3, DS3 など5車種	5車種	5車種
ジャガー・ランドローバー			ディスカバリースポーツ	4車種
SUBARU	インプレッサ、レガシー		インプレッサ	
ゼネラルモーターズ				ソニック
ダイハツ	ミラ、ハイゼット など4車種	1車種		
トヨタ・レクサス	ヴォクシー、SC430 など25車種	17車種	23車種	1車種
日産	エクストレ、フーガなど14車種	14車種	2車種	1車種
ビー・エム・ダブリュー	E46、3シリーズ など11車種	2車種	50車種	60車種
フォルクスワーゲン		Up!, Polo など17車種	13車種	5車種
ホンダ	フィット、アコード など31車種	17車種	27車種	
マツダ	RX-8、アテンザ など5車種	2車種	4車種	1車種
三菱	ランサー、アイ など4車種	10車種	6車種	3車種
メルセデス・ベンツ		V350, ビアノ	1車種	



ISUZU



SUBARU



BMW



HONDA



MAZDA

MITSUBISHI MOTORS



そのままお乗りいただくと大変危険です。 一刻も早い改修をお願いします。



—交通事故でエアバッグが異常破裂した事例—

写真:エアバッグが異常破裂し内部の金属部品が飛び散りバッグの中央部が大きく裂けている状態



1. まず下記の検索システムにて措置対象かどうかご確認ください。



検索システム パソコン用URL

リコール情報検索アプリ

検索

<https://www.jaspa.or.jp/user/mycar/application/recallsearch.html>

スマホ・タブレット用アプリ

「リコール情報検索」アプリの紹介

国産自動車（乗用車・大型車）と国産二輪車について、車検証のQRコードを読み取ってリコールの対応になっていないか確認できるツールです。



※検索システムは、海外メーカー車両には対応しておりませんので予めご了承ください。

リコール作業は車検とは別にお受けいただけます 早急にご用命ください

2. 未改修車であった場合には、リコール改修を実施してください。ご不明な点等ございましたら下記までお問い合わせください。

●各自動車メーカーお問い合わせ先とウェブサイトURL

自動車メーカー（五十音順）	お問い合わせ先	ウェブサイトURL
いすゞ自動車株式会社	0120-119-113	https://www.isuzu.co.jp/recall/
ジャガー・ランドローバー・ジャパン株式会社	【ジャガー】	0120-92-2772
	【ランドローバー】	0120-92-2992
Stellantisジャパン株式会社【シトロエン】	0120-55-4106	https://www.citroen.jp/services/recall/recall-campaign.html
株式会社SUBARU	0120-052-215	https://recall.subaru.co.jp/lqsb/
ゼネラルモーターズ・ジャパン株式会社	0120-711-276	https://www.gmtakataairbag.com/product/public/jp/ja/takata_recall/home.html
ダイハツ工業株式会社	0800-500-0182	https://www.daihatsu.co.jp/info/recall/search/recall_search.php
トヨタ自動車株式会社	【トヨタ】	0800-700-7700
	【LEXUS】	0800-500-5577
日産自動車株式会社	0120-941-232	http://www.nissan.co.jp/RECALL/search.html
ビー・エム・ダブリュー株式会社	0120-954-018	https://bmw-japan.jp/after-service/recall_search.html
フォルクスワーゲングループジャパン株式会社	【フォルクスワーゲン】	0120-509-300
	【アウディ】	0120-598-119
本田技研工業株式会社	0120-112-010	https://recallsearch4.honda.co.jp/sqs/r001/R00101.do?fn=link.disp
マツダ株式会社	0120-386-073	https://www2.mazda.co.jp/service/recall/
三菱自動車工業株式会社	0120-324-860	https://recall.mitsubishi-motors.co.jp/Recall/jsforward.do?page=searchrecallstatus.jsp&prefix=
メルセデス・ベンツ日本株式会社	0120-086-880	http://www.mercedes-benz.jp/my-service/recall/search/index.html

国土交通省 タカタ車検停止措置専用ダイヤル

タカタ車検停止措置特設ホームページ

0570-062-115



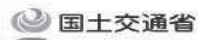
http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/recallinfo_003.html

重量税照会サービスについて

登録車はこちら

参考URL

<https://www.nextmvtt.mlit.go.jp/nextmvtt-web/>



次回自動車重量税額照会サービス

初めての方	よくあるご質問	利用規約	ご利用上の注意	プライバシーポリシー	セキュリティ	お問い合わせ先
-------	---------	------	---------	------------	--------	---------

> ホーム

次回自動車重量税額照会サービス

次回の車検（継続検査等）を受ける時の自動車重量税の税額が照会できるサービスです。
車台番号、検査予定日を入力することで、検査予定日時点の自動車重量税額の照会が行えます。

■お知らせ

【重要】	2019/07/18	9月30日（月）メンテナンス作業のお知らせ	お知らせ一覧へ >
	2019/04/01	平成31年度税制改正対応のお知らせ	
【重要】	2019/03/19	3月31日（日）メンテナンス作業のお知らせ	
【重要】	2018/07/27	8月18日（土）メンテナンス作業のお知らせ	
	2018/04/02	次回自動車重量税額照会サービス開始について	

■次回自動車重量税額照会

次回自動車重量税額照会を行う場合は、「照会画面へ」ボタンをクリックしてください。
（ご利用可能時間 9:00～21:00）

[照会画面へ](#)

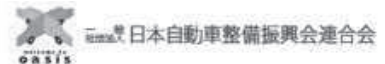
Copyright (C) 2018, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

軽自動車はこちら

参考URL

<http://naspajp/>

重量税計算ツール



重量税計算トップメニュー

登録車につきましては、国土交通省が提供する『次回自動車重量税額照会サービス』をご利用ください。

軽自動車の検索はこちらから

令和元年1月更新分まで対応！

3つの方法で重量税を検索

1. 型式／類別番号を入力
2. メーカー／車種から選択
3. 種別／車両重量を選択

経過年数計算機能付き

第 30 回岩手県自動車整備技能コンクール 《IJS グランプリ》

1. 目 的

本コンクールは、自動車整備士技能のより一層の向上を促し、整備士相互の連携交流を強め、業界の健全な発展と自動車の安全確保及び環境保全に寄与するとともに、第 24 回全日本自動車整備技能競技大会に出場する岩手県代表選手を選抜する。

2. 概 要

多くの自動車整備士が参加できるように、Web による参加申込を行います。申し込みは、個人またはチーム（2 名 1 組）のどちらでも結構です。

一次予選として、学科試問を実施し、上位 10 位を決定します。

後日、上位 10 位による最終予選を行い、順位により岩手県代表選手を決定いたします。

なお、チームで参加した場合の得点は、一次予選、最終予選ともに、2 名の得点の平均点にて順位を決定します。

最終予選の結果、1 位が個人の場合、個人 2 位とペアを組み、また、1 位がチームの場合は、チームで第 24 回全日本自動車整備技能競技大会へ岩手県代表選手として出場していただきます(辞退は原則不可)。

なお、メーカー系列のメイン・ディーラー及びサブ・ディーラーに所属する者は、岩手県大会への参加は可能ですが、全国大会へ出場することは出来ません。

① 一 次 予 選

県内数会場にて同時開催予定の学科予選を実施。

(自動車整備技能登録試験(学科)3 級種目から 5 問、2 級種目から 20 問、1 級種目から 2 問、法令から 3 問、合計 30 問出題)

② 最 終 予 選

岩手県自動車整備商工組合にて実技試問を実施。

(自動車整備技能登録試験(口述・実技)を参考に出題)

3. 申込期日及び申込方法

① 申 込 期 日 令和 6 年 3 月 31 日(日)

② 申 込 方 法 本案内文章下部の[申込はこちら](#)より申込期日までに送信する。

4. 参加資格等

当会会員事業場に所属し、自動車整備士資格を有しているもので、過去の全国大会において入賞経験（総合1位～3位）がないこと。

5. 日 程

① 申し込み 令和6年1月4日(木)～3月31日(日)

② 一次予選 令和6年6月3日(月) (予定)

※ 県内数会場にて同時開催予定

③ 最終予選 令和6年7月27日(土) (予定)

会場：岩手県自動車整備商工組合教育センター

6. そ の 他

◎ 一次予選参加者には参加賞を贈呈します。

◎ 最終予選では、1位～10位には順位に応じた金券等を贈呈します。

◎ 最終予選の1位～3位には、副賞として、事業場に掲示できる盾、及び、つなぎ等に貼り付けできるワッペンを贈呈します。

◎ 全国大会出場者には、大会競技車両が決定後、全国大会に向けた練習会に参加していただきます。

7. 第24回全日本自動車整備技能競技大会(予定)

令和6年11月(予定)東京ビッグサイト(東京都江東区有明3-11-1)

第30回岩手県自動車整備技能コンクール《IJS グランプリ》

<主 催> 一般社団法人 岩手県自動車整備振興会

<協 力> 岩手県自動車整備商工組合

申込はこちら